

埼玉県男女共同参画基本計画（案） （令和9年度～令和13年度）

彩の国  埼玉県

目 次

第1章 計画の策定に当たって

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の位置付け
- 3 計画の期間
- 4 男女共同参画をめぐる本県の状況
- 5 日本の男女共同参画状況の国際比較

第2章 計画の基本的な考え方

- 1 計画の目標
- 2 計画を推進するための基本的な視点
- 3 条例の基本理念と計画の基本目標
- 4 計画の体系
- 5 計画の推進指標

第3章 計画の内容

目指す姿	I	あらゆる分野における男女共同参画の推進	
基本目標	I-1	政策や方針の立案及び決定への女性の参画拡大	
基本目標	I-2	生活の場における男女共同参画の推進	
目指す姿	II	経済社会における女性活躍の拡大	
基本目標	II-1	働く場における女性活躍の推進	
基本目標	II-2	誰もが働きやすい職場環境づくり	
目指す姿	III	誰もが安全・安心に暮らせる社会の実現	
基本目標	III-1	ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶	
基本目標	III-2	生活上の様々な困難への支援と多様性の尊重	
基本目標	III-3	生涯を通じた男女の健康支援と命の尊厳の尊重	
基本目標	III-4	男女共同参画の視点に立った防災対策の推進	
目指す姿	IV	ジェンダー平等・男女共同参画の実現に向けた意識改革・教育の推進	
基本目標	IV-1	固定的性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアス (無意識の思い込みや偏見)の解消	
基本目標	IV-2	男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実	

第4章 計画の推進体制

- 1 総合的な推進体制
- 2 男女共同参画推進センター（With You さいたま）による男女共同参画
の推進

- 3 市町村の推進体制の整備への支援と市町村との連携
- 4 国等・県民・事業者・民間団体との連携
- 5 計画推進の基盤となる調査研究の実施と計画の進行管理

参考資料

- 1 計画策定の経緯
- 2 計画の推進体制図
- 3 男女共同参画をめぐる動き
- 4 関係法令
 - 男女共同参画社会基本法
 - 埼玉県男女共同参画推進条例
 - 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律
 - 配偶者からの暴力の防止及び被害者等の保護に関する法律
 - 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律
 - 政治分野における男女共同参画の推進に関する法律
 - 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約
- 5 用語の解説（本文中に＊を付した語句の解説）

- グラフの集計は、小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位まで表記してあります。このため、各回答率（％）を足し上げても100％とならない場合があります。

第1章 計画の策定に当たって

1 計画策定の趣旨

本県では、全国に先駆けて平成12年（2000年）3月に埼玉県男女共同参画推進条例（以下「条例」という。）を制定し、条例に基づく初の基本計画として、平成14年（2002年）2月に「埼玉県男女共同参画推進プラン2010」を策定しました。

その後、「埼玉県男女共同参画基本計画」（平成29年度（2017年度）～令和3年度（2021年度））では、平成27年（2015年）8月に成立した、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律*（以下「女性活躍推進法」という。）に基づく都道府県推進計画としても位置付け、「埼玉県男女共同参画基本計画」（令和4年度（2022年度）～令和8年度（2026年度）。以下「現行計画」という。）では、「男女共同参画社会の実現～人権が尊重され、誰もが活躍できる埼玉へ～」を目標として、男女共同参画に係る施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

そのような中、女性の就業率や政策・方針決定過程における女性の参画等について進展が見られているものの、残念ながら、根強い固定的性別役割分担意識*やアンコンシャス・バイアス（無意識の思い込みや偏見）*は未だ残っています。

一方、令和2年（2020年）から約4年続いた新型コロナウイルス感染症の拡大は未曾有の危機をもたらし、女性の生活に影響を与え、配偶者からの暴力（以下「DV」という。あわせて、デートDVを含める場合は「DV等」という。）や性暴力の増加や深刻化をもたらしたとの指摘があるとともに、雇用・所得への影響などが浮き彫りになりました。

さらに、本県の人口は、令和7年（2025年）国勢調査の速報値で、大正9年（1920年）の調査開始以来、初めて減少に転じるとともに、異次元の高齢化が進行することが見込まれています。このような「人口減少と超少子高齢社会の到来」という歴史的課題に直面する中では、社会経済において日頃の性差による不利益や格差などがより強まる恐れがあります。こうした中で、性差に縛られることなく、誰もが望むように自分らしく活躍できる、活力ある持続可能な社会づくりがこれまで以上に大きな課題となっており、男女共同参画の視点の重要性が高まっています。

県では、現行計画の計画期間の満了に当たり、これまでの成果や課題を踏まえるとともに、社会情勢の変化に対応するため、これまで、本計画の下位計画として位置付けていた、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律*（以下「DV防止法」という。）に基づく「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画」及び困難な問題を抱える女性への支援に関する法律*（以下「困難女性支援法」という。）に基づく「埼玉県困難な問題を抱える女性支援基本計画」を本計画に統合し、一体的に取り組を進めることとし、今後の目指す姿と取り組むべき施策を明らかにする、新たな「埼玉県男女共同参画基本計画」を策定するものです。

2 計画の位置付け

- (1) 男女共同参画社会基本法第14条及び条例第12条に基づき策定する、県の男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画です。
- (2) 計画の「目指す姿 Ⅱ」について、女性活躍推進法第6条第1項に基づき策定する、県の女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画として位置付けます。
- (3) 計画の「目指す姿 Ⅲ」の一部について、DV防止法第2条の3第1項に基づき策定する、県の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画として位置付けます。
- (4) 計画の「目指す姿 Ⅲ」の一部について、困難女性支援法第8条第1項に基づき策定する、県の困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画として位置付けます。
- (5) 男女共同参画をめぐる国連の動向や社会情勢の変化、国の第6次男女共同参画基本計画を踏まえるとともに、本県の総合計画である埼玉県5か年計画*との整合を図り、県の部門別計画として策定する計画です。
- (6) 県民からの意見や男女共同参画審議会からの答申を受け、県民、事業者、民間団体、市町村などと連携して施策の推進に取り組むための計画です。

3 計画の期間

令和9年度（2027年度）から令和13年度（2031年度）までの5年間

※以下、データ・グラフは一部作業中

4 男女共同参画をめぐる本県の状況

(1) 人口減少・少子高齢化の進行

本県の人口は、国勢調査が開始された大正9年（1920年）から、これまで一貫して増加してきましたが、前記のとおり、令和7年（2025年）の国勢調査速報値で、調査開始以来、初めて減少しました。今後も大きな自然減トレンドにより減少傾向が続くとみられ、令和12年（2030年）には約716万人に、令和22年（2040年）には700万人を下回ると予想されています。

本県の65歳以上の高齢者は、令和12年（2030年）には約208万人、令和22年（2040年）には約231万人まで増加し、県民の3人に1人が高齢者となる見込みです。

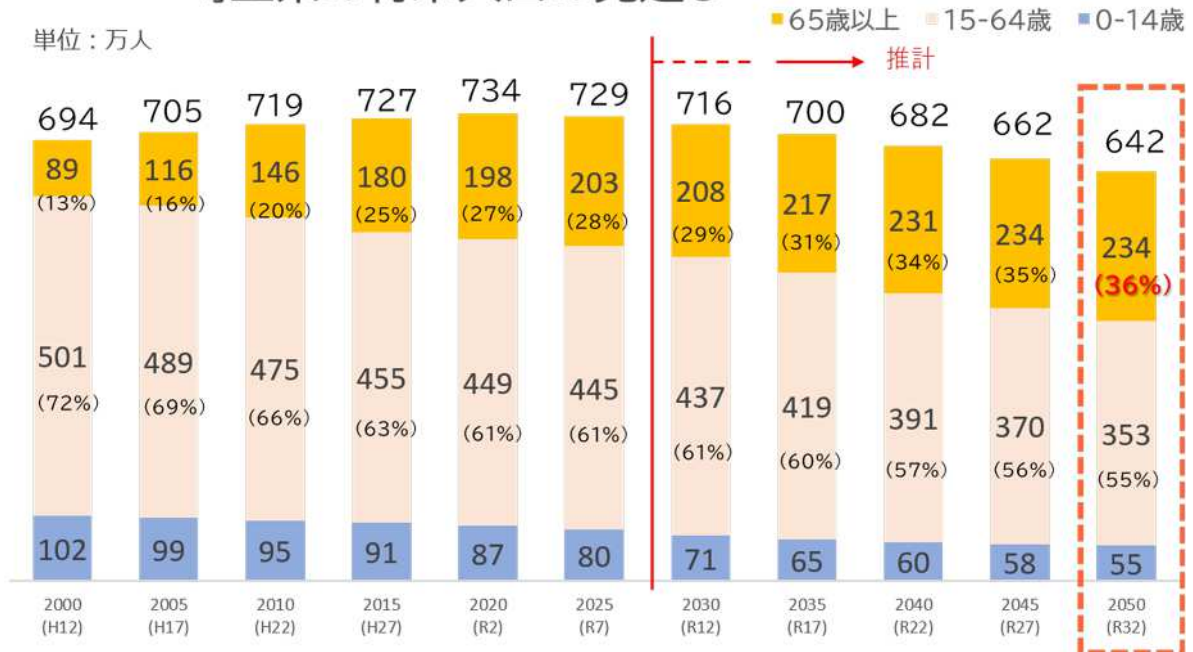
一方で、15歳から64歳までの生産年齢人口は、平成12年（2000年）の約501万人をピークに減少が続き、令和12年（2030年）には約437万人、令和22年（2040年）には約391万人まで減少する見通しです。

データ 1



データ 2

埼玉県の将来人口の見通し

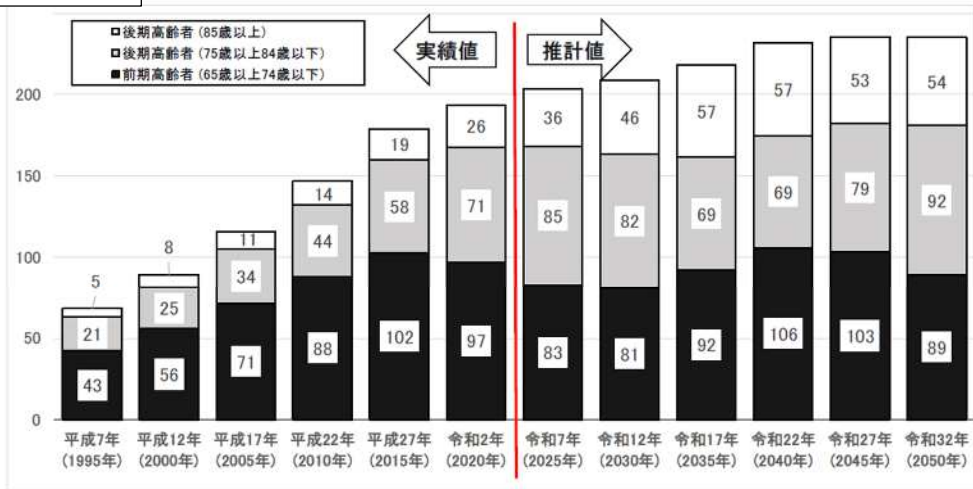


2020年までは総務省「国勢調査」（2015年及び2020年は不詳補完結果を使用）、2025年以降は社人研「日本の地域別将来推計人口」を基に作成
2010年以前の国勢調査の人口総数には、年齢「不詳」を含むため、年齢3区分別人口の合計とは一致しない
なお、端数処理の関係で年齢3区分別の合計と人口総数が一致しない場合もある

また、本県の75歳以上の後期高齢者は、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、いわゆる団塊世代の高齢化に伴い、平成27年（2015年）から令和12年（2030年）までの15年間で約1.7倍の約128万人に増加すると見込まれています。この間の後期高齢者の増加率は全国で最も高く、社会に与える影響の大きさなどを考えると、異次元の高齢化とも呼べる状況を迎えています。

本県の後期高齢者（75歳以上）人口の推移

データ 3



資料：総務省統計局「国勢調査」[H7～R2]

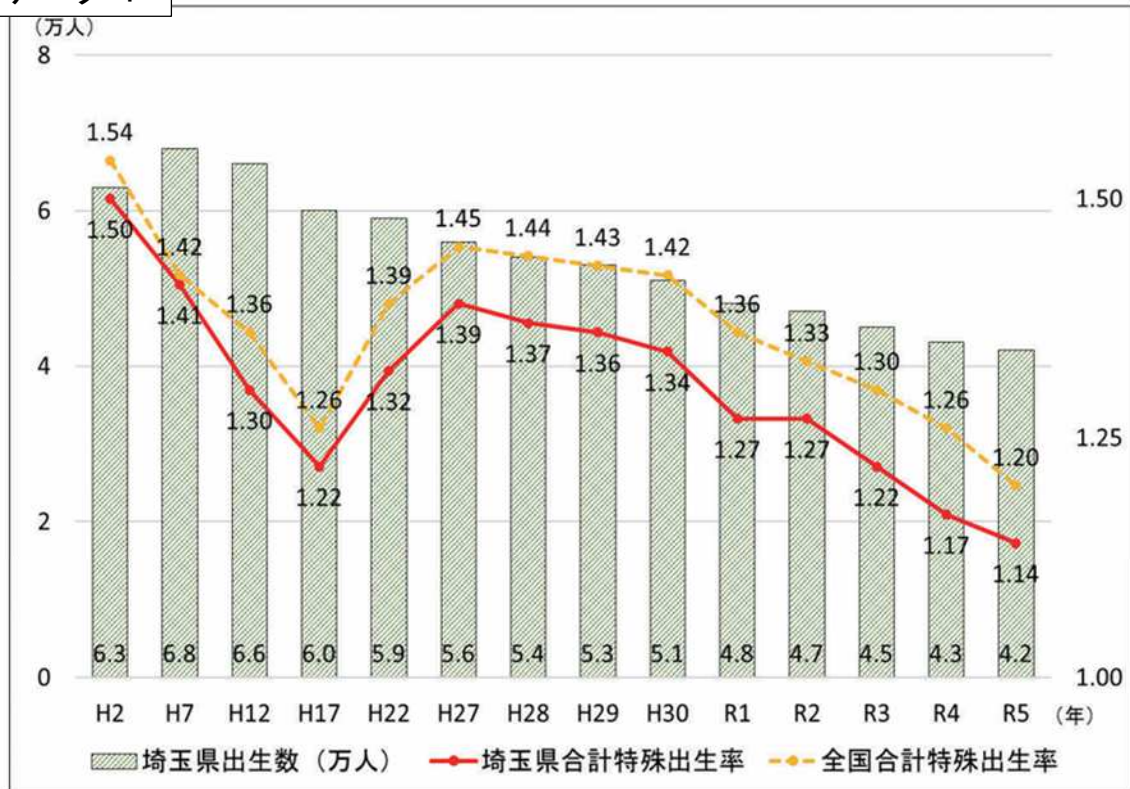
国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和5(2023)年推計）」[R7～R32]

※四捨五入のため合計は必ずしも図2-1-1の65歳以上人口と一致しない

本県における出生数は減少傾向にあり、令和5年（2023年）は約4万2千人となっています。合計特殊出生率は1.14で、全国で7番目に低くなっています。

データ 4

出生数及び合計特殊出生率

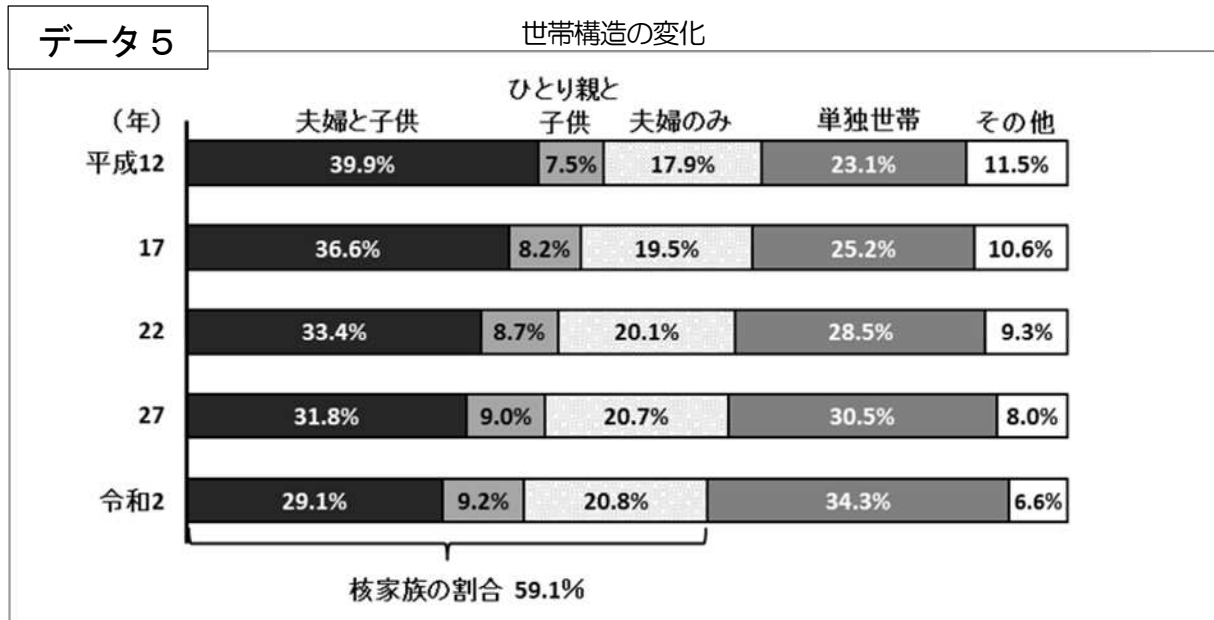


(資料：令和5年厚生労働省「人口動態統計」)

（２）世帯構造の状況

平成12年（2000年）から令和2年（2020年）の変化を見ると、「夫婦と子供」世帯の割合が減少傾向である一方、「単独」世帯の割合が上昇しています。

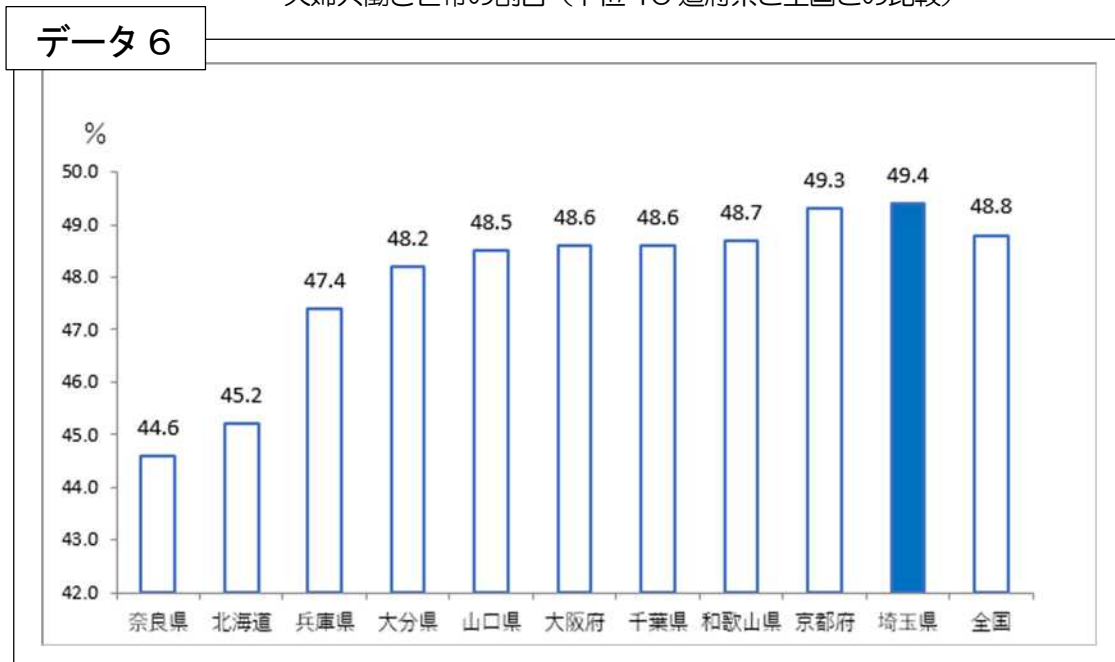
核家族世帯の割合は、59.1%と全国平均（54.2%）より、4.9ポイント高く、奈良県に次いで全国2位となっています。



資料：総務省（国勢調査）より作成

夫婦と子供からなる世帯のうち、夫と妻が有業の世帯の割合は、全国平均は48.8%のところ、本県の状況は49.4%であり、全国で10番目に低くなっています。

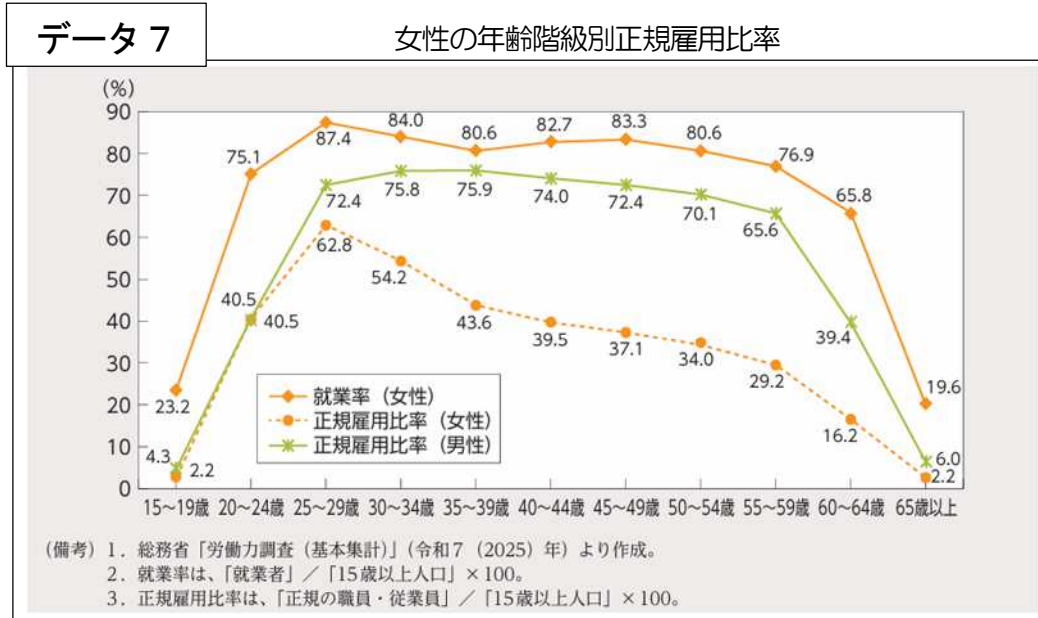
夫婦共働き世帯の割合（下位10道府県と全国との比較）



資料：総務省「令和4年就業構造基本調査」より作成

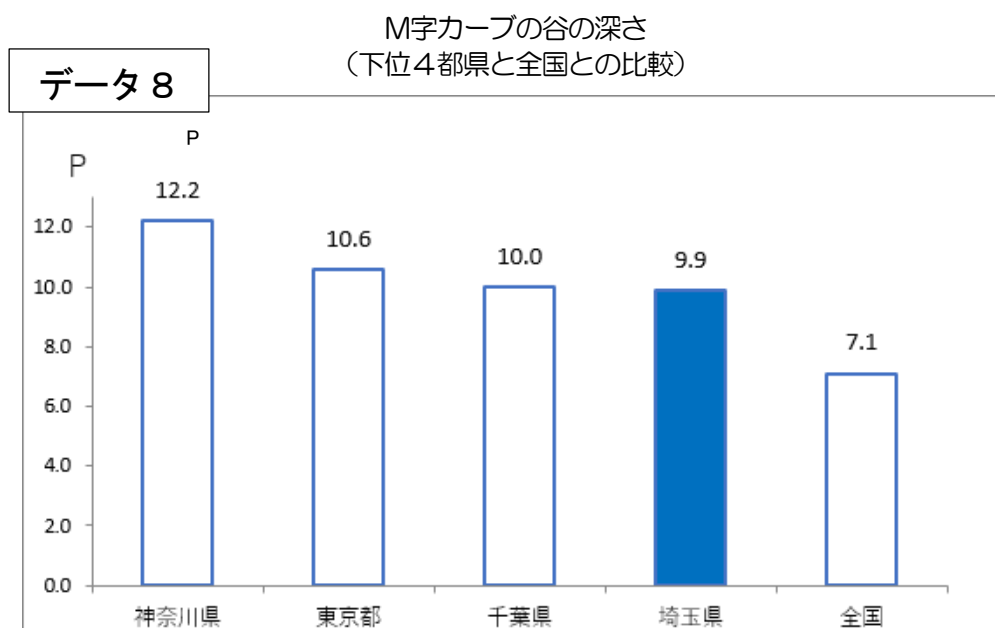
(3) 就業の状況

女性の年齢階級別正規雇用比率は、25～29歳の62.8%をピークに低下しています。
(L字カーブ)



資料：内閣府「令和8年版男女共同参画白書」

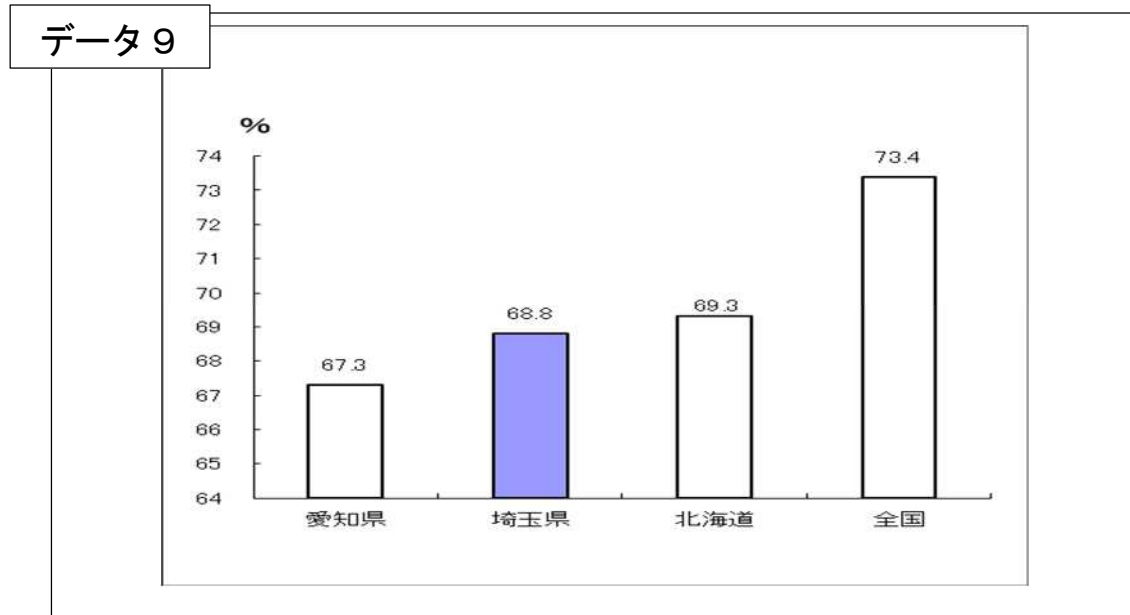
女性の就業率が出産、子育て期に大きく低下する、いわゆるM字カーブ*の谷の深さ (M字型カーブの左右のピークの値と底の値との差) は、9.9ポイントで、全国で4番目に深く、全国 (7.1ポイント) より深くなっています。



資料：総務省「令和2年国勢調査」

育児をしている女性の有業率を見ると、本県は68.8%であり、全国で2番目に低く、全国（73.4%）に比べ、4.6ポイント低くなっています。

育児をしている女性の有業率（下位3県と全国との比較）



資料：総務省「令和4年就業構造基本調査」より作成

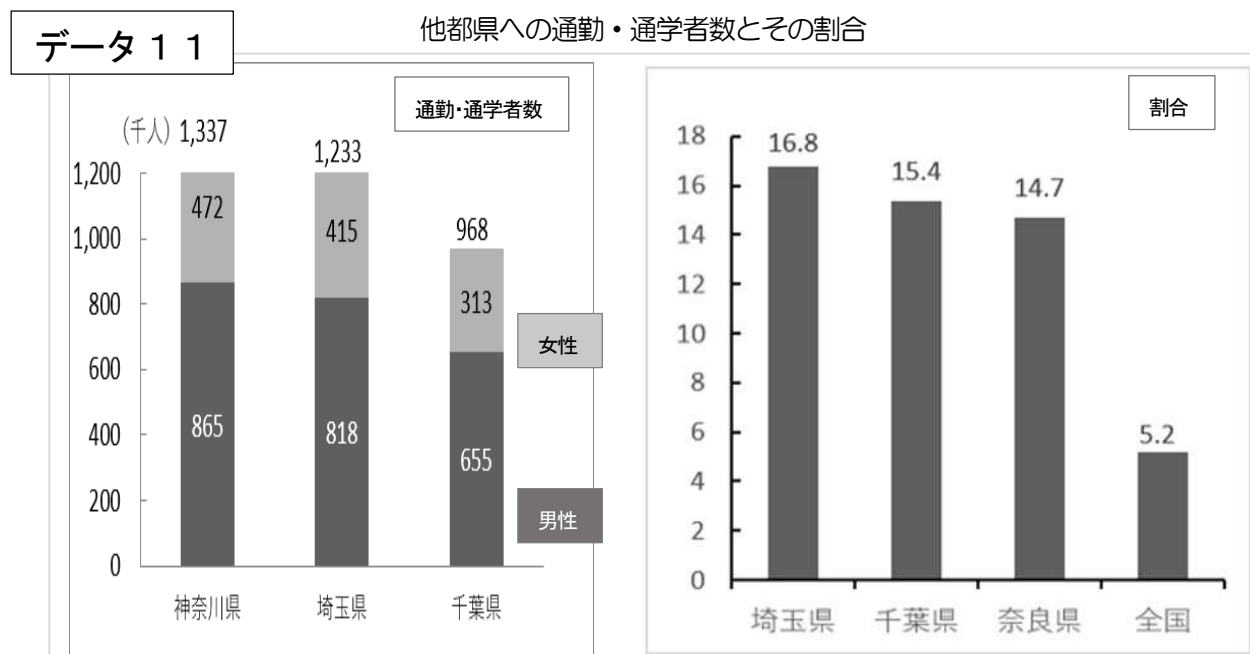
埼玉県の女性雇用者の非正規雇用率は、56.9%と全国で5番目に高く、全国（53.2%）に比べ、3.7ポイント高くなっています。

女性の非正規雇用者の割合（上位3県と全国との比較）



資料：総務省「令和4年就業構造基本調査」より作成

他都県への15歳以上の通勤・通学者数は、1,233千人で全国で2番目に多く、都道府県別人口に占めるその割合は16.8%と全国1位になっています。



資料：総務省「令和2年国勢調査」より作成

(4) 政策決定過程への参画

審議会等委員に占める女性の割合は、47.2%（令和7年（2025年）4月1日現在）で全国6位となっています。なお、全国の割合は、35.4%となっています。

法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等委員への女性の登用率は、46.3%で全国2位となっています。

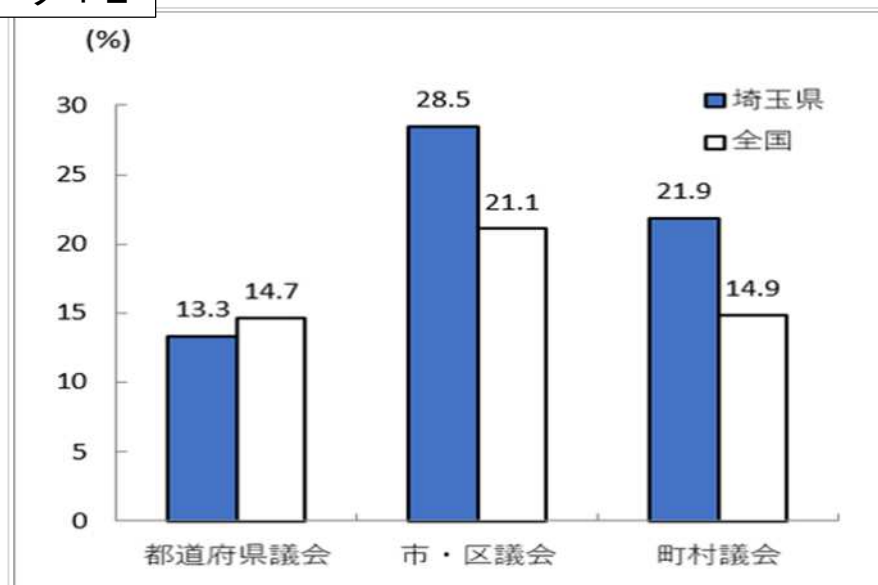
県議会における女性議員の割合は、13.3%（90人中12人）で全国23位となっています（令和7年（2025年）12月31日現在）。

市区議会における女性議員の割合は、28.5%（938人中267人）で全国2位、町村議会における女性議員の割合は、21.9%（288人中63人）で全国5位となっています（令和7年（2025年）12月31日現在）。

県及び市区町村議員の女性の割合は、26.0%で、全国3位となっています。なお、全国の割合は18.5%となっています。

データ 1 2

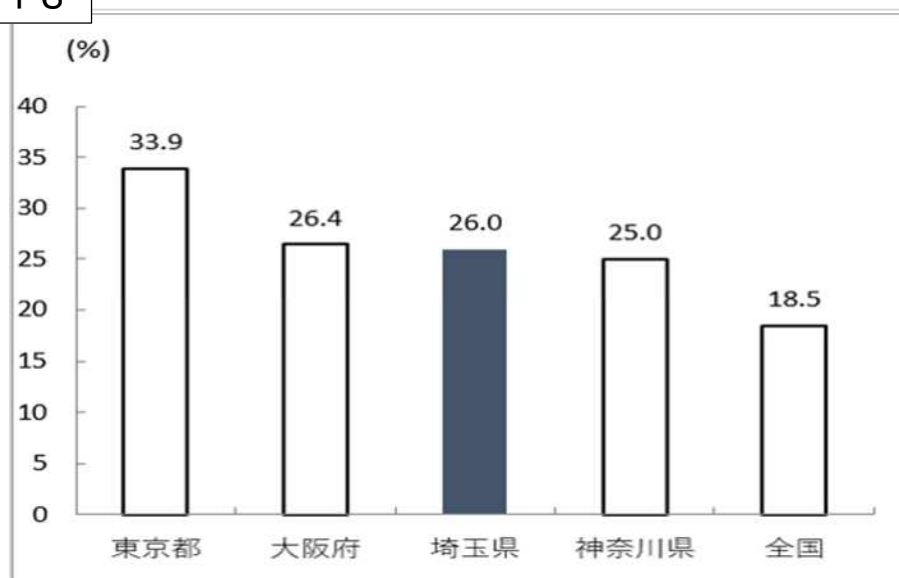
女性議員の割合 (全国との比較)



資料：総務省「地方公共団体の議会の議員及び長の所属党派別人員調べ
(令和7年12月31日)より作成

データ 1 3

都道府県別女性議員の割合 (上位4都府県・全国との比較)

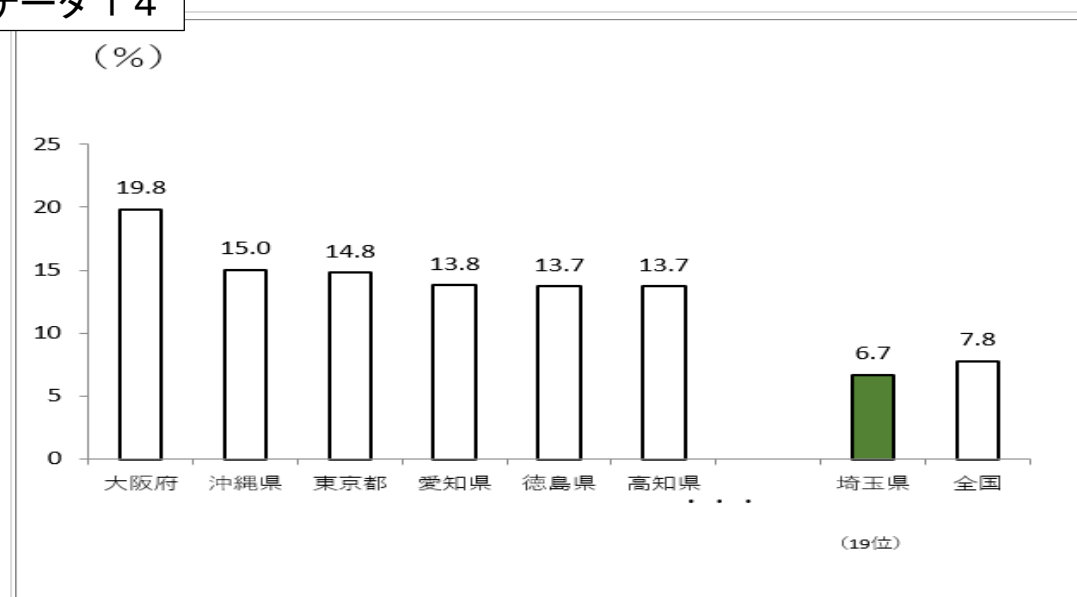


資料：総務省「地方公共団体の議会の議員及び長の所属党派別人員調べ
(令和7年12月31日)より作成

自治会長に占める女性の割合は、6.7% (令和7年(2025年)4月1日現在)で、全国19位となっています。なお、全国割合は7.8%となっています。

データ 14

自治会長に占める女性の割合（上位6都府県・全国との比較）



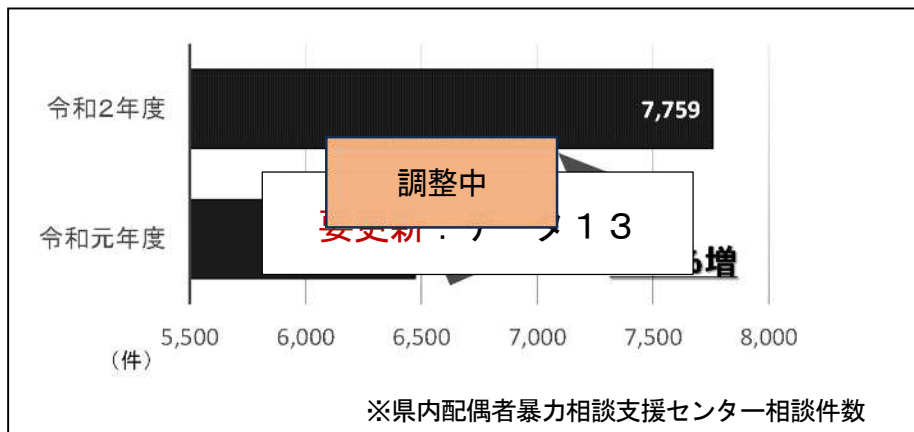
資料：内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」（令和7年度）より作成

（5）DV等の被害者からの相談件数高止まり

DV等は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、男女共同参画社会の実現に向け克服すべき重要な課題です。DV等は家庭内や個人的な関係において行われるため、潜在化しやすく、加害者に罪の意識が薄いという傾向があります。

また、コロナ禍を経て、県配偶者暴力相談支援センターや県福祉事務所、市町村で受けている相談の件数は高止まりの様相を見せる一方、県が令和7年度に実施した調査によると、DVの被害経験がある方のうち、相談された方は約4割に満たないという実態があります。相談されなかった方の中には、「相談するほどのことではないと思った」、「相談しても無駄だと思った」という方が多くおられることから、引き続き、相談しやすい環境整備に取り組むことに加え、被害が見過ごされないよう周りの方々に対しても意識啓発を進める必要があります。また、DVと児童虐待が併存する事案への対応も急務となっています。

配偶者暴力相談支援センター相談状況（県）



資料：県男女共同参画課調べ

（６）女性が抱える困難の多様化、複合化、複雑化

本県における女性支援は、昭和31年に制定された売春防止法に基づく、婦人保護事業として始まり、その後、支援ニーズの多様化に伴い、DV、家庭関係の破綻、生活困窮等の問題を抱える女性へと事業の対象を拡大してきました。

一方で、女性を取り巻く状況は時代と共に大きく変化し、女性が抱える困難も多様化、複合化及び複雑化していることから、売春防止法に基づく婦人保護事業は、困難な問題に直面している女性の人権の擁護・福祉の増進や自立支援等の視点は不十分なものでした。そこで、新たに、令和6年4月に困難女性支援法が施行され、これにより女性支援の在り方は、従来の売春防止法に基づく「保護更生」という視点から、「女性の福祉」「人権の尊重や擁護」「男女平等」という視点へと大きく転換します。

女性は、女性であることにより性的な被害に遭遇しやすく、予期せぬ妊娠等の問題が存在するほか、出産・育児により就業が途切れやすいといった状況があり、不安定な就労状況や経済的困窮、孤立など社会経済的困難に陥りやすい傾向にあります。とりわけ、昨今は困難な問題を抱える若年女性への対応が課題となっています。

（７）デジタル社会への更なる対応

コロナ禍を経て、デジタル技術の社会実装が進み、私たちの意識も大きく変容し、デジタル技術は身近なものとなりました。仕事については、オンラインの活用が急速に拡大し、男女ともに新しい働き方の可能性が広がり、テレワーク*、在宅ワークの普及は柔軟な働き方の推進や男性の家事・育児等への参画を促す好機となりました。

また、ソーシャルネットワーキングサービ（以下「SNS」という。）は、発信も容易で素早く情報が共有できることから、プライベートからビジネスまで幅広く活用されており、現代生活において不可欠なものとなりました。

さらに、昨今、AIの進展は目覚ましく、分野によっては人間を上回るアウトプットをごく短時間で生成し、ビジネスや学術活動などに幅広く活用され始めるなど、我々の働き方や生活に大きな影響を及ぼしています。

一方、それぞれに、その影響の大きさから負の側面も見受けられます。社会インフラとなったインターネットについては、外部からの不正アクセスによるシステム障害により、物流業において出荷に影響を与える事例や、医療機関の診療が停止するなどの事例が発生しています。

また、SNSについては、虚偽情報や差別的言動を無自覚に拡散してしまったり、個人情報流出や依存、人間関係の悪化などの問題があるとともに、自分の価値観に合った情報にばかり触れ、異なる視点に触れる機会が減少し、偏った認識や固定観念を持ちかねないとともに、同じ意見をもつ人々が集まり、自分たちの意見を強化し合うことで、偏見や差別を助長し、社会的な分断を進め、マイノリティの排除・差別が深刻化するのではないかという懸念があります。AIについては、労働市場における代替性・補完性の両面をもたらすとされていますが、AIに業務を代替されるリスクを忘れてはなりません。

そこで、上記に留意しつつも、男女が共にこれらのテクノロジーの進展に寄与し、性別にかかわらず、誰もがその恩恵を享受できるよう、県民・事業者・行政それぞれのデジタル化を前提とした社会全体の「デジタルトランスフォーメーション（DX*）」を更に進展させていく必要があります。

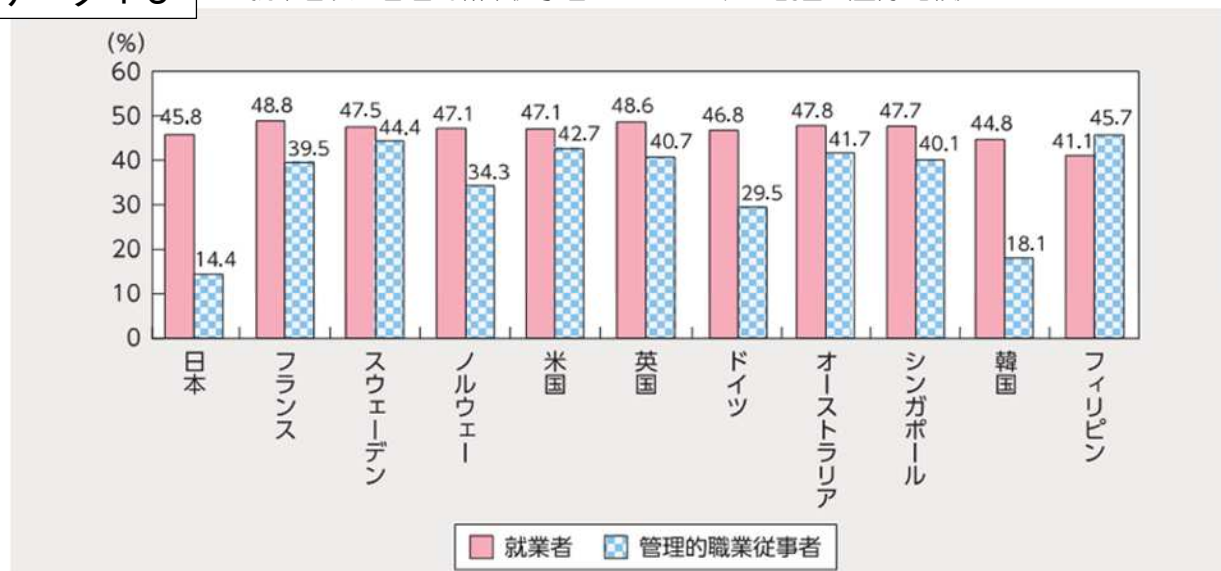
5 日本の男女共同参画状況の国際比較

（１）就業者、管理的職業従事者の状況

就業者に占める女性の割合に比べ、管理的職業従事者に占める女性の割合は、国際的にみても低い状況となっています。

データ 15

就業者及び管理的職業従事者に占める女性の割合（国際比較）



- （備考） 1. 日本については総務省「労働力調査（基本集計）」、日本以外の国はILO「ILOSTAT」より作成。
 2. 日本、米国、韓国は令和7（2025）年、フィリピンは令和5（2023）年、その他の国は令和6（2024）年の値。
 3. 総務省「労働力調査」では、「管理的職業従事者」とは、就業者のうち、会社役員、企業の課長相当職以上、管理的公務員等。また、「管理的職業従事者」の定義は国によって異なる。

資料：令和3年版男女共同参画白書（内閣府）

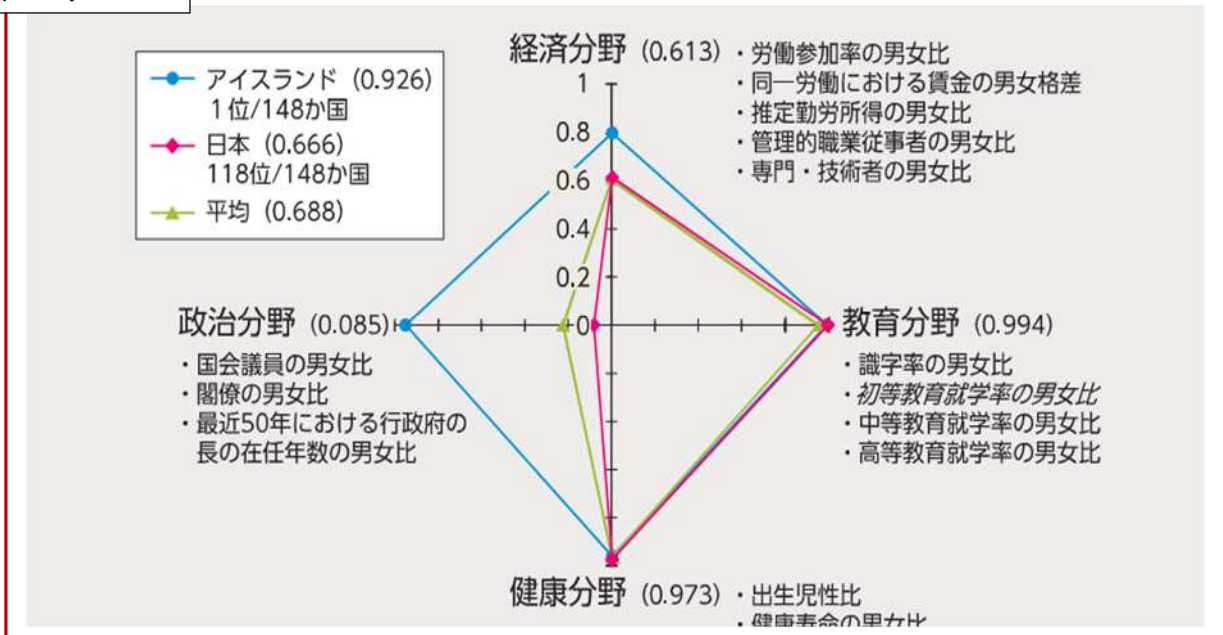
(2) ジェンダー・ギャップ指数 (GGI)

ジェンダー・ギャップ指数 (GGI: Gender Gap Index) は、スイスの非営利財団「世界経済フォーラム」が独自に算定したもので、4分野のデータ (※) から構成され、男女格差を測る指数です。

令和7年 (2025 年) の日本の順位は 148 か国中 118 位となっており、政治・経済分野での格差が大きく、総合順位が依然として低い状況にあります。

各分野におけるジェンダー・ギャップ指数

データ 16



(備考) 1. 世界経済フォーラム「Global Gender Gap Report2025」より作成※。

※ (出典) 「令和8年版男女共同参画白書」

2. 日本の数値がカウントされていない項目はイタリックで記載。

3. 日本の分野別の順位 (148 か国中) :

経済 (112位)、教育 (66 位)、健康 (50 位)、政治 (125 位)

0が完全不平等、1が完全平等

(※) 次の4分野からなり、0が完全不平等、1が完全平等を示す。

【経済分野】・労働参加率の男女比 ・同一労働における賃金の男女格差

・推定勤労所得の男女比 ・管理的職業従事者の男女比

・専門・技術者の男女比

【教育分野】・識字率の男女比 ・初等、中等、高等教育の就学率の男女比

【健康分野】・出生児性比 ・健康寿命の男女比

【政治分野】・国会議員 (下院) の男女比 ・閣僚の男女比

・最近 50 年における行政府の長の在任年数の男女比

(国府)

(3) 女子差別撤廃条約と日本

国際連合の女子差別撤廃委員会 (以下「委員会」という。) は、女性差別撤廃条約にのっとり対応をとっているか、締約国を定期的に審査しています。令和6年 (2024

年)には、8年ぶりに日本政府に対する対面審査が行われ、委員会が日本政府に対し女性政策の改善を勧告する最終見解が公表されました。

最終見解では、選択的夫婦別姓制度を導入することや、同性婚を認めること、人工妊娠中絶における配偶者の同意要件を削除することなどが勧告されました。

前回の平成28年(2016年)については、家族法をめぐる問題について強く勧告を受けたところ、女性の婚姻年齢の18歳への引き上げや、再婚禁止期間の廃止については、民法の改正があり実現しています。一方、選択的夫婦別姓制度の導入については実現しておらず、令和6年で4回目の勧告となります。

勧告には法的拘束力はありませんが、女性差別の撤廃に向けた、ひいては男女共同参画社会の実現に向けた具体的な解決策を示すものもあることから、今後の国における議論を注視していくことは大事なことです。

第2章 計画の基本的な考え方

1 計画の目標

男女共同参画社会の実現
～誰もが人権を尊重され活躍できるジェンダー平等実現の埼玉へ～

2 計画を推進するための基本的な視点

計画の目標である男女共同参画社会の実現に向けて、計画を推進するための5つの基本的な視点を設定します。

(1) あらゆる分野で男女の人権を尊重する

DV等や、性犯罪・性暴力、セクシュアル・ハラスメント*などの女性に対する暴力は重大な人権侵害であり、男女共同参画社会の形成を阻害する重要な課題となっています。

この背景には、人々の意識や行動、習慣などにある、社会的・文化的に形成された性別（ジェンダー*）による固定的性別役割分担意識や、女性に対する差別や偏見などがあります。女性に対する暴力が根絶され、尊厳をもって一人一人が生きることができるよう、あらゆる分野で男女の人権を尊重していきます。

(2) 男女共同参画・女性活躍を推進し、県民のウェルビーイング（Well-being）の向上を図る

男女共同参画・女性活躍を分野横断的な価値として推進し、性別にかかわらず、自らの意思に基づき、その個性と能力を十分に発揮し、あらゆる分野へ参画できることを目指し、県民のウェルビーイング（Well-being）*の向上を図ります。

(3) 誰もが望む形で仕事と家庭を両立できる環境をつくる

本県には、女性の労働力率*が出産・子育て期に大きく低下する、いわゆるM字カーブ*の底が全国平均と比べ深いという特徴があり、働きたいと考える女性が就業の継続や復職がしやすいような環境の整備が重要です。一方、男性においても働き方を見直し、家庭生活や地域活動への参画により仕事以外の活動の場や役割を持つことは、生涯にわたる豊かな人生につながります。

男女が相互に協力し、社会的支援を受けながら、より良いパートナーシップを築き、家庭や仕事、地域において調和の取れた生活を送れるよう、誰もが望む形で仕事と家庭を両立できる環境をつくりまします。

(4) ジェンダーに基づく暴力の根絶を目指すとともに、様々な困難を抱える人への支援を行う

DV等や、性犯罪・性暴力、ストーカー行為*等は重大な人権侵害であり、これらの暴力の根絶は、男女共同参画社会の実現に向け重要な課題です。また、女性への暴力の背景には、社会での男女の状況の違いや根深い偏見等が存在しており、社会経済における男女間の格差是正や、男女の人権尊重の徹底等の意識改革に取り組む必要があります。一方、当然のことながら、暴力は、性別を問わず許されるものではなく、あらゆる暴力を容認しない姿勢を示していくことが重要です。さらに、こどもや若者に対する性暴力等の被害は深刻な状況にあり、家庭における被害は潜在化・深刻化しやすいことや、立場を利用した支配がある場合には、加害者との関係性から被害を訴えにくい場合があることに十分留意する必要があります。

また、女性をめぐる課題は複雑化、多様化、複合化する中、コロナ禍によりこうした課題が顕在化したことを受け、困難女性支援法が令和4年（2022年）に制定、令和6年（2024年）に施行され、女性支援の強化がなされています。

さらに、高齢者、障害者、外国人、性的マイノリティ*などには、特別な配慮を必要とする人もおり、その能力や意欲を発揮しながら活躍できるよう支援が必要となります。

（５）施策全体にジェンダー主流化の視点を取り入れる

ジェンダー平等*を実現するための考え方であり、手法である「ジェンダー主流化」*は、平成7年（1995年）の第4回世界女性会議（北京会議）で登場し、「あらゆる政策及び計画にジェンダーの視点が反映されるよう保障する」と提唱されました。

それから約30年、本県では、令和5年度に全国に先駆けて、ジェンダー平等を実現するため、県の施策について、固定的性別役割分担、性差別、偏見等が社会的に作られたものであることを意識する視点を取り入れることで、その施策が結果として男女間で格差をもたらしていないかを点検し、施策効果の向上を図る、ジェンダー主流化視点での事業点検の取組を始めました。

また、市町村や民間企業にもこの考え方を広め、連携して全県（オール埼玉）での取組となるよう、取り組めます。

3 条例の基本理念と計画の基本目標

条例の6つの基本理念に基づき、計画の目標である「男女共同参画社会の実現」に向け、「4つの目指す姿」と「10の基本目標」を設定しました。

計画を推進するための5つの基本的な視点も合わせ、次のとおり整理しました。

条例の基本理念

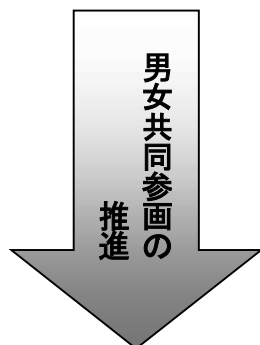
- 1 男女の人権の尊重
- 2 社会における制度や慣行についての配慮
- 3 政策や方針の立案及び決定への共同参画
- 4 家庭生活における活動と社会生活における活動の両立
- 5 生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利*の尊重
- 6 国際的協力

目指す姿

計画の基本目標

I あらゆる分野における男女共同参画の推進	I-1 政策や方針の立案及び決定への女性の参画拡大 I-2 生活の場における男女共同参画の推進
II 経済社会における女性活躍の拡大	II-1 働く場における女性活躍の推進 II-2 誰もが働きやすい職場環境づくり
III 誰もが安全・安心に暮らせる社会の実現	III-1 ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶 III-2 生活上の様々な困難への支援と多様性の尊重 III-3 生涯を通じた男女の健康支援と命の尊厳の尊重 III-4 男女共同参画の視点に立った防災対策の推進
IV ジェンダー平等・男女共同参画社会の実現に向けた意識改革・教育の推進	IV-1 固定的性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアス（無意識の思い込みや偏見）の解消 IV-2 男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実

計画を推進するための基本的な視点



- 1 あらゆる分野で男女の人権を尊重する
- 2 男女共同参画・女性活躍を推進し、県民のウェルビーイング（Well-being）の向上を図る
- 3 誰もが望む形で仕事と家庭を両立できる環境をつくる
- 4 ジェンダーに基づく暴力の根絶を目指すとともに、様々な困難を抱える人への支援を行う
- 5 施策全体にジェンダー主流化の視点を取り入れる

計画の目標

男女共同参画社会の実現

～誰もが人権を尊重され活躍できるジェンダー平等実現の埼玉へ～

第3章 計画の内容

目指す姿Ⅰ あらゆる分野における男女共同参画の推進

(目指す姿)

- 政策・方針決定過程に女性の参画拡大が図られ、男女共同参画が進んでいます。急速な少子高齢化や人口減少が進む中でも、多様な視点が確保され、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある持続可能な社会を生み出すとともに、誰もが暮らしやすい社会の実現につながっています。
- 家事・子育て・介護・地域活動における、固定的性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアス（無意識の思い込みや偏見）*の認知も進み、それらの悪影響を極力排して、性別を問わずにあらゆる分野に参画できることの重要性が社会に浸透してきています。性別を問わず参画が進むことで、ジェンダー平等社会が実現します。
- 旧来型の家庭や社会における男女の偏りは是正され、社会構造や働き方、家庭での在りようなどが変化することにより、性別を問わずあらゆる分野に参画できることは、誰もが暮らしやすい多様な幸せ（ウェルビーイング）につながります。

基本目標 I-1

政策や方針の立案及び決定への女性の参画拡大

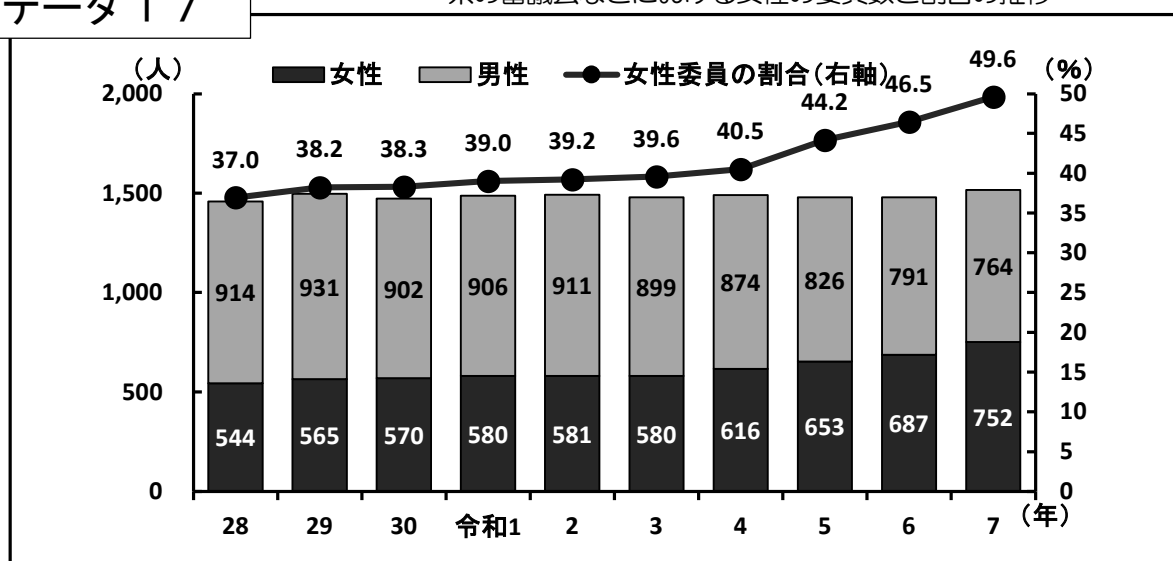
(現状と課題)

県や市町村における女性管理職や審議会などの女性委員の割合や、民間企業管理職などにおける女性の割合は、女性の参画拡大に向けた取組により、着実に上昇傾向にあります。

しかしながら、政策や方針の立案及び決定への女性の参画はまだ十分ではありません。あらゆる分野における女性の参画を拡大していくために、県が率先して女性活躍を進めるとともに、市町村、事業所、各種団体などにおける取組を促進していく必要があります。

データ 17

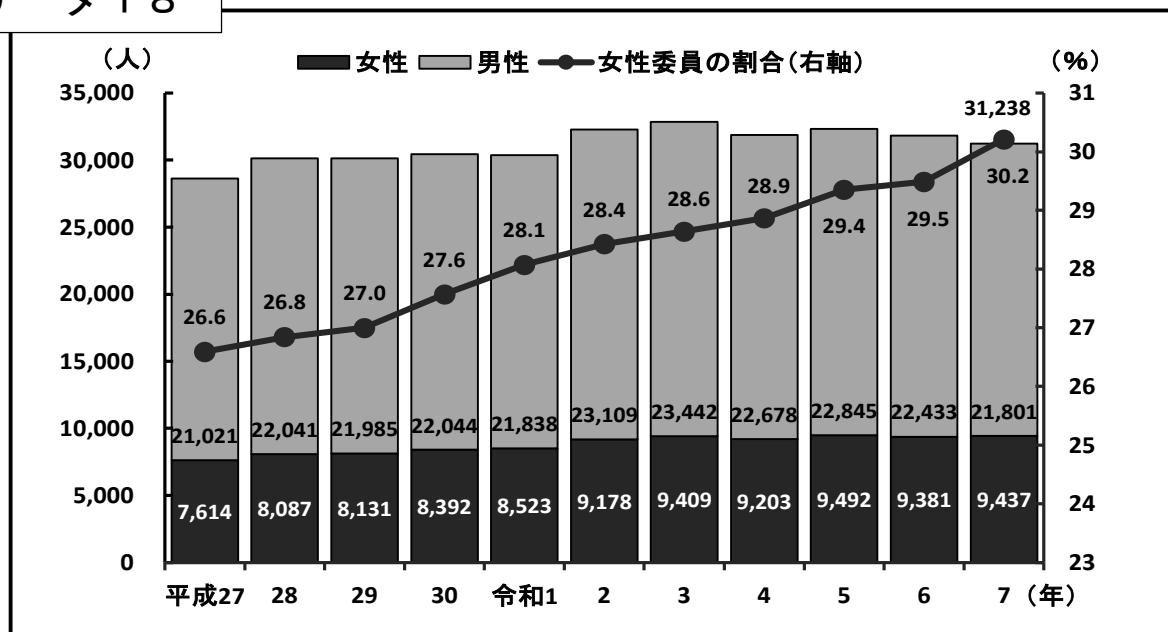
県の審議会などにおける女性の委員数と割合の推移



資料：県人権・男女共同参画課調べ（各年3月31日現在）

データ 18

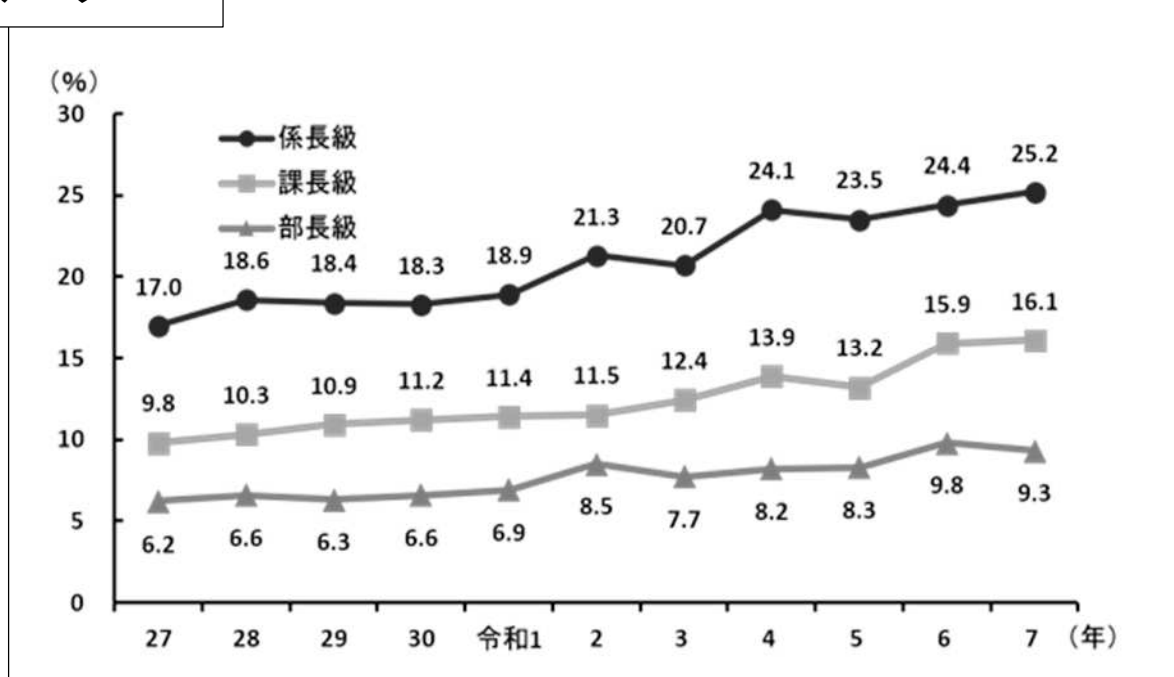
県内市町村審議会などにおける女性の委員数と割合の推移



資料：県人権・男女共同参画課調べ（各年4月1日現在）

データ 19

民間企業の階級別役職者に占める女性の割合の推移（全国）

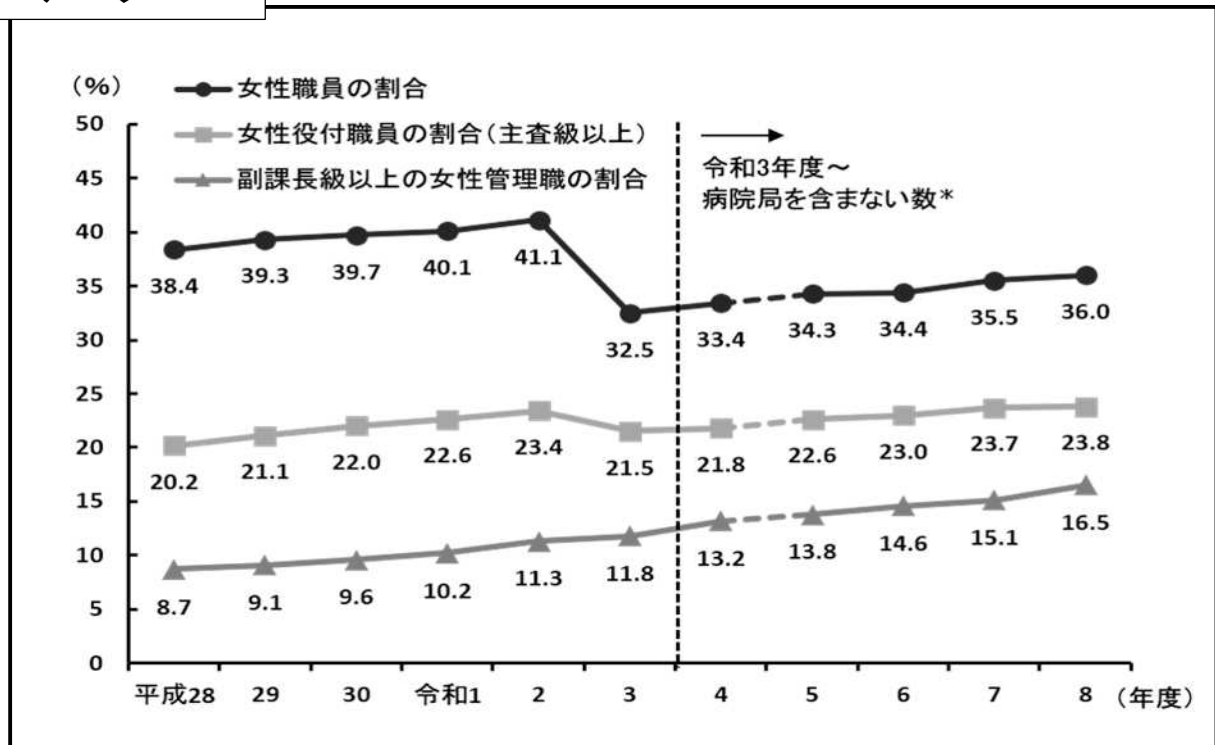


資料：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」より作成

（注）令和2年から、役職者は、10人以上の常用労働者を雇用する企業を集計対象とするよう変更しているが、令和元年以前の企業規模区分（100人以上の常用労働者を雇用する企業）と比較可能となるよう、同様の企業規模区分の数値により算出。

データ 20

埼玉県女性職員・女性役付職員の割合の推移

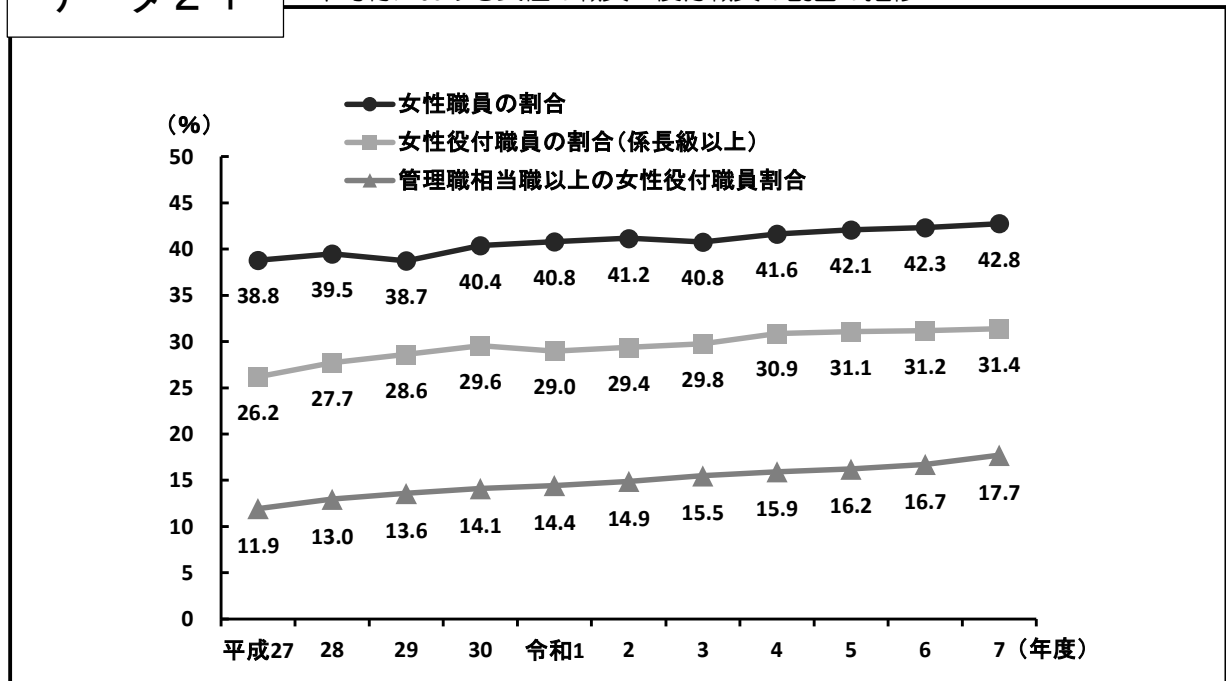


※病院局の地方独立行政法人化に伴い、R3 年度以降は病院局を含まない

資料：県人事課調べ（教育局・警察を除く）

データ 21

市町村における女性の職員・役付職員の割合の推移



資料：県人権・男女共同参画課調べ

施策の基本的な方向

(1) 県における政策・方針決定過程への女性の参画拡大

県審議会などの委員への女性の登用促進、女性の行政職員・教職員・警察職員などの職域拡大や管理職への登用について、県における取組を進めます。

項目番号

推進項目

- 1 ① 県審議会などの委員への女性の登用促進（全庁）
- 2 ア 目標値や公募枠設定による女性の登用促進
- 3 イ 推薦団体への協力要請
- 4 ウ 女性の学識経験者の登用促進
- 5 ② 県が設置する要綱に基づく協議会などの委員への女性の登用促進（全庁）
- 6 ア 目標値や公募枠設定による女性の登用促進
- 7 イ 推薦団体への協力要請
- 8 ウ 女性の学識経験者の登用促進
- 9 ③ 第2次埼玉県女性活躍・子育て応援事業主プラン*に基づく、女性県職員の活躍の推進（総務部）
- 10 ア 女性管理職の更なる増加に向けた登用の推進
令和12年度末までに、県職員の管理職に占める女性の割合を概ね20%、役付職員に占める女性の割合を概ね35%とする登用推進
- 11 イ 女性職員のキャリア形成における不安解消や意欲向上の支援の推進
- 12 ウ 多様性のある県庁に向けた女性職員の確保の推進
- 13 ④ 第2次埼玉県教育委員会女性活躍・子育て応援事業主プラン*に基づく、教育局職員、県立学校教職員、市町村立小・中・特別支援学校教職員の活躍の推進（教育局）
- 14 ア 教育局職員、県立学校教職員、市町村立小・中・特別支援学校教職員を合わせた、教育委員会全体の管理職における女性の割合を令和12年度末までに概ね23%程度とする登用推進
- 15 イ 管理職としての意識・能力の向上のための研修の実施
- 16 ⑤ 埼玉県警察職員いきいき推進計画「明るい未来へシラコバトプラン」に基づく、女性県警職員の活躍の推進（警察本部）
- 17 ア 女性職員の積極的な採用
- 18 イ 幹部登用を指向した人材の育成
- 19 ⑥ デジタル技術の活用を前提とした働き方改革の推進（企画財政部）

施策の基本的な方向

(2) 市町村、事業所・各種団体における政策・方針決定過程への女性の参画拡大

市町村における女性の職域拡大・管理職への登用や、市町村審議会委員などへの女性の登用が進むよう支援を行います。

あらゆる機会を通じて、女性の登用などについて事業所や各種団体（経済団体、労働団体、地域団体、福祉団体など）へ協力を要請し、社会的気運の醸成を図ります。

その際、積極的格差是正措置（ポジティブ・アクション）*の取組事例等の情報提供などにより、実効性のある取組が行われるよう協力を要請します。

推進項目

- 20 ① 研修や情報提供などによる市町村の取組への支援（県民生活部、関係部局）
- 21 ア 県内市町村状況調査などによる状況の把握と結果の提供
- 22 イ 男女共同参画推進センター（With You さいたま）*などでの講座・研修事業による人材育成を通じた地域での女性の活動促進
- 23 ウ 男女共同参画推進センター（With You さいたま）での市町村男女共同参画担当職員研修の実施や市町村職員研修への講師派遣
- 24 ② 市町村審議会委員などへの女性の登用促進支援（県民生活部）
- 25 ③ 事業所における女性の管理職や役職などへの登用促進についての啓発
（県民生活部、産業労働部、関係部局）
- 26 ア 多様な働き方実践企業*の認定、男女共同参画を進める事業所表彰の実施
- 27 イ 積極的格差是正措置（ポジティブ・アクション）等の普及啓発
- 28 ④ 女性の登用についての各種団体に対する協力要請（県民生活部、全庁）
- 29 ⑤ 自治会、PTA、NPOなど地域における政策・方針決定過程への女性の参画促進
（県民生活部、関係部局）

施策の基本的な方向

(3) 女性の人材発掘・育成・活躍の促進

女性の人材の発掘・育成を図り、女性の活躍を促進します。

推進項目

- 30 ① 女性の人材の発掘と情報提供の充実（県民生活部、農林部、全庁）
- 31 ア 男女共同参画推進センター（With You さいたま）での女性の人材に関する幅広い情報の収集・提供
- 32 イ 女性が認定農業者*となるよう促進するとともに、さいたま農村女性アドバイザー*の認定を推進

- 33 ② 女性の人材の育成と活用（県民生活部、全庁）
- 34 ア 地域リーダーの育成と活用
- 35 イ 男女共同参画推進センター（With You さいたま）での講座・研修事業による人材育成及び人材情報の提供
- 36 ウ 男女共同参画推進のためのキーパーソンネットワーク化の支援

基本目標 I - 2

生活の場における男女共同参画の推進

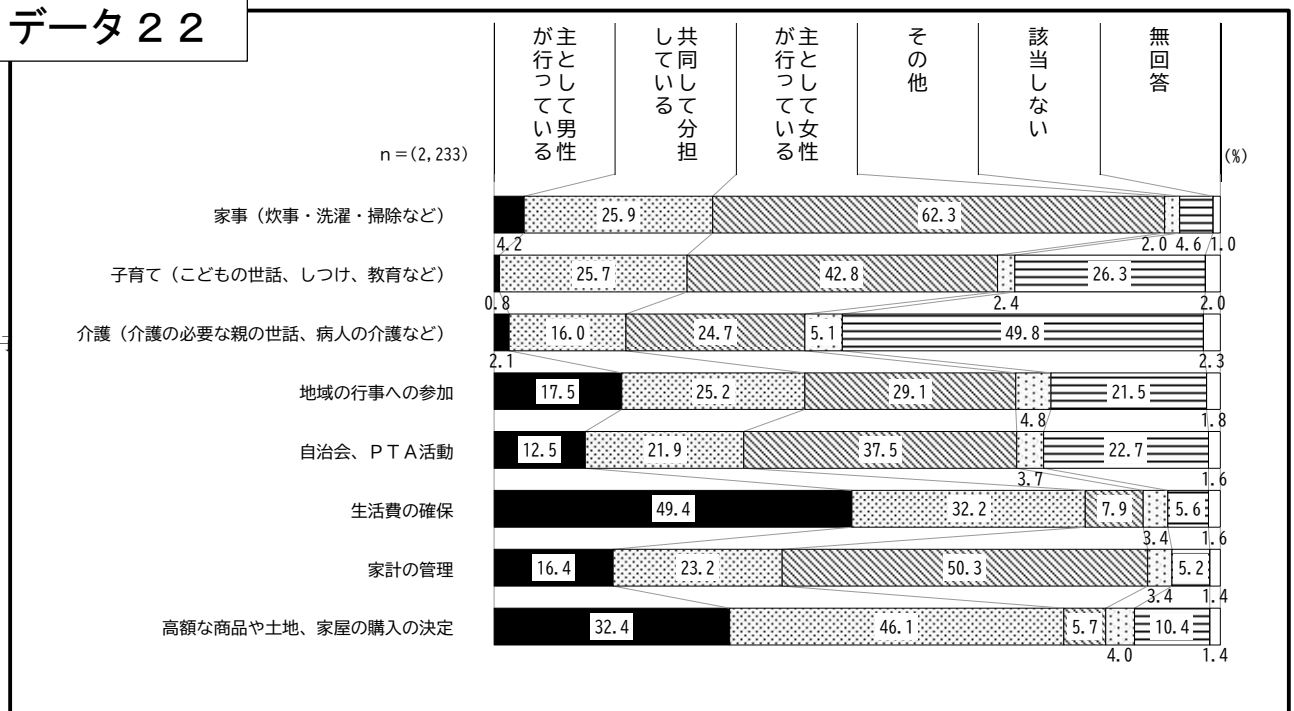
(現状と課題)

長時間労働や転居を伴う転勤等を当然視する、いわゆる「男性中心型労働慣行」や、固定的性別役割分担意識を背景に、家事・子育て・介護や地域活動など生活の場における役割の多くを、女性が担っている実態があります。特に、本県の場合、女性の年齢階級別労働力率が出産・子育て期に大きく低下する傾向があります。

女性が就業を継続したり、復職する上でも、男性が生涯にわたり豊かな人生を送る上でも、生活の場における男性の参画拡大を進めていく必要があります。

家庭生活での役割分担（県）

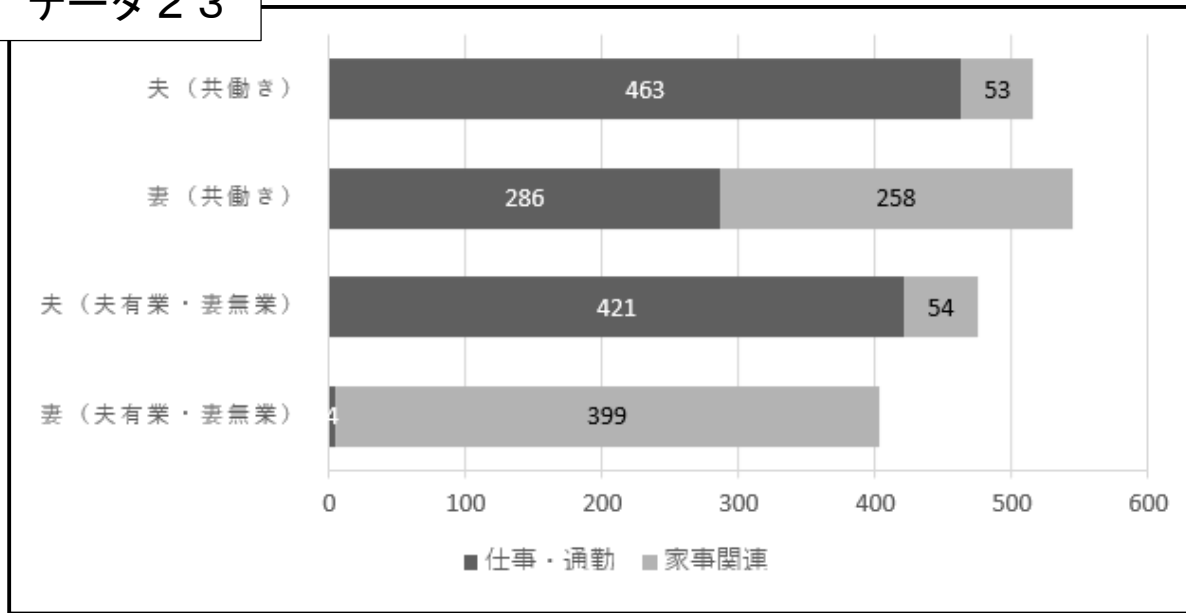
データ 22



資料：県人権・男女共同参画課「令和7年度男女共同参画に関する意識・実態調査」

データ 2 3

妻の就業状態別 夫と妻の仕事時間と家事関連時間（県）
〔総平均時間（分）／週全体〕

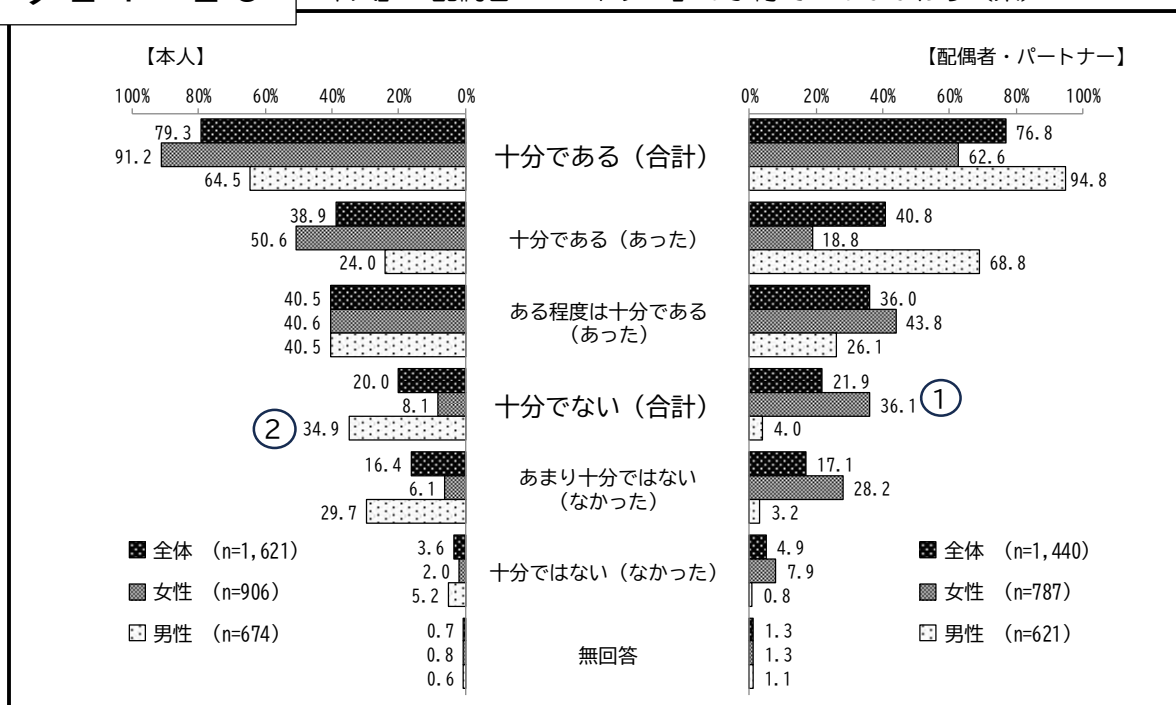


※ 「家事関連」は「家事」、「介護・看護」、「育児」及び「買い物」の合計時間

資料：総務省「令和3年度社会生活基本調査」より作成

データ 2 4 ・ 2 5

「本人」「配偶者・パートナー」の子育てへのかかわり（県）

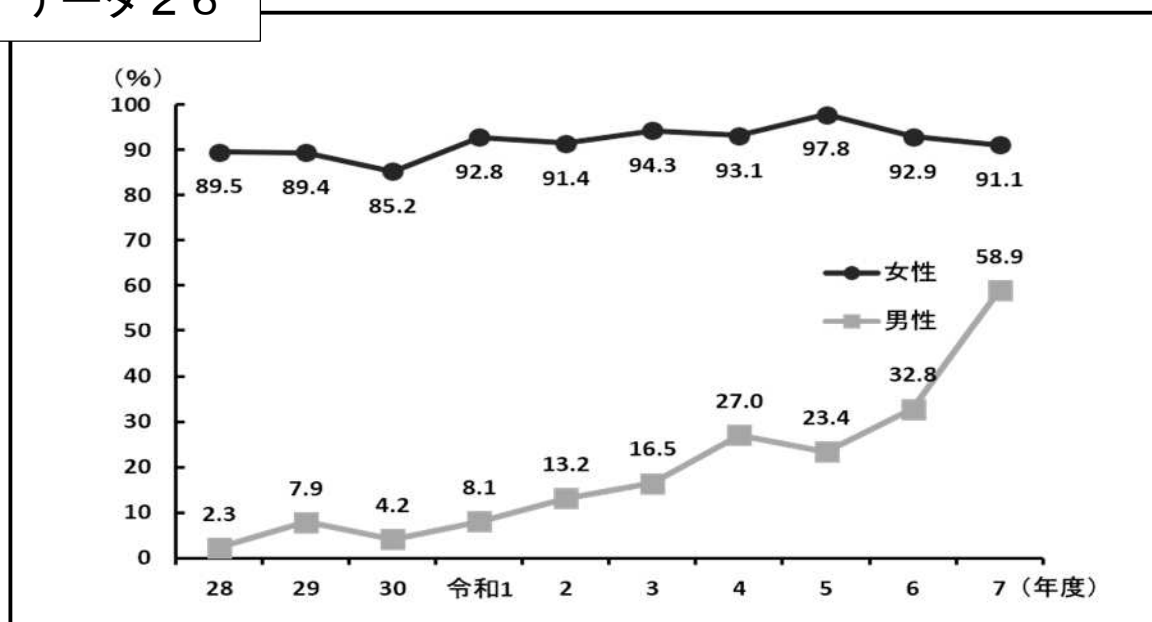


①女性は「配偶者・パートナー」の子育てへのかかわりについて、3割台後半が《十分でない（合計）》としている。
②男性「本人」は3割台半ばが子育てへのかかわりが《十分でない（合計）》としている。
5年前調査では、①（43.2%）②（41.1%）ともに4割強であったことを考えると、男性の育児へのかかわりは以前より増えつつある。

資料：県人権・男女共同参画課「令和7年度男女共同参画に関する意識・実態調査」

データ 26

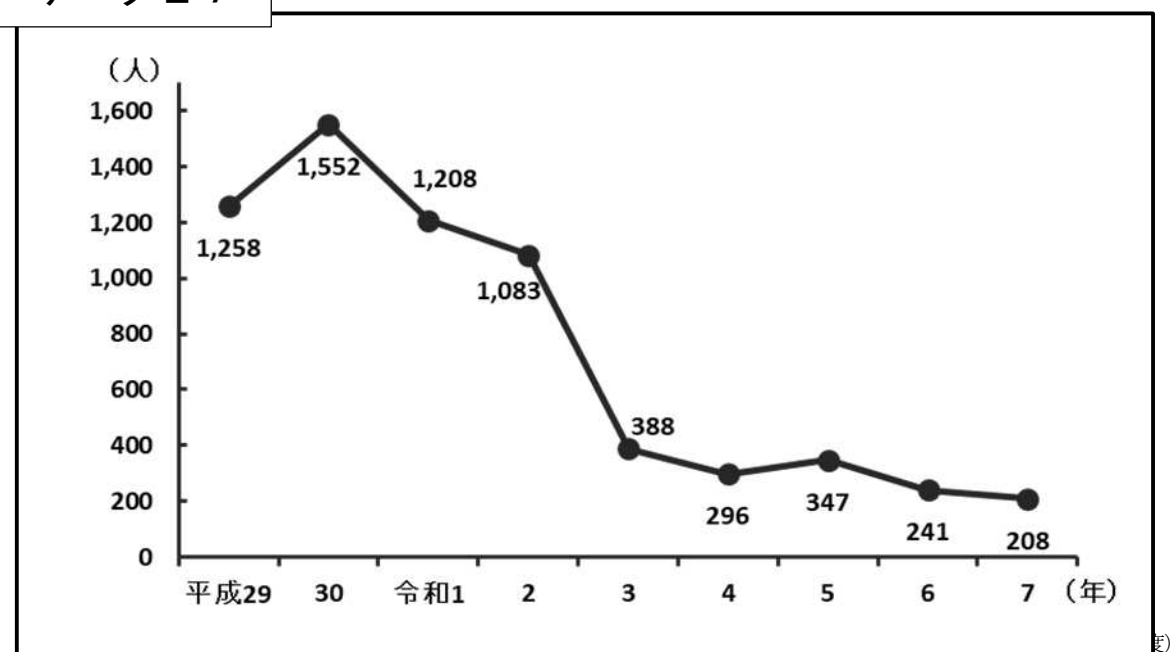
育児休業取得率（県内中小企業）



資料：県雇用・人材戦略課「令和7年度埼玉県就労実態調査」より作成

データ 27

保育所等待機児童数の推移（県）



各年4月1日現在の待機児童数

資料：県こども政策課調べ

(1) 共働き・共育の実現に向けた男女双方の意識改革・理解促進

「男性は仕事、女性は家庭」といった、性別によって職場や家庭、地域での役割を固定しようとする固定的性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアス（無意識の思い込みや偏見）の認知も進み、それらの悪影響を極力排し、性別を問わず仕事も家庭も両方に参画することができるよう、広報や啓発活動などを推進します。

家庭・働く場・地域において互いに支え合う気運を醸成するため、男女双方の意識改革と理解の促進を進めます。

推進項目

- 37 ①「共育て」の推進（県民生活部、福祉部）
38 ア 「共育て」に関する情報発信
39 イ 固定的役割分担意識等、性差に関する思い込みの解消に向けた取組みの推進
- 40 ② 男性が家庭生活や子育てに参画しやすい環境づくりの推進
（県民生活部、保健医療部、福祉部、教育局）
41 ア 男性を対象とした男女共同参画のための情報発信、セミナーの開催
43 イ 男性の生活・自活能力向上のための支援
44 ウ 男性の子育てや家事への参画の促進
45 エ 男性に対する相談体制の充実
- 48 ③ 女性活躍推進法・次世代育成支援対策推進法*による県の特定事業主行動計画の推進
（総務部、教育局、警察本部）
49 ア 男性県職員の子育てに関する休暇や育児休業の取得促進
50 イ 県職員における「子育てのための休暇取得プログラム」の作成
- 51 ④ 家庭・仕事・地域活動の両立についての学習機会の提供
（県民生活部、産業労働部、教育局）
52 ア 男女共同参画推進センター（With You さいたま）などを活用した講座や研修の受講機会の提供

施策の基本的な方向

(2) 共働き・共育ての実現に向けた家庭・仕事の両立の促進、地域活動への男女共同参画の促進

家庭や仕事、地域活動等、あらゆる場面に女性も男性も参画することは、男女共同参画社会の実現にとって重要です。男性の働き方を見直し、ワーク・ライフ・バランス*を推進するほか、家庭生活、社会生活における様々な参画機会の確保支援や活動の両立に向けた環境整備を進めます。

学校・保育所の保護者会（ＰＴＡ等）や自治会・町内会などの地域の特定の活動が性別により役割が固定化しないよう、地域活動における男女共同参画を推進します。

推進項目

- 46 ① 男性の働き方の見直しの推進（産業労働部）
- 47 ア 所定外労働の削減、男性の育児休業取得などの働き方の見直しに取り組む企業の支援
- 53 ② 働き方の見直しによる男女ともに仕事と家庭を両立できる環境づくり（産業労働部）
- 54 ア 働き方の見直しを行っている企業の実践例の情報提供と経営者及び管理職等の意識啓発
- 55 イ 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の普及啓発
- 56 ウ テレワークの導入・定着を進める企業の支援
- 57 ③ 企業における仕事と家庭の両立支援の整備促進（福祉部、保健医療部、産業労働部）
- 58 ア 多様な働き方実践企業の認定
- 59 イ 育児休業・介護休業制度などの普及定着
- 60 ウ 短時間勤務・フレックスタイムなど仕事と家庭の両立を支援する制度の導入促進
- 61 エ 次世代育成支援対策推進法に基づく次世代育成支援対策の推進
- 62 オ 医療・福祉分野における就業継続・復職支援
- 64 ④ 男女共同参画を進める事業所の表彰（県民生活部）
- 65 ⑤ 女性活躍に取り組む企業の実践例の情報提供（産業労働部）
- 66 ⑥ 交通網の整備などによる通勤時間の短縮の促進（企画財政部、県土整備部、関係部局）
- 67 ⑦ 地域活動における男女共同参画の推進（県民生活部、福祉部、関係部局）
- 68 ア 男女共同参画の視点に立った地域活動の推進
- 69 イ NPO活動・ボランティア活動などへの参加促進のための環境整備
- 70 ウ 地域活動参画への機会づくり、講座や研修の提供、ネットワーク化などの活動の活性化

施策の基本的な方向

（３）子育て・介護の社会的支援

男女が仕事や地域活動を安心して行うために、待機児童の解消を目指した保育所の整備、放課後児童クラブ*の充実など、子育てにおける社会的支援を充実します。

高齢者とその家族が安心して豊かに生活できるよう、介護サービスの充実や介護サービスを担う人材の育成など介護の社会的支援を充実します。

推進項目

- 71 ① 保育所等の整備促進（福祉部）
- 72 ア 保育所、認定こども園の整備などの促進
- 73 ② 延長保育や一時預かり、病児保育事業等の多様な保育サービスの提供支援（福祉部）
- 74 ③ 幼稚園における子育て支援の充実（総務部）
- 75 ④ 放課後児童クラブ*及び放課後子供教室*の充実（福祉部、教育局）
- 76 ⑤ 地域における子育て支援の充実（福祉部）
- 77 ⑥ 保育士など子育てを支援する人材の育成・確保・定着（福祉部、教育局）
- 78 ア 職場環境の充実、保育の専門性の向上などを目的とした研修の実施
- 79 イ 潜在保育士の積極的な活用、復職の支援などを目的とした個別相談や就職説明会の実施
- 80 ⑦ ひとり親家庭や経済的に厳しい状況にある家庭への支援
（県民生活部、福祉部、保健医療部、産業労働部、都市整備部）
- 81 ア 子育て・生活支援、就業支援、養育費の確保支援及び経済的支援の総合的な推進
- 82 イ ひとり親家庭に対する職業訓練の実施
- 83 ウ 男女共同参画推進センター（With You さいたま）における情報の提供
- 84 ⑧ 情報提供や相談体制の充実（福祉部、保健医療部、教育局）
- 85 ア 地域子育て支援拠点*の設置促進
- 86 イ こども家庭センター*の充実
- 87 ウ 児童相談所の相談体制の充実
- 88 エ 市町村が実施する利用者支援事業*の促進
- 89 オ 「不登校の子どもたちとその保護者を支援するためのサイト」*の運営
- 90 ⑨ 子育てしやすい住宅の普及促進（都市整備部）
- 91 ⑩ パパ・ママ応援ショップなど社会全体で子育てを応援する気運の醸成（福祉部）
- 92 ⑪ 介護保険制度の充実（福祉部、産業労働部）
- 93 ア 介護保険サービス提供事業者の指導強化
- 94 イ 介護保険サービスを担う人材の育成
- 95 ⑫ 在宅福祉サービス・施設サービスの充実（福祉部）

目指す姿Ⅱ 経済社会における女性活躍の拡大

（目指す姿）

- 就業は生活の経済的基盤であるとともに、自己実現につながるものです。性別にかかわらず働きたい人すべてが、仕事と子育て、介護、社会活動などを含む生活との二者択一を迫られることのない環境が整っています。働き続け、職業能力開発やキャリア形成の機会を得ながらその能力を十分に発揮しています。また、子育てや介護等で離職した場合も、必要な支援を受けながら希望の職種への復職が図られています。
- 長時間労働や転居を伴う転勤等を当然視する働き方に対する見直しが進むとともに、個々の事情やライフステージに応じ、多様で柔軟な働き方ができる環境が整備されています。
- 職場における性別を理由とする差別的取扱いや、セクシュアル・ハラスメントなどのハラスメントの根絶、男女間の格差の是正や意欲と能力に応じた均等な待遇が図られ、女性活躍の拡大が図られています。

基本目標 Ⅱ－１

働く場における女性活躍の推進

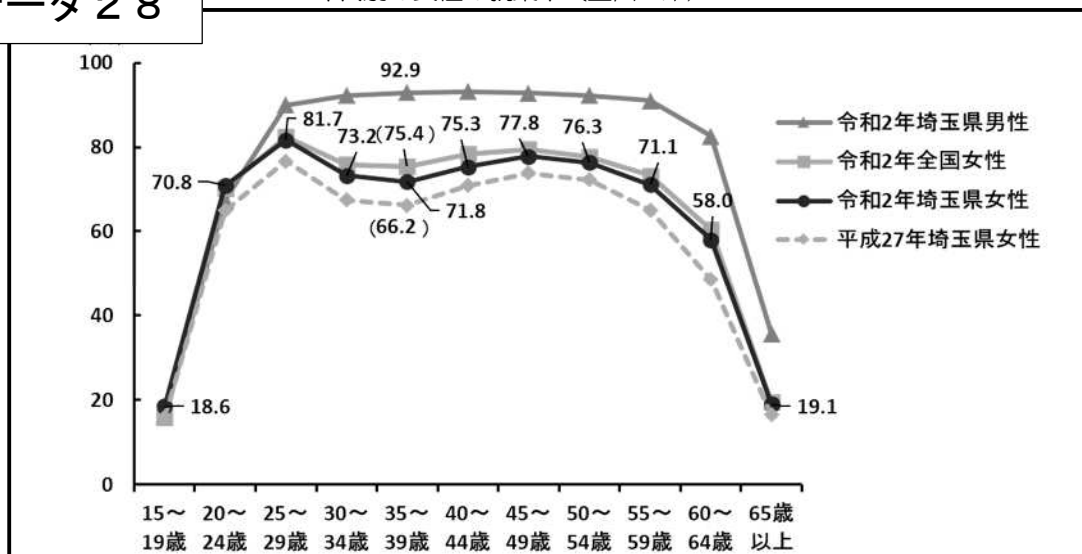
（現状と課題）

依然として、仕事と家庭の両立が難しいことを理由に、多くの女性が出産や子育てを機に離職しており、就業を希望しながら、就業していない女性も30～40歳代を中心に多くなっています。女性が出産や子育てにより仕事と両立することが困難になる職場環境や家庭の状況、またいったん離職したことでキャリアが中断され希望の職種への復職が難しいことなどが課題となっています。

働く場における女性活躍を推進するために、就業を希望する女性がその能力を存分に生かして活躍できるようにしていく必要があります。

データ 28

年代別の女性の就業率（全国・県）



全国の女性及び本県女性の（30～39歳）就業率ともに、前回調査より上昇している（全国：70.1→75.4%、本県：66.2→71.8%）。しかし、本県女性（30～39歳）の就業率は、本県男性や全国女性の数値を比較して依然、低い状況にある。

資料：総務省「平成27年、令和2年国勢調査」より作成

データ 29

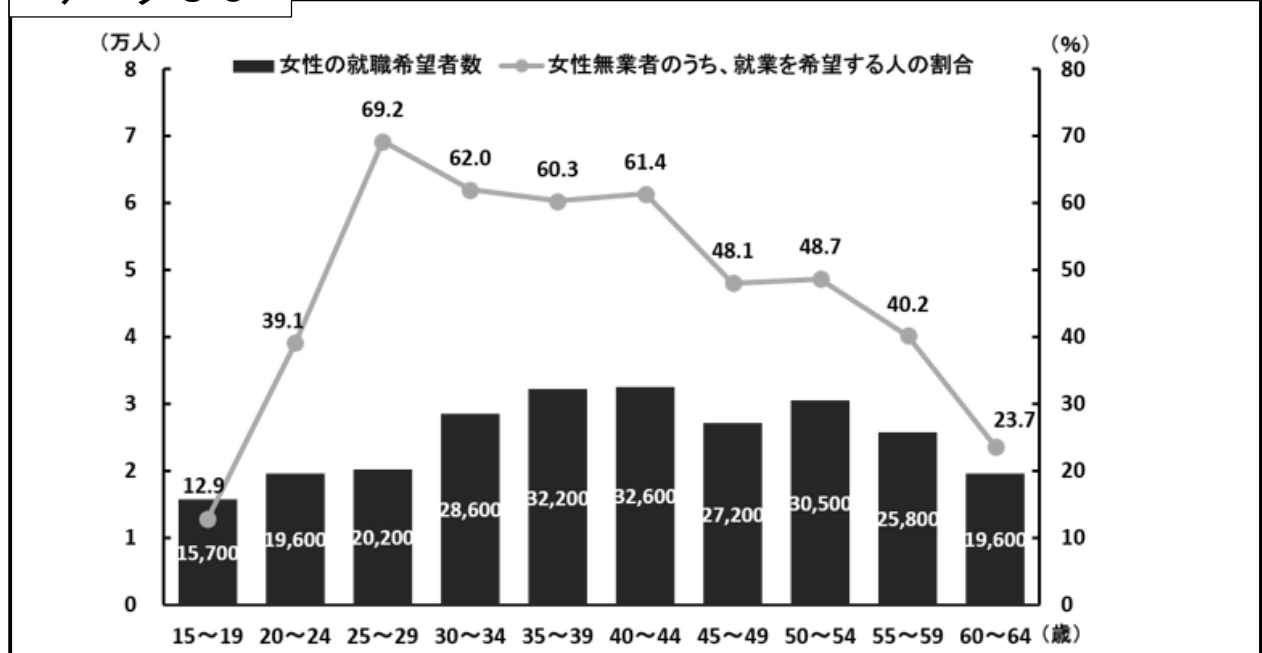
女性の働き方の理想と現実（結婚経験のある女性・県）

- ・「結婚や出産にかかわらず仕事を続ける」を希望する方で、希望どおりの方（36.8%）
- ・「子育ての時期だけ一時辞め、その後はフルタイムで仕事を続ける」を希望する方で、希望どおりの方（22.9%）
- ・「子育ての時期だけ一時辞め、その後はフルタイムで仕事を続ける」を希望する方で、パートタイム再就職の方（28.0%）
- ・「子育ての時期だけ一時辞め、その後はパートタイムで仕事を続ける」を希望する方で、希望どおりの方（40.1%）

資料：県人権・男女共同参画課「令和7年度男女共同参画に関する意識・実態調査」より作成

データ 30

女性無業者のうち就業を希望する人数（県）



本県の就業していない女性約 154 万人のうち、就業を希望する女性は30～40歳代を中心に、30万4千人（19.5%）いる。その割合は、全国で5番目に高い。

資料：総務省「令和4年就業構造基本調査」より作成

施策の基本的な方向

(1) 女性の就業・復職・起業支援

女性キャリアセンター*、創業支援センター埼玉*を中心に、様々な状況にある女性一人一人のニーズに応じたきめ細かなワンストップ支援を行い、より多くの就業・復職・起業につなげていきます。

農林業における政策・方針決定過程への女性の参画を促進するとともに、女性が男性の対等なパートナーとして経営等に参画できるよう取り組みます。

推進項目

- 96 ① 女性の就業・復職支援（県民生活部、産業労働部）
- 97 ア 女性キャリアセンターなどにおける面談相談・電話相談・セミナーの開催
- 98 イ 子育て等を理由に離職した女性に対する復職支援
- 101 ② 女性のキャリアアップ支援（産業労働部）
- 102 ア 女性キャリアセンターなどにおけるセミナーなどの開催
- 103 イ 企業の経営者・人事担当者に対する働きかけ
- 104 ウ 働く女性応援メンター制度の実施
- 105 ③ 多様な職業能力の開発機会の提供（産業労働部）
- 106 ア 女性の再就職に役立つ多様な資格・技能の取得、習得を支援する職業訓練の実施
- 107 イ 子育て世代に配慮した託児サービス付き職業訓練の実施
- 108 ウ 職業訓練の見学や女性向けセミナーにおける職業訓練の紹介による受講促進
- 109 ④ 女性の起業支援（産業労働部）
- 110 ア 創業支援センター埼玉における起業相談、セミナーの開催
- 111 イ 起業支援制度や優良事例の情報提供
- 112 ウ 融資による開業資金の支援
- 113 エ 女性起業家・経営者などの交流・連携の促進
- 114 オ 女性起業家のロールモデルの情報提供
- 115 ⑤ 商工業などの自営業に携わる女性への支援（産業労働部）
- 116 ア 商工会・商工会議所の女性部活動への支援
- 117 ⑥ 農林業における女性の参画の促進（農林部）
- 118 ア 農業団体などの正会員・役員・農業委員などへの参画を促進するための意識啓発
- 119 イ 家族経営協定*の締結の促進
- 120 ウ 女性が認定農業者となるよう促進するとともに、さいたま農村女性アドバイザーの認定を推進
- 121 エ 積極的に経営参画する女性農業者の支援
- 122 ⑦ 企業における女性の活躍に向けた積極的な取組の推進
（県民生活部、産業労働部、県土整備部、関係部局）

- 123 ア 女性の就業及び定着に向けた取組支援
- 124 イ 女性活躍に取り組む企業の実践例の情報提供（再掲）
- 125 ウ 女性に対する企業内教育や職業訓練の促進
- 126 エ 女性活躍推進法に基づく女性の職業生活における活躍の推進
- 127 オ 男女共同参画を進める事業所の表彰（再掲）
- 128 カ 女性の活躍推進に積極的かつ主体的に取り組む県内企業等について、建設工事請負等競争入札参加資格*の格付審査等における加点の実施

施策の基本的な方向

（２）女性の就業継続・キャリア形成支援

女性が子育てや介護等を理由に就業が途切れることのないよう、企業における仕事と家庭の両立支援を進めます。

就業継続に向け、キャリア形成支援により、女性の職業能力の向上を図ります。

就業相談から仕事と家庭の両立やキャリア形成まで、一人一人の状況に応じたワンストップの支援を行います。

推進項目

- 129 ① 企業における仕事と家庭の両立支援の整備促進（再掲）
（福祉部、保健医療部、産業労働部）
- 130 ア 多様な働き方実践企業の認定（再掲）
- 131 イ 育児休業・介護休業制度などの普及定着
- 132 ウ 短時間勤務・フレックスタイムなど仕事と家庭の両立を支援する制度の導入促進
- 133 エ 次世代育成支援対策推進法に基づく次世代育成支援対策の推進
- 134 オ 医療・福祉分野における就業継続・復職支援
- 136 ② 女性のキャリアアップ支援（再掲）（産業労働部）
- 137 ア 女性キャリアセンターなどにおけるセミナーなどの開催
- 138 イ 企業の経営者・人事担当者に対する働きかけ
- 139 ウ 働く女性応援メンター制度の実施

施策の基本的な方向

（３）女性活躍に関する情報発信

女性の活躍の場を更に拡大するため、企業や経済団体等と連携をするとともに、女性の「働く」を応援するワンストップサイト*の運営などにより、女性活躍に関する情報を発信します。

推進項目

- 140 ① 女性活躍に取り組む企業の実践例の情報提供（再掲）（産業労働部）

141② 女性の活躍を応援するセミナー・イベントの開催（産業労働部）

142③ 女性の「働く」を応援するワンストップサイトの運営（産業労働部）

基本目標 II-2

誰もが働きやすい職場環境づくり

(現状と課題)

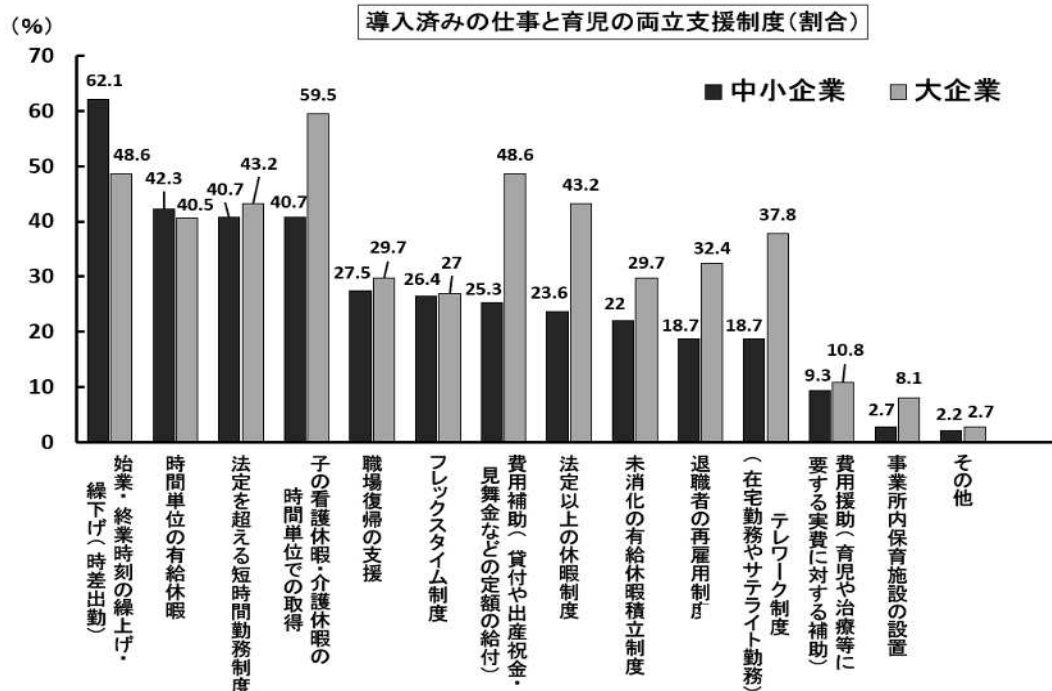
家事・子育て・介護等の多くを女性が担っている現状があります。性別にかかわらず、仕事か家庭か二者択一を迫られることなく働き続けることができるよう、多様で柔軟な働き方を普及していく必要があります。また、コロナ禍が契機となったテレワークの導入やオンラインの活用により、働き方改革が進展しています。

賃金、昇進、人事配置などの面で、男女の格差は今なお残っています。多くの女性がパートタイマー、派遣社員、契約社員などの雇用形態で働いています。

性別を理由とする差別的取扱い、職場におけるセクシュアル・ハラスメント、妊娠・出産・育児休業・介護休業等を理由とする不利益扱い、妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメント等の根絶及び男女間の賃金格差の解消に努め、意欲と能力に応じた均等な待遇を実現していくことが求められています。

データ 3 1

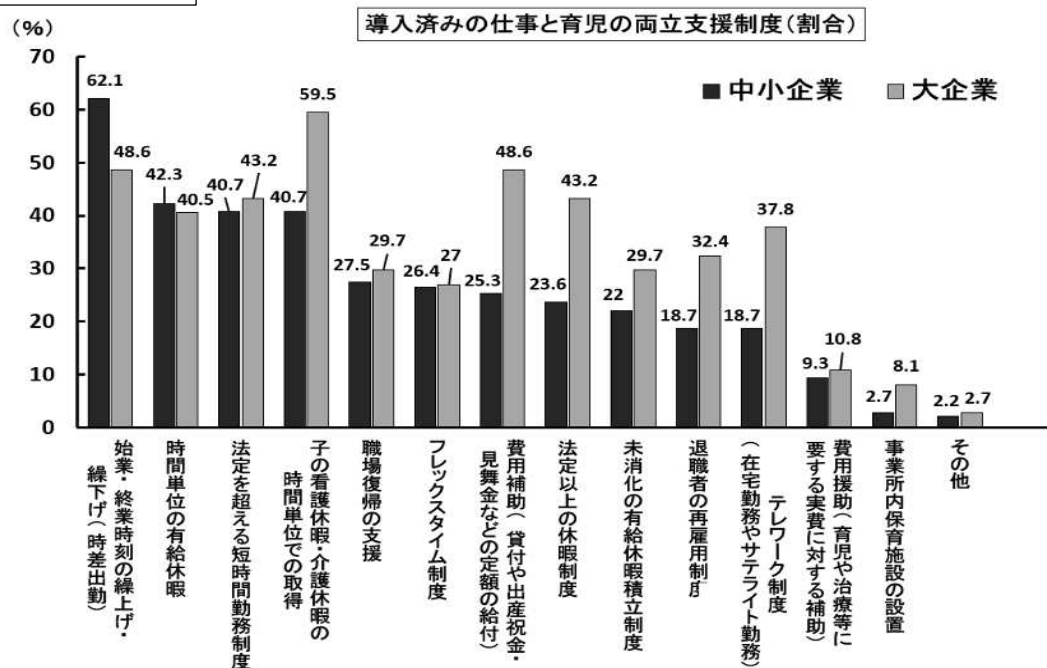
仕事と育児の両立支援制度の整備状況（県）



資料：県雇用・人材戦略課「令和7年度埼玉県就労実態調査」

仕事と介護の両立支援制度の整備状況（県）

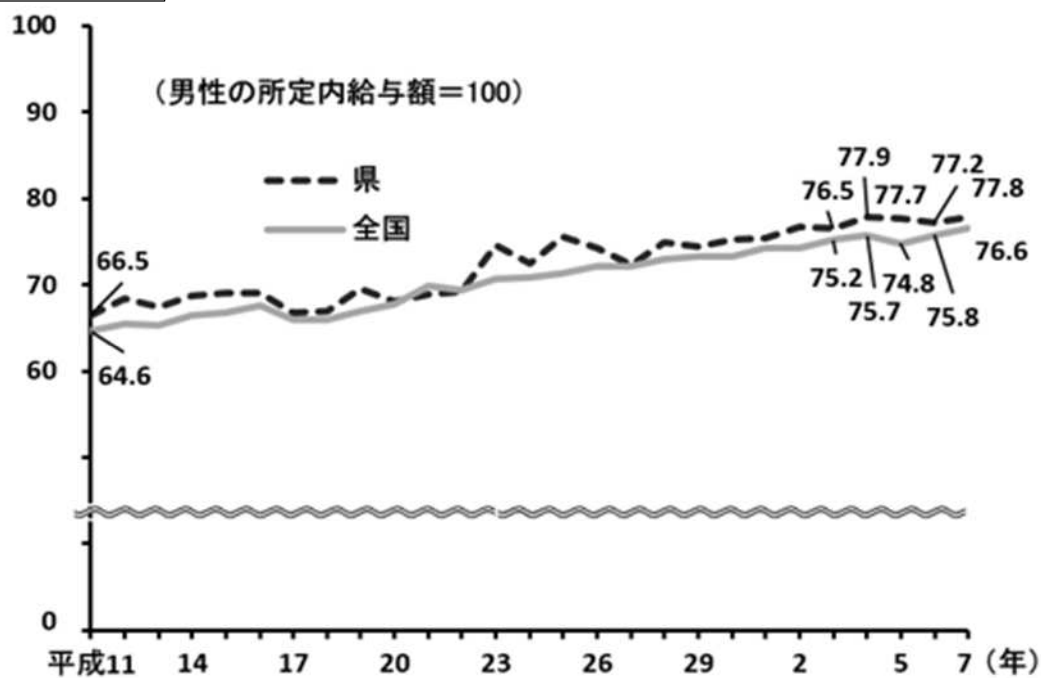
データ 3 2



資料：県雇用・人材戦略課「令和7年度埼玉県就労実態調査」

男女の賃金格差の推移（全国・県）

データ 3 3

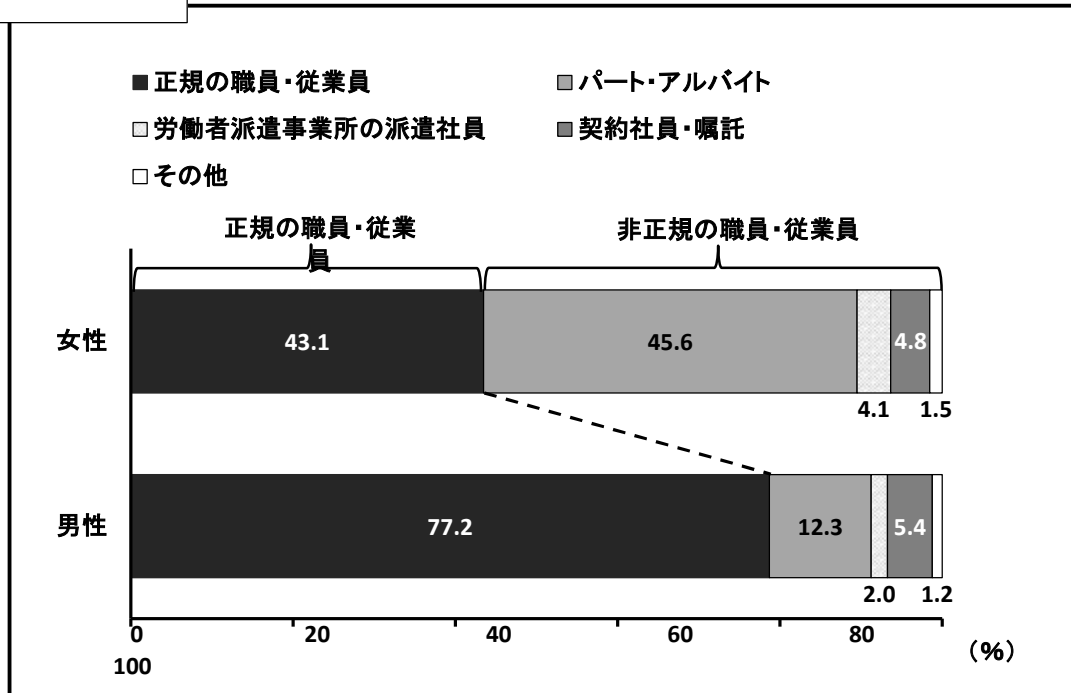


※数字は H10・R2～R6 の数値

資料：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」より作成

データ 3 4

女性の雇用者に占める非正規雇用者の割合(県)



資料：総務省「令和4年就業構造基本調査」より作成

施策の基本的な方向

(1) 働き方改革と多様で柔軟な働き方の推進

企業におけるテレワークなどの多様な働き方への取組を支援し、性別にとらわれず、誰もが働き続けられる職場環境づくりを進めます。

推進項目

- 143 ① 企業における仕事と家庭の両立支援の整備促進（再掲）
（福祉部、保健医療部、産業労働部）
- 144 ア 多様な働き方実践企業の認定
- 145 イ 育児休業・介護休業制度などの普及定着
- 146 ウ 短時間勤務・フレックスタイムなど仕事と家庭の両立を支援する制度の導入促進
- 147 エ 次世代育成支援対策推進法に基づく次世代育成支援対策の推進
- 148 オ 医療・福祉分野における就業継続・復職支援
- 150 ② 男性の働き方の見直しの推進（再掲）（産業労働部）
- 151 ア 所定外労働の削減、男性の育児休業取得などの働き方の見直しに取り組む企業の支援
- 152 ③ 働き方の見直しによる男女ともに仕事と家庭を両立できる環境づくり（再掲）
（産業労働部）
- 153 ア 働き方の見直しを行っている企業の実践例の情報提供と経営者及び管理職等の意識

啓発

154 イ 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の普及啓発

155 ウ テレワークの導入・定着を進める企業の支援

156 ④ 介護や病気治療と仕事との両立支援など、働きやすい職場環境づくりの推進
(産業労働部)

施策の基本的な方向

(2) 男女の均等な雇用機会と待遇の確保の促進及び各種ハラスメントに係る意識啓発と防止対策の推進

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（以下「男女雇用機会均等法」という。）の普及に努め、募集・採用から配置、昇進、退職に至るまでの雇用機会や待遇における性別による差別や、男女間の賃金格差の解消に向け、各種の取組を促進するとともに、間接差別*の禁止に向けた啓発を行います。

セクシュアル・ハラスメント、妊娠・出産・育児休業等のハラスメントの防止に向けた普及啓発と取組を推進します。

推進項目

157 ① 労働基準法や男女雇用機会均等法、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律など労働関係法令の周知（産業労働部）

160

164 ② 労働に関する相談体制の充実（産業労働部、関係部局）
ア 労働相談を通じた職場トラブルの解決支援

施策の基本的な方向

(3) 多様な働き方における就業環境の整備、再就職等の支援

性別にかかわらず、その価値観やライフスタイルなどに応じて多様な働き方をより安心して選択できる環境を整備していくために、パートタイム労働や派遣労働の処遇・労働条件の改善や、在宅就業の健全な発展に向けた支援を行います。

推進項目

165 ① 多様な就業形態における就業環境の改善（産業労働部）

166 ア 適正な労働環境に向けた関係法令等の周知

168 イ テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン*の周知

169 ウ 自営型テレワークの適正な実施のためのガイドライン*の周知

171 ② パートタイム労働者など非正規雇用における雇用環境等の整備（産業労働部）

172

- ア 不本意非正規雇用*者の正規雇用化の支援
- 173 イ 短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者に対する不合理な待遇の禁止等に関する指針（同一労働同一賃金ガイドライン）*の周知
- 178③ 女性の起業支援（再掲）（産業労働部）
- 179 ア 創業支援センター埼玉における起業相談、セミナーの開催
- 180 イ 起業支援制度や優良事例の情報提供
- 181 ウ 融資による開業資金の支援（再掲）
- 182 エ 女性起業家・経営者などの交流・連携の促進
- 183 オ 女性起業家のロールモデルの情報提供
- 184④ 農業経営体における雇用環境改善の支援と就職希望者とのマッチング支援
(農林部)

目指す姿Ⅲ 誰もが安全・安心に暮らせる社会の実現

(目指す姿)

- ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶に向けて、その予防と被害からの回復のための取組が進んでいます。誰もが暴力の被害者、加害者、傍観者とならないための教育をはじめとした暴力を容認しない社会環境の整備など、暴力の根絶に向けた基盤が整備されています。
- 貧困など、生活上の様々な困難を抱える方々に対し、セーフティネットの機能としての多様な支援が届いています。性別や年齢、国籍の違いや、障害の有無にかかわらず、様々な属性を持つ個人を認め合い、活躍できる共生社会の実現が図られています。
- 男女がライフステージに応じ、的確な保健・医療を受ける環境が整っています。妊娠、出産等に対して、正確な知識や情報を入手し、自己決定を行うことができるよう、生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の考え方に基づく取組が進んでいます。
- 防災・災害復興における意思決定過程や現場への女性の参画拡大が図られ、男女共同参画の視点から防災対策が推進されています。

基本目標 Ⅲ－１

ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶

(現状と課題)

ジェンダーに基づくあらゆる暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。暴力の根絶を図ることは、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題となっており、ジェンダーに基づくあらゆる暴力を許さない社会意識を醸成する必要があります。

暴力の背景には、固定的性別役割分担意識、経済力の格差など、社会における男女が置かれた状況の違いや根深い偏見などが存在しており、格差の影響を受けやすい女性に被害が多い傾向があります。暴力の根絶には、社会における男女間の格差是正や意識改革を行っていく必要があります。被害者が子ども、高齢者、障害者、外国人等の場合にはその背景となる事情に十分配慮していく必要があります。また、上司・部下、教員・生徒等の立場を利用した支配が暴力の背景にある場合は、加害者との関係から潜在化しやすい傾向にあります。被害者支援に当たっては、暴力の形態や被害者の属性等に応じ、きめ細かく対応する視点が不可欠となっています。

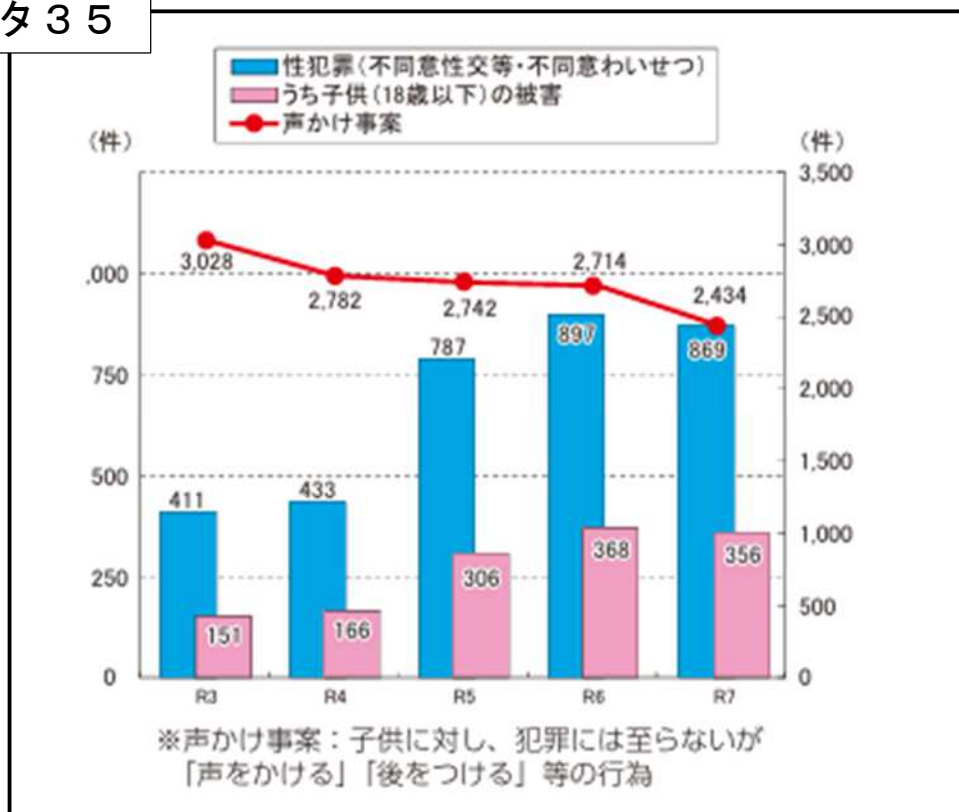
一方、DV等には、女性のみならず、男性の被害もありますが、男性は暴力の被害者になりにくいとの社会の認識や、それによる男性本人の意識により、自ら被害を訴えづらく、支援を求めにくい傾向があるため、支援につながるための啓発や支援体制の整備が求められます。

こうしたことを踏まえ、暴力の予防と被害からの回復のための幅広い取組を進める必要があります。

グラフ掲載順については、今後、内容が固まり次第、修正予定

データ 35

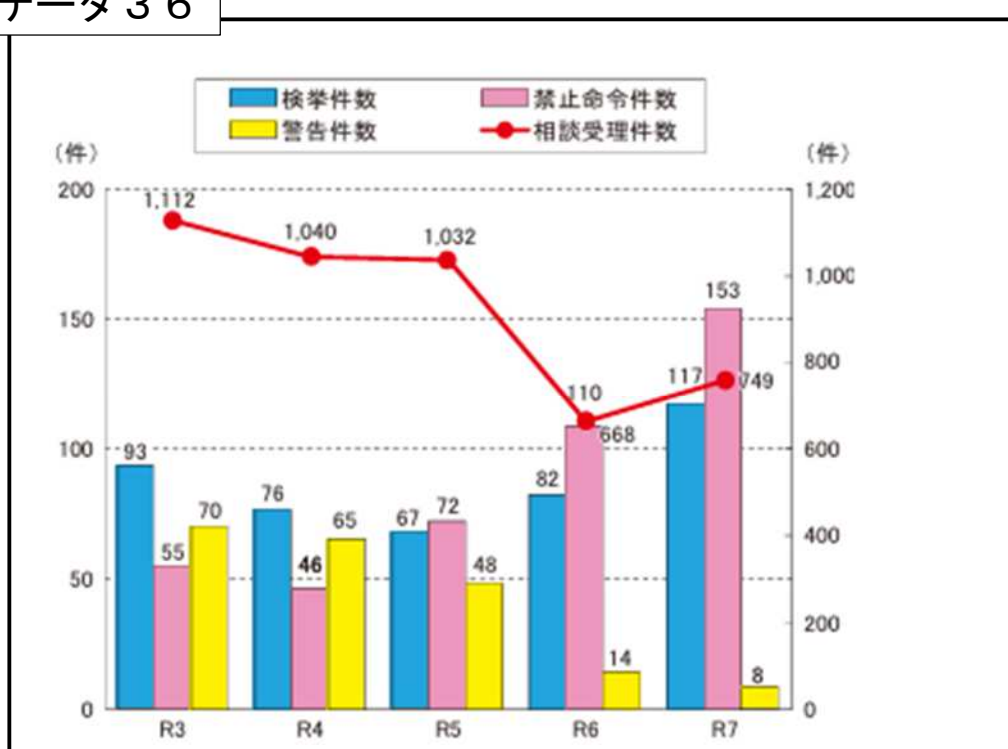
性犯罪・声かけ事案認知件数の推移（県）



資料：埼玉県警察「令和8年版警察のあゆみ」

データ 36

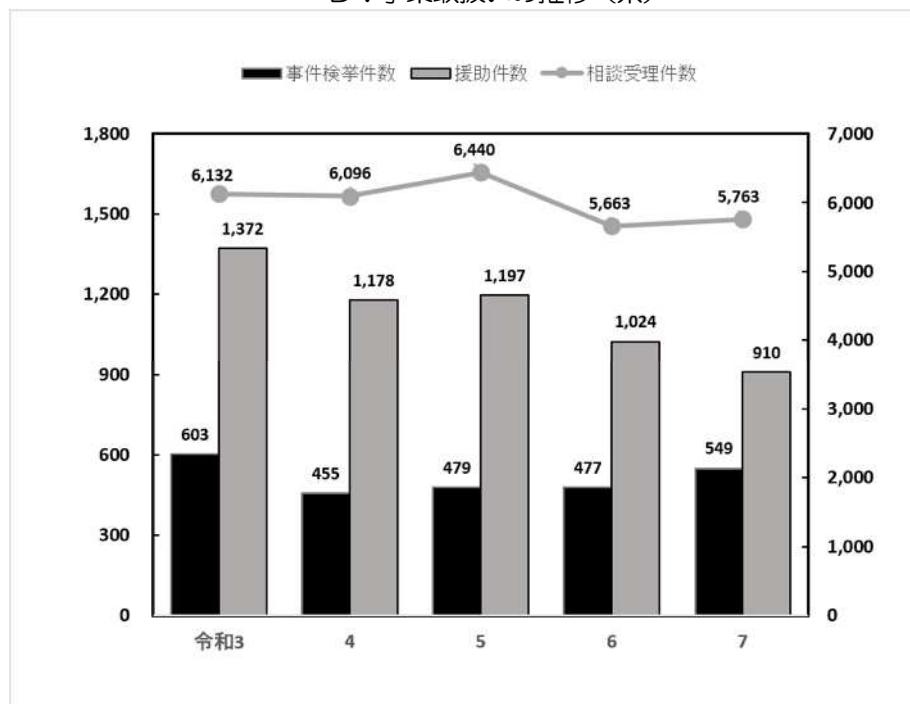
ストーカー事案取扱いの推移（県）



資料：埼玉県警察「令和8年版警察のあゆみ」

データ 59

DV事案取扱いの推移（県）

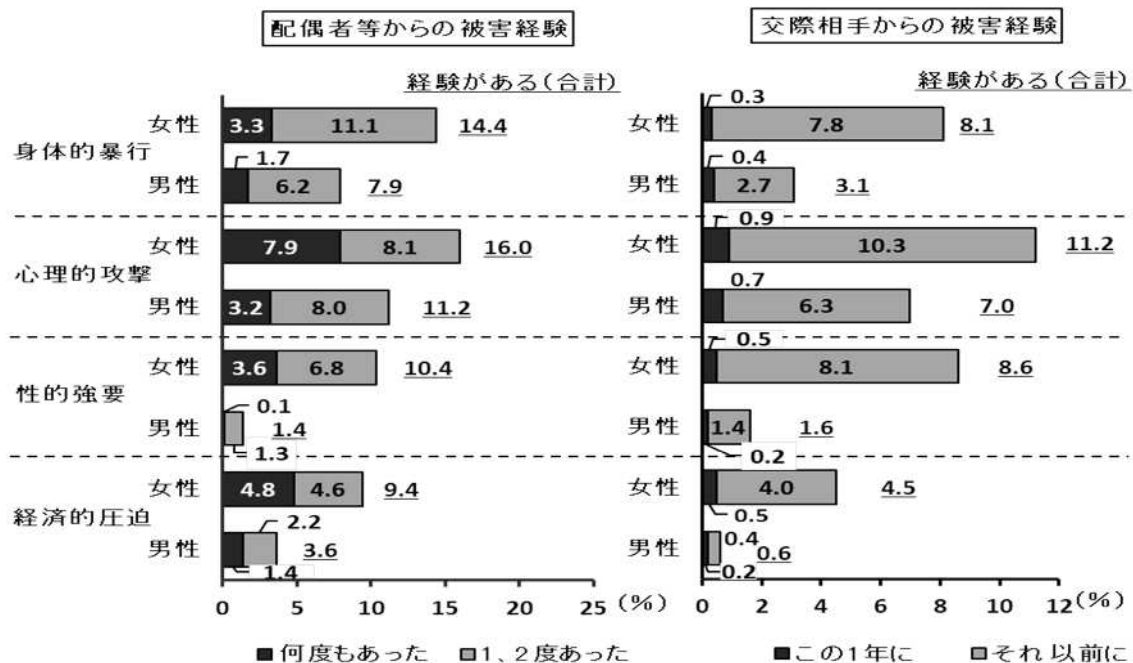


資料：埼玉県警察「令和8年版警察のあゆみ」

DV等の暴力被害経験（県）

【配偶者（※）・交際相手からの暴力】

データ 37・38

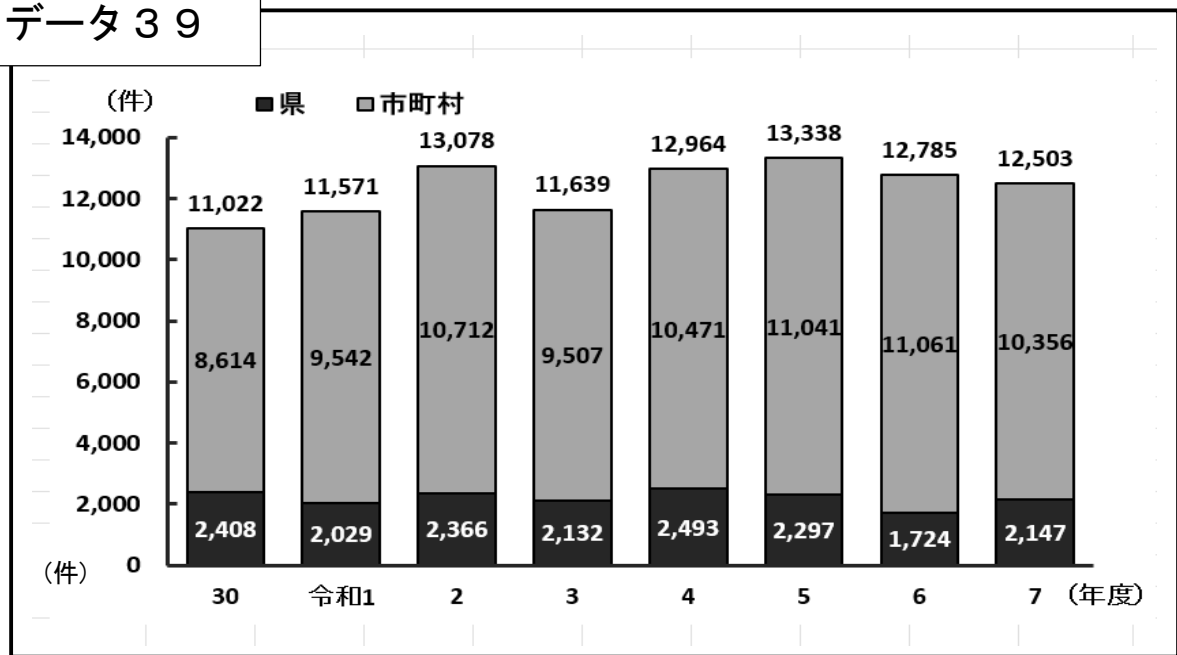


資料：県人権・男女共同参画課「令和7年度男女共同参画に関する意識・実態調査」

（※）「配偶者」には、婚姻届を出していない事実婚や別居中の夫婦、元配偶者（離別・死別した相手、事実婚を解消した相手）も含む。

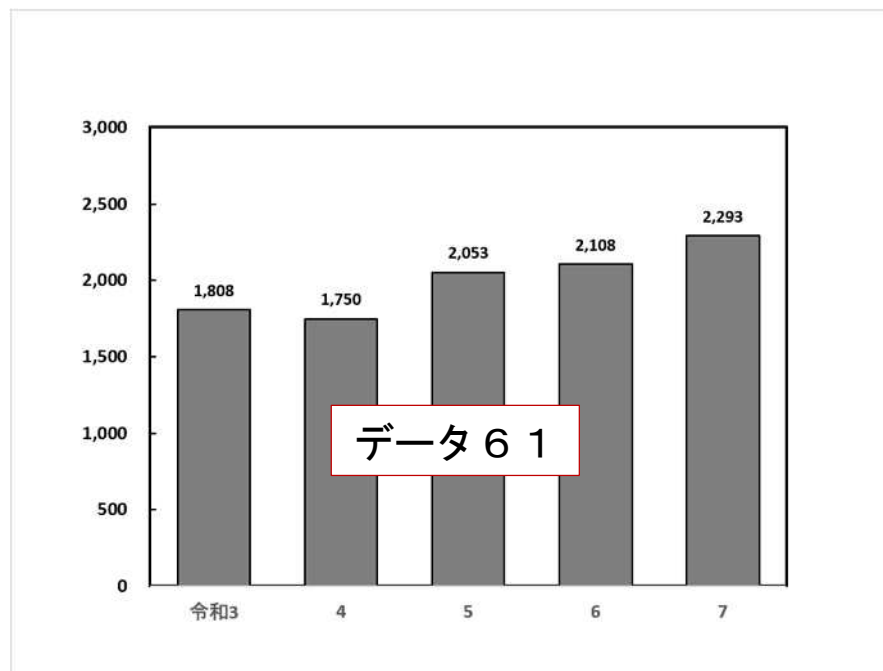
データ 3 9

DV相談件数の推移（県・市町村）



資料：県人権・男女共同参画課調べ

アイリスホットラインの相談件数の推移（県）



※平成 31 年4月から 24 時間 365 日電話相談対応を開始
県防犯・交通安全課調べ

施策の基本的な方向

(1) ジェンダーに基づくあらゆる暴力の予防及び普及啓発並びに被害者支援の基盤強化

ジェンダーに基づくあらゆる暴力は犯罪であり、決して許されないものであるとの認識を広く社会に徹底するために、暴力の当事者とならないための教育や、暴力を容認しない社会環境の整備に向けた啓発を強力に進めます。

被害者が相談しやすい環境を整備するとともに、配偶者暴力相談支援センター*、警察、一時保護施設、福祉事務所、男女共同参画推進施設など関係機関が連携し、暴力に対処するための体制整備を進めます。

DV等において、被害を訴えにくい男性が支援につながるよう、被害は性別に関わらずあることの意識啓発や支援体制の整備を進めます。

暴力の発生を防ぐ環境づくりを進めていきます。

こどもに対する性犯罪や人権侵害が多発する状況から、こどもの権利に配慮した取組を推進します。

推進項目

- 185 ① 県民への意識啓発と理解の増進（県民生活部、教育局、警察本部、関係部局）
- 186 ア DV等暴力防止に係る広報・意識啓発
- 187 イ 暴力根絶のための意識啓発
- 188 ウ 固定的性別役割分担意識の解消に向けた意識啓発
- 189 エ 人権啓発及び人権教育の推進

- 190 ② 暴力の発生を防ぐ環境づくり（総務部、県民生活部、教育局、警察本部）
- 191 ア パトロール、防犯ビデオ・防犯機器の貸出し、講習会の開催、防犯指導などの防犯対策の強化
- 192 イ 犯罪情報や防犯情報の発信
- 193 ウ 埼玉県青少年健全育成条例に基づく有害な環境に対する規制・業界への指導
- 194 エ 人権啓発及び人権教育の推進（再掲）
- 195 オ 性に関する知識や態度と生命の尊さなどを関連付けて学ぶ生命（いのち）の安全教育の推進

- 196 ③ 相談窓口の周知及び啓発（県民生活部）

- 197 ④ 相談支援機能の充実（県民生活部、福祉部、警察本部）
- 198 ア 男女共同参画推進センター（With You さいたま）、福祉事務所、けいさつ総合相談センター*、犯罪被害者支援室等における相談・支援機能の充実
- 199 イ 市町村等における相談機能強化への支援
- 200 ウ 職務関係者の資質の向上

- 538 ⑤ 市町村における配偶者暴力相談支援センター設置の促進（県民生活部）

- 201 ⑥ 関係機関との連携（県民生活部、福祉部、警察本部、関係部局）

- 539 ア 関係機関連携会議の開催
- 540 イ 県内の関係機関との連携
- 202 ⑦ 被害者に関する個人情報の保護に係る周知徹底と適切な運用（県民生活部、警察本部）
- 203 ⑧ 保健や福祉に関する業務を通じた被害者の発見の促進（福祉部、保健医療部）
- 204 ⑨ 災害や感染症拡大等が発生した際のDV等相談の実施
（県民生活部、危機管理防災部、福祉部、保健医療部）
- 205 ⑩ 被害者などへの支援や情報提供（県民生活部、警察本部、関係部局）
- 206 ア 被害者に対する相談や支援に関する情報提供の実施
- 207 イ こどもの家庭内暴力などからの立ち直り支援を通じた被害者とこどもの支援
- 208 ウ 民間被害者援助団体と連携した被害者ケア
- 209 エ 適切な自衛・対応策の教示
- 210 オ 医療、司法など専門機関との連携・協力
- 211 カ 男女共同参画苦情処理制度*の活用
- 212 ⑪ こどもの権利を救済するための機関の活動の推進
- 566 ア 埼玉県子どもの権利擁護委員会（通称：子どもスマイルネット）*による活動の推進

施策の基本的な方向

（２）配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・支援の推進

DV防止法に規定するDV、若年者を中心としたデートDVが重大な社会的・構造的問題であるとの認識について意識啓発を行います。

DV防止法の周知を図るとともに、相談から、保護、自立支援に至るまでの切れ目のない支援を実施します。

なお、DV等はこどもにも悪影響を及ぼすことから、十分配慮していくとともに、DV等への対応機関と児童虐待への対応機関との連携協力を強化します。

推進項目

- 273 ① 相談支援の充実（県民生活部、福祉部）
- 274 ア 男女共同参画推進センター（With You さいたま）での相談の充実
- 275 イ SNS等を活用した相談の実施
- 276 ② 男性被害者への相談・支援の充実（県民生活部）
- 277 ③ 一時保護及び被害者への支援の充実（県民生活部、福祉部、警察本部、関係部局）
- 541 ア 女性相談支援センター及び女性自立支援施設における支援
- 542 イ 一時保護委託の積極的な活用

- 278 ④ 警察における適切な対応策の助言と援助の実施（警察本部）
- 279 ⑤ 経済的な支援（福祉部、保健医療部）
 - 280 ア 生活保護の適切な実施
 - 281 イ 国民健康保険及び介護保険に関する取扱いの保険者への周知
- 282 ⑥ 保護命令等法的手続の利用に向けた支援（警察本部）
- 283 ⑦ 加害者に向けた取組の推進（県民生活部、警察本部）
 - 284 ア 加害（者）更生に向けた取組の推進
 - 285 イ 加害者の検挙、指導及び警告その他の適切な措置
- 286 ⑧ 高齢者、障害者、外国人への支援（県民生活部、福祉部、保健医療部）
- 287 ⑨ 性的マイノリティへの相談体制の充実（県民生活部）
- 288 ⑩ 医療機関などの専門機関との連携支援（県民生活部）

施策の基本的な方向

（３）配偶者等からの暴力の被害者の自立支援の充実とこどもの安全確保・成長支援

DV被害者の自立支援は、本人の意向と安全性の確保に配慮して行います。自立に向けては、経済的な支援にとどまらず、福祉、住宅、就業、こどもの教育など、多岐にわたる支援が必要となります。

県や市の配偶者暴力相談支援センターでは様々な情報提供を行います。また、市町村が被害者のそれぞれ異なる事情に配慮した支援ができるよう、県として必要な支援を行います。

被害者が自立するに当たっては、被害者自身の心の回復が重要となります。さらに、DVを目の当たりにしたこども（いわゆる面前DVで心理的虐待を受けているこども）や直接虐待を受けたこどもも多く、被害者の自立に当たっては、こどもへの支援も重要です。

安心できる環境で被害者が生活再建に前向きに取り組め、こどもが健全に育つために必要な支援を行います。

推進項目

- 289 ① 安定的な自立に向けての継続的支援（県民生活部、福祉部）
- 290 ② 住宅の確保に関する支援（県民生活部、福祉部、都市整備部）
 - 543 ア 女性相談支援センター及び女性自立支援施設における支援（再掲）
 - 544 イ 県営住宅の入居申込時の優遇抽選及び一時利用による居住支援の実施
 - 545 ウ 母子生活支援施設への入所支援
 - 546 エ 生活困窮者自立支援法に基づく住居確保給付金の支給
 - 547 オ 住宅セーフティネット制度に基づく住宅確保要配慮者に対する支援

- 291 ③ 就業に関する支援（県民生活部、福祉部、産業労働部）
- 548 ア 女性相談支援センターにおける情報提供及び自立支援講座等の実施
- 549 イ 一時保護施設における就業前支援
- 550 ウ 就業支援及び職業訓練施策による支援
- 551 エ 母子・父子福祉センターにおける就業支援

- 292 ④ DV被害者が同伴することもへの支援（県民生活部、福祉部、保健医療部）

- 293 ⑤ 子育てに関する経済的な支援（福祉部、保健医療部）

- 294 ⑥ 虐待の早期発見と安全確保（県民生活部、福祉部）
- 295 ア 虐待の早期発見・早期対応の推進
- 296 イ DV対応機関と児童虐待対応機関との連携強化

施策の基本的な方向

（４）民間団体との連携・協働による配偶者等からの暴力の被害者支援の推進

DV被害者の生活再建には、それぞれの事情に配慮した、迅速できめ細かな支援を行うことが必要になるため、様々な社会資源を活用することも重要です。そのため、民間の支援団体等とも連携して支援を行います。

推進項目

- 297 ①民間団体への支援並びに民間団体との連携及び協働の推進（県民生活部）
- 298 ②一時保護委託の積極的な活用（県民生活部）

施策の基本的な方向

（５）あらゆる性犯罪・性暴力への対策の推進

性犯罪・性暴力の被害者は、暴力により身体的・精神的に大きな被害を受けるとともに、第三者の心ない言動によっても精神的に更に大きな傷を負います。

そのため、加害者の責任を厳正に追及していくとともに、被害者の心身の負担軽減に配慮しながら、被害者が躊躇せずに被害を訴え又は相談し、包括的な支援を受けられる環境整備を進めます。

推進項目

- 213 ① 性犯罪・性暴力の防止に向けた意識啓発（県民生活部、福祉部、警察本部）
- 214 ア 官学民による女性の安全・安心を守るためのネットワークの形成
- 215 イ 企業や大学等と連携した防犯講話等の実施
- 216 ウ 性犯罪等の発生情報等の発信
- 217 エ セミナー等による意識啓発

- 218 オ 暴力根絶のための意識啓発（再掲）
- 219 ② 暴力の発生を防ぐ環境づくり（再掲）（総務部、県民生活部、教育局、警察本部）
- 220 ア パトロール、防犯ビデオ・防犯機器の貸出し、講習会の開催、防犯指導などの防犯対策の強化
- 221 イ 犯罪情報や防犯情報の発信
- 222 ウ 埼玉県青少年健全育成条例に基づく有害な環境に対する規制・業界への指導（再掲）
- 223 エ 人権啓発及び人権教育の推進（再掲）
- 224 オ 性に関する知識や態度と生命の尊さなどを関連付けて学ぶ生命（いのち）の安全教育の推進（再掲）
- 225 ③ 相談体制の充実（県民生活部、警察本部）
- 226 ア 性暴力等犯罪被害専用相談電話「アイリスホットライン」*等による相談対応
- 227 イ 警察本部（性犯罪被害相談電話「#8103（ハートさん）」等）における相談による対応
- 228 ④ 被害者などへの支援や情報提供（県民生活部、警察本部）
- 229 ア 産婦人科医療機関と連携した被害者ケア
- 230 イ 捜査状況及び加害者の処分状況などの連絡
- 231 ウ 公益社団法人埼玉犯罪被害者援助センター*による被害者支援
- 232 ⑤ 性犯罪への厳正な対処（警察本部）
- 233 ア 性犯罪等の前兆となる不審者からの声かけ事案等に対する行為者の特定、検挙、指導・警告措置など先制・予防的活動の強化
- 234 イ 加害者の検挙、指導及び警告その他の適切な措置（再掲）
- 235 ⑥ 安心して被害を届け出られる環境づくり（警察本部）
- 236 ア 被害者の心情に配慮した性犯罪捜査の推進
- 237 イ 被害者の負担軽減及び二次的被害の防止

施策の基本的な方向

（６）こども、若年層に対する性暴力の根絶に向けた対策の推進

家族をはじめとする身近な者からの性暴力は、特に潜在化・深刻化しやすく、被害に遭うと一生拭い難い影響が生じます。こどもや若年層が性暴力を認識し、加害者になることのないよう、また、被害者となった場合は、被害を認知し、訴えることができるよう低年齢からの教育を強化するとともに、こども、若年層が相談につながりやすく、精神面のケアに配慮しながら保護・支援を受けられる体制整備を推進します。

いわゆるアダルトビデオ出演被害問題・「JKビジネス」問題、児童買春や児童ポルノ等、こども、若年層に対する性暴力被害の予防啓発を推進し、取締りを強化していきます。

推進項目

- 253 ① 出会い系サイトなどの児童の利用禁止に関する児童や保護者に対する啓発

(県民生活部、警察本部)

- 254 ② いわゆるアダルトビデオ出演被害問題・「JKビジネス」問題等、若年層を対象とした性暴力被害に対する予防啓発の推進（県民生活部、警察本部）
- 255 ③ 性に関する知識や態度と生命の尊さなどを関連付けて学ぶ生命（いのち）の安全教育の推進（総務部、教育局）
- 256 ④ 民間団体や関係機関と連携したアウトリーチ等による早期の把握（県民生活部）
- 257 ⑤ 相談体制の充実（県民生活部、警察本部）
- 258 ア 性暴力等犯罪被害専用相談電話「アイリスホットライン」等）による相談対応（再掲）
- 259 イ 警察本部（性犯罪被害相談電話・ハートさん等）における相談による対応（再掲）
- 260 ウ SNS等を活用した相談の実施（再掲）
- 261 ⑥ 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（以下「児童買春・児童ポルノ禁止法」という。）に基づく取締りの強化（警察本部）
- 536 ⑦ 学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律に基づく取組の実施（総務部、教育局、福祉部、関係部局）
- 262 ⑧ 児童虐待防止対策の総合的な推進（福祉部）

施策の基本的な方向

（7）ストーカー行為・人身取引・売買春などへの対策の推進

ストーカー行為等の規制等に関する法律*（以下「ストーカー規制法」という。）などを適切に運用することによって、被害者が早期に相談できるよう必要な措置を講じます。関係機関が被害者の立場に立った迅速かつ適切な対応・支援に努めるとともに、ストーカー規制法などに係る普及啓発を行います。

人身取引*は、重大な人権侵害です。被害者の大半は女性やこどもで、人権擁護の観点からも迅速かつ的確な対応が求められています。

人身取引の防止と被害者の保護のため、関係法令を厳正に運用するとともに、女性の人権を尊重する意識啓発、加害者の取締り、被害者保護などの対策を推進します。

性を商品化し、人間の尊厳を傷つける売買春の根絶に向けて関係法令の厳正な運用と取締りを強化し、売買春の防止に向けた広報啓発活動を推進します。

性的搾取等の被害を受けた女性の早期発見と保護・社会復帰支援を行います。

推進項目

- 238 ① 人権の尊重についての意識啓発（県民生活部、福祉部、教育局、警察本部）
- 239 ア 暴力根絶のための意識啓発（再掲）
- 240 イ 人権啓発及び人権教育の推進（再掲）

- 241 ② 相談体制の充実（警察本部、県民生活部、福祉部）
- 242 ア 警察による相談対応
- 243 イ 女性相談支援センターにおける相談支援の充実
- 244 ③ 被害者の保護・支援、情報提供及び再被害対策（県民生活部、警察本部）
- 245 ア 一時保護及び被害者への支援の充実（再掲）
- 246 イ 再被害防止措置の実施
- 247 ④ ストーカー行為などへの厳正な対処（警察本部）
- 248 ア 加害者の検挙、指導及び警告その他の適切な措置（再掲）
- 249 ⑤ 関係法令の適切な運用（警察本部）
- 250 ⑥ 外国人被害者への支援（県民生活部、警察本部）
- 251 ア 在日外国公館への通報、出入国在留管理局との連絡調整
- 252 ⑦ 売買春及び児童買春の根絶に向けた取締りの強化（警察本部）

施策の基本的な方向

（８）セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進

セクシュアル・ハラスメントは、個人としての尊厳を不当に傷つけ、能力発揮を妨げ、社会的に許されない重大な人権侵害行為です。

雇用の場をはじめ、あらゆる場におけるセクシュアル・ハラスメント防止に向けた意識改革や取組を進めます。

推進項目

- 263 ① 企業などの雇用の場におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策の推進
（総務部、産業労働部、教育局、警察本部）
- 264 ア 男女雇用機会均等法の周知と労働相談の実施
- 265 イ セクシュアル・ハラスメント防止推進員などの配置による県庁内の相談体制の整備
- 266 ② 教育・研究・社会福祉施設やスポーツ分野等におけるセクシュアル・ハラスメント
防止対策の推進（総務部、県民生活部、福祉部、教育局）
- 267 ア 教職員などに対する意識啓発及び研修の充実
- 268 イ 相談体制の充実
- 269 ウ 社会福祉施設などにおける相談体制整備の促進
- 270 エ スポーツ分野におけるセクシュアル・ハラスメントの防止
- 271 ③ 性的マイノリティ*に関するハラスメント防止対策の推進（県民生活部、産業労働部）
- 272 ④ 男女共同参画苦情処理制度の活用（再掲）（県民生活部）

基本目標 Ⅲ－２

生活上の様々な困難への支援と多様性の尊重

（現状と課題）

未婚・離婚の増加などによる単身世帯やひとり親世帯の増加、非正規雇用者の増加などによる雇用不安など、社会環境の変化により若年者から高齢者に至るまで経済的に困難を抱えやすい人が増加しています。特に女性は、出産・育児による就業の中断や非正規雇用の割合が高く、男性と比べ寿命が長く高齢期の単身生活が長いなど、貧困など生活上の困難に陥りやすい傾向があります。あわせて、こどもへの貧困の連鎖も課題となっています。

また、災害や感染症拡大時といった非常時は、社会的に弱い立場にある人々の生活に、より深刻な影響をもたらしており、平時から、非常時・緊急時にも機能するセーフティネットの整備を図っていく必要があります。

障害があること、外国人であることに加え、女性であることでさらに複合的に困難に置かれている人々、性的マイノリティの人々が、自分らしく生きていけるよう、社会全体が多様性を尊重する環境づくりを進めることが求められています。

データ 60

県男女共同参画推進センターの相談件数の推移

	R3	R4	R5	R6	R7
電話相談	9,176	8,732	7,602	10,450	10,147
面接相談	38	18	40	30	15
その他	319	373	419	484	552
合計	9,533	9,123	8,061	10,964	10,714

(単位:件)

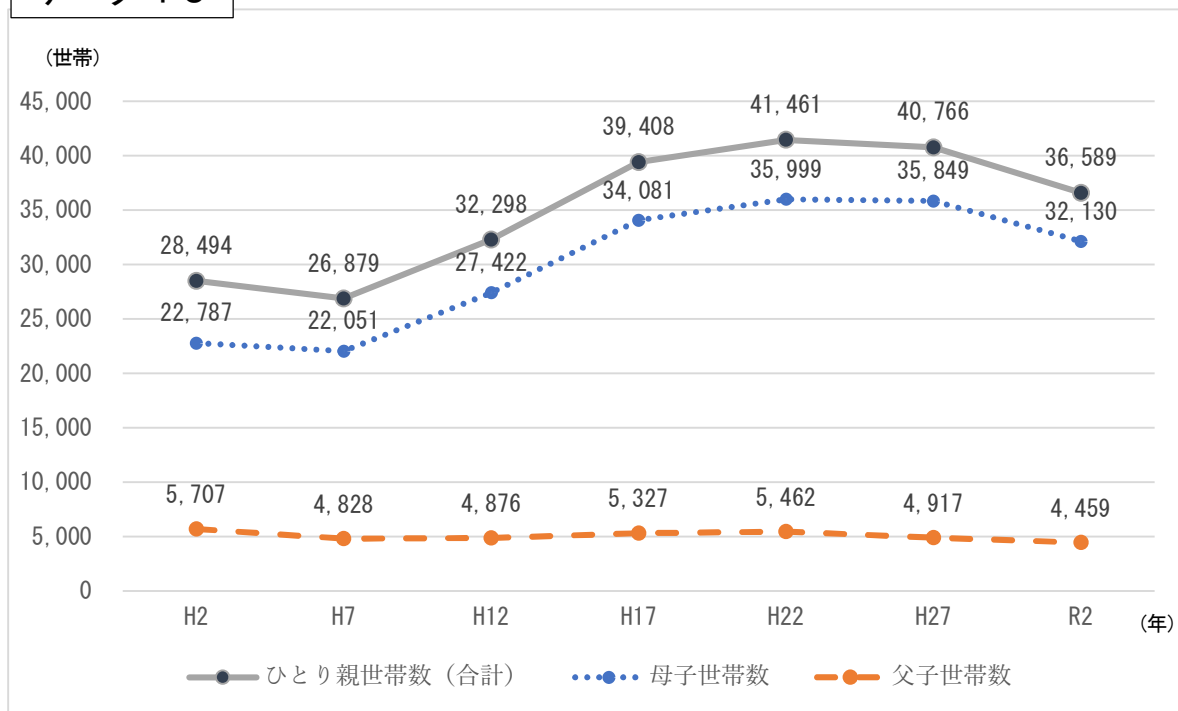
県男女共同参画推進センターの主訴別相談件数

		生き方	こころ	からだ・性	夫婦	家族・親族	人間関係	DV	仕事	暮らし	その他	合計
R3	件数(件)	573	1,367	482	862	1,620	1,467	913	381	235	1,633	9,533
	割合(%)	6.0%	14.3%	5.1%	9.0%	17.0%	15.4%	9.6%	4.0%	2.5%	17.1%	100.0%
R4	件数(件)	600	1,851	413	719	1,437	1,357	1,051	353	228	1,114	9,123
	割合(%)	6.6%	20.3%	4.5%	7.9%	15.8%	14.9%	11.5%	3.9%	2.5%	12.2%	100.0%
R5	件数(件)	495	1,566	365	572	1,336	1,243	986	347	242	909	8,061
	割合(%)	6.1%	19.4%	4.5%	7.1%	16.6%	15.4%	12.2%	4.3%	3.0%	11.3%	100.0%
R6	件数(件)	627	1,958	587	982	1,739	1,203	1,845	374	434	1,215	10,964
	割合(%)	5.7%	17.9%	5.4%	9.0%	15.9%	11.0%	16.8%	3.4%	4.0%	11.1%	100.0%
R7	件数(件)	1,093	1,723	395	848	1,436	1,172	2,318	252	283	1,194	10,714
	割合(%)	10.2%	16.1%	3.7%	7.9%	13.4%	10.9%	21.6%	2.4%	2.6%	11.1%	100.0%

資料：県男女共同参画推進センター「事務概要」より作成

データ 40

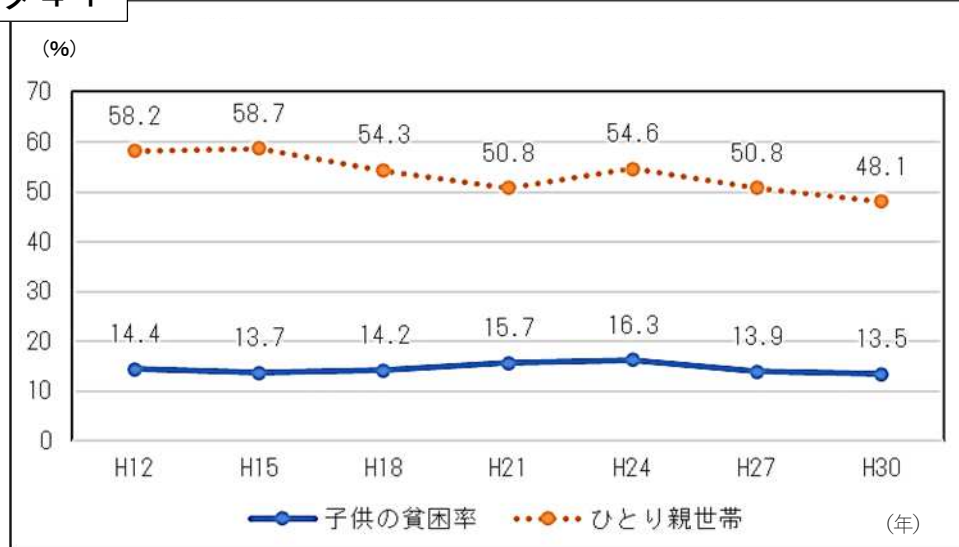
ひとり親世帯数の推移（県）



資料：総務省「国勢調査」より作成

データ 41

こども・ひとり親世帯の貧困率の推移（全国）



資料：厚生労働省「国民生活基礎調査」より作成

データ 4 2

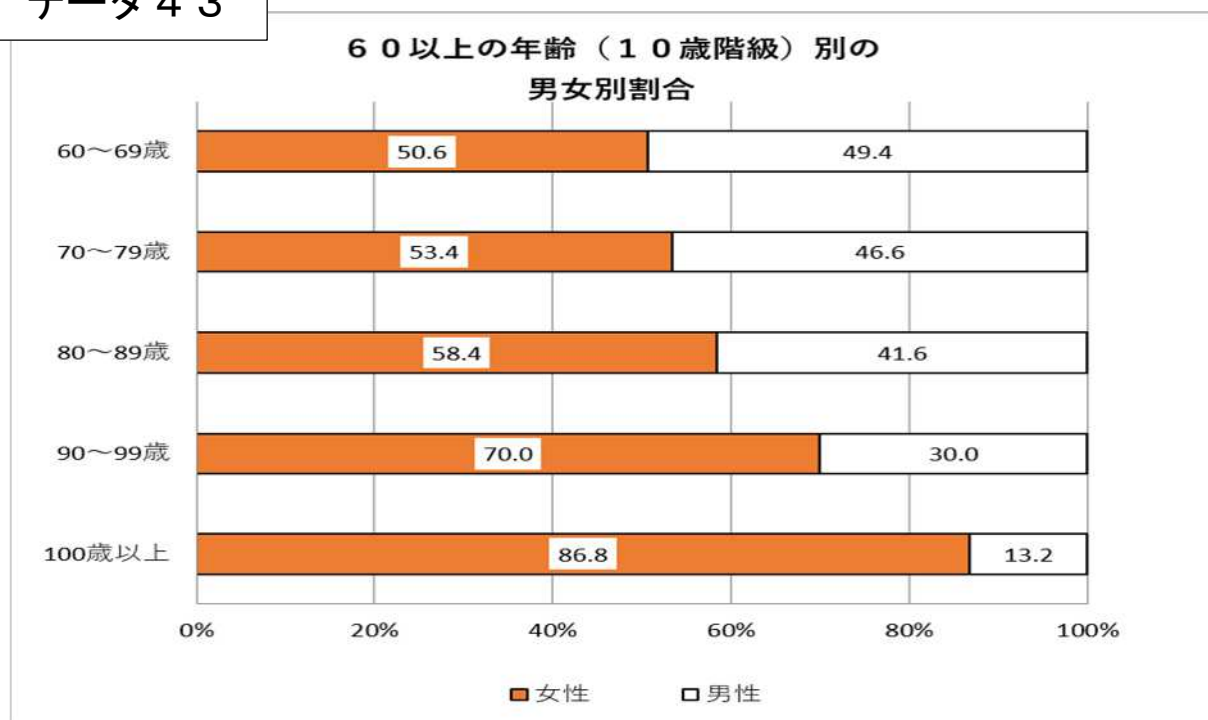
非正規雇用労働者の割合の推移（全国）



資料：平成13年までは総務庁「労働力調査特別調査」（各年2月）より、
平成14年以降は総務省「労働力調査（詳細集計）」（年平均）より作成

データ 4 3

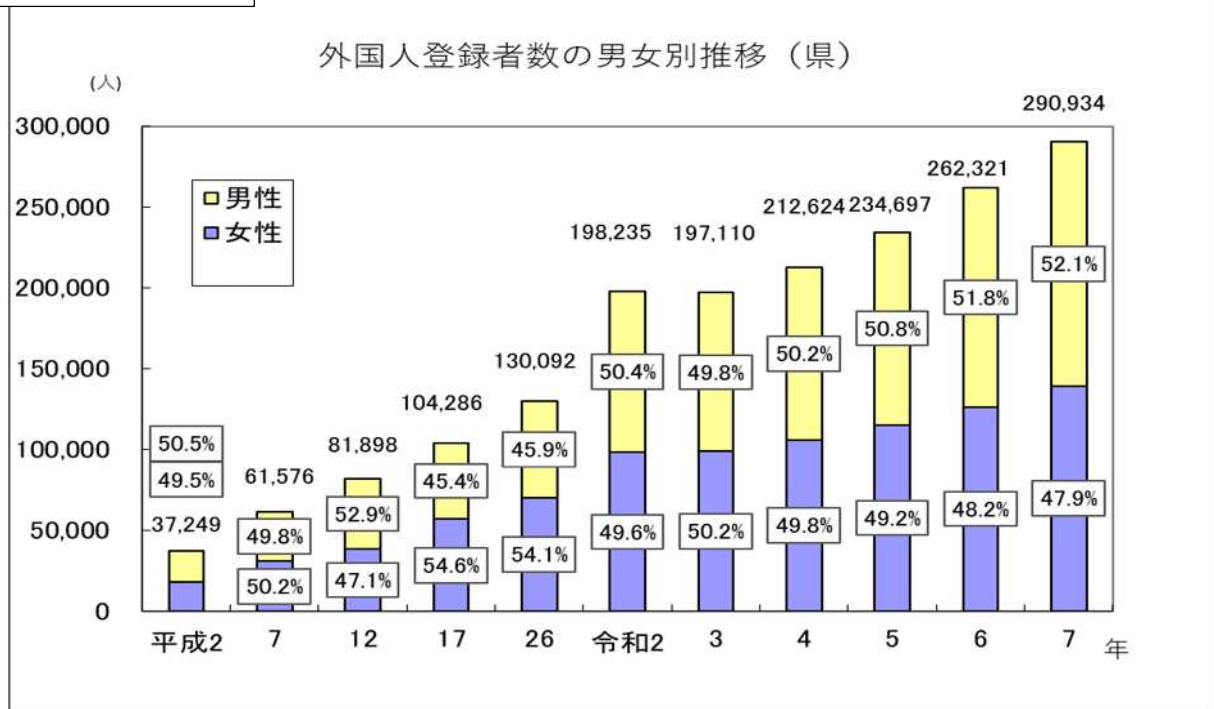
60歳以上の年齢（10歳階級）別の男女別割合（県）



資料：県統計課「埼玉県町（丁）字別人口調査 令和8年1月1日現在結果報告」より作成

データ 4 4

外国人登録者数の男女別推移（県）



資料：出入国在留管理庁「在留外国人統計」（各年12月末日現在）

施策の基本的な方向

(1) 困難な問題を抱える女性への支援体制の充実

生活上の困難な問題の背景は個人により様々で、課題は多様化、複合化、複雑化しており、課題解決には中長期的な支援が求められます。とりわけ女性は、性暴力や性的虐待、性的搾取等の性的な被害などにより遭遇しやすいことや、予期せぬ妊娠等の女性特有の問題の存在、不安定な就労状況や経済的困窮、孤立などの社会経済的困難等に陥るおそれがあります。こうした状況を踏まえ、困難女性支援法及び困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針に基づき、当事者の意向に寄り添いながら、各支援ステージにおいて、民間団体や関係機関とも連携しながら、包括的かつ切れ目のない支援を行います。

推進項目

- 299 ① 支援の中核機関の機能強化（県民生活部、福祉部）
 - 300 ア 女性相談支援センターの相談支援機能の充実
 - 301 イ 女性自立支援施設の支援機能の充実
 - 302 ウ 女性相談支援員の配置促進及び資質向上
 - 303 エ 女性相談支援員を対象とした定例連携会議の実施
- 304 ② 市町村等の機能強化への支援（県民生活部）
 - 552 ア 相談支援の資質向上を図るための研修機会の提供
 - 553 イ 基本計画策定への働きかけ
 - 554 ウ 支援調整会議の設置促進
- 305 ③ 民間団体への支援並びに民間団体との連携及び協働の推進（再掲）（県民生活部）
- 306 ④ 関係機関との連携（再掲）（県民生活部、福祉部、関係部局）
 - 555 ア 関係機関連携会議の開催
 - 556 イ 県内の関係機関との連携

施策の基本的な方向

(2) 困難な問題を抱える女性への包括的かつ継続的な支援

困難女性支援法の基本理念を踏まえ、女性が抱える多様化、複合化及び複雑化した困難に対し、女性の意思が尊重されながら、抱えている問題及びその背景、心身の健康の回復のための援助、自立して生活するための援助等の多様な支援を包括的に提供します。年齢、障害の有無、国籍など本人の状況に応じて支援します。

民間団体及び関係機関との連携・協働により、早期から切れ目なく継続的な支援を提供します。

女性が自らの意識と能力を高め、力をつけ、行動していくことができるよう支援します。

推進項目

- 307 ① 女性の人権を尊重する県民意識の醸成
(総務部、県民生活部、教育局、警察本部、関係部局)
- 308 ア 暴力根絶のための意識啓発(再掲)
- 309 イ 固定的性別役割分担意識の解消に向けた意識啓発(再掲)
- 310 ウ 生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利に基づく取組の促進
- 311 エ 性暴力被害防止についての教育・啓発
- 312 ② 相談窓口の周知及び啓発(再掲)(県民生活部)
- 313 ③ 相談支援の充実(県民生活部、福祉部、保健医療部)
- 314 ア 女性相談支援センター等における相談支援の充実
- 315 イ SNS等を活用した相談の実施(再掲)
- 317 ④ 民間団体や関係機関と連携したアウトリーチ等による早期の把握(県民生活部)
- 316 ⑤ 気軽に立ち寄れる居場所づくりの促進(県民生活部)
- 318 ⑥ 一時保護及び被害者への支援の充実(再掲)
(県民生活部、福祉部、関係部局)
- 319 ア 女性相談支援センター及び女性自立支援施設における支援(再掲)
- 320 イ 一時保護委託の積極的な活用(再掲)
- 557 ウ 多様な支援対象者に応じた各種施設への入所支援
- 321 ⑦ 安定的な自立に向けての支援(県民生活部)
- 322 ア 女性相談支援センター及び女性自立支援施設における支援
- 323 イ 民間団体への支援並びに民間団体との連携及び協働の推進(再掲)
- 558 ウ 中長期的な支援を要する被害者支援の在り方の検討
- 324 ⑧ 住宅の確保に関する支援(再掲)(県民生活部、福祉部、都市整備部)
- 325 ア 女性相談支援センター及び女性自立支援施設における支援
- 559 イ 県営住宅の入居申込時の優遇抽選及び一時利用による居住支援の実施
- 560 ウ 母子生活支援施設への入所支援
- 326 エ 生活困窮者自立支援法に基づく住居確保給付金の支給
- 327 オ 住宅セーフティネット制度に基づく住宅確保要配慮者に対する支援
- 561 ⑨ 就業に関する支援(再掲)(県民生活部、福祉部、産業労働部)
- 562 ア 女性相談支援センターにおける情報提供及び自立支援講座等の実施
- 563 イ 一時保護施設における就業前支援
- 564 ウ 就業支援及び職業訓練施策による支援
- 565 エ 母子・父子福祉センターにおける就業支援

- 345 ⑩ 経済的な支援（福祉部、保健医療部）
- 346 ア 生活保護の適切な実施（再掲）
- 347 イ 国民健康保険及び介護保険に関する取扱いの保険者への周知（再掲）
- 348 ウ 子育てに関する経済的な支援（再掲）

- 349 ⑪ DV被害者が同伴するこどもへの支援（再掲）（県民生活部、福祉部）

- 350 ⑫ 女性相談支援センター及び女性自立支援施設における退所後支援（県民生活部）

- 351 ⑬ 高齢者、障害者、外国人への支援（再掲）（県民生活部、福祉部、保健医療部）

- 352 ⑭ 医療機関などの専門機関との連携支援（再掲）（保健医療部）

施策の基本的な方向

（３）ひとり親家庭や生活困窮者への支援

経済的に困難な女性などに対する相談体制の充実や自立に必要な技能の習得、個人のニーズに合わせたきめ細かな就業情報の提供など自立や就労に対する支援を推進します。あわせて、貧困の連鎖を断ち切るために、生活困窮世帯及び生活保護世帯のこどもへの学習の支援を行います。

推進項目

- 337 ① 新卒者やフリーター、若年無業者などの若者の就業支援（産業労働部）

- 338 ② パートタイム労働者など非正規雇用における雇用環境等の整備（再掲）
（産業労働部）

- 339 ア 不本意非正規雇用者の正規雇用化の支援
- 340 イ 短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者に対する不合理な待遇の禁止等に関する指針（同一労働同一賃金ガイドライン）の周知など非正規雇用者の処遇改善の促進

- 341 ③ ひとり親家庭や経済的に厳しい状況にある家庭への支援（再掲）
（県民生活部、福祉部、保健医療部、産業労働部、都市整備部）

- 342 ア 子育て・生活支援、就業支援、養育費の確保支援及び経済的支援の総合的な推進
- 343 イ ひとり親家庭に対する職業訓練の実施

- 353 ④ 生活困窮世帯・生活保護世帯の自立に向けた就労支援（福祉部、関係部局）

- 354 ⑤ 生活困窮世帯・生活保護世帯のこどもに対する学習支援（福祉部）

- 355 ⑥ 家族の介護等を担っているケアラー*への支援（福祉部、教育局、関係部局）

施策の基本的な方向

(4) 高齢者がいきいきと活躍し、安心して生活できる支援

豊富な知識や経験を持つ高齢者が、自分自身の意欲や心身の状態に応じ、社会の担い手として様々な分野において長く健康で活躍できることを目指します。

高齢者が働ける場を増やすとともに、高齢者がこれまで蓄積した多様な知識、経験等を生かした丁寧なマッチングにより、就業や起業を支援します。

高齢者が地域活動やボランティア活動に参加する機会を拡大するため、活動参加へのきっかけづくりや情報発信などを進めます。

高齢者が家庭や地域で安心して暮らせる支援体制の整備を行います。

推進項目

- 356 ① 公民館などで実施される高齢者に対する生涯学習活動の促進や、多様な学習・活動ニーズへの対応（教育局）
- 357 ② 高齢者が働きやすい職場づくりの推進（産業労働部）
- 358 ③ 高齢者の就業・起業支援（産業労働部）
- 359 ④ 高齢者の地域活動のきっかけづくりや情報提供（県民生活部、福祉部）
- 361 ⑤ 高齢者の健康づくりへの支援及び相談体制の充実（福祉部、保健医療部）
- 362 ⑥ 介護予防の促進（福祉部）
- 363 ⑦ 民間企業など多様な主体による生活支援サービス体制整備の促進（福祉部）
- 364 ⑧ 高齢者の福祉用具利用や住宅改修についての情報提供や相談体制の充実
(福祉部、都市整備部)
- 365 ⑨ 高齢者虐待防止への対応（福祉部）
- 366 ⑩ 消費者の自立支援のための情報提供（県民生活部）

施策の基本的な方向

(5) 障害者、外国人、性的マイノリティなどの特別な配慮を必要とする人への支援

障害者、外国人、性的マイノリティなど、日常生活における自立や社会参画を行う上で様々な困難な状況に置かれがちな方々が、その能力や意欲を発揮しながら活躍できるよう支援を行っていきます。

社会全体が多様性を尊重する環境づくりに資するよう、人権教育や意識啓発を進めます。

推進項目

- 367 ① 障害のある人への支援（福祉部、産業労働部、教育局、関係部局）
- 368 ア 障害のある人などを地域全体で支える仕組みづくり
- 369 イ 障害を理由とする差別の解消と合理的配慮の提供に向けた啓発
- 370 ウ 障害者の権利擁護・虐待防止対策の推進

- 371 ② 外国人への支援（県民生活部、産業労働部、関係部局）
- 372 ア 外国人からの相談への対応
- 373 イ 多言語による生活情報の提供
- 374 ウ 外国人の日本語学習支援
- 375 エ 外国人留学生への支援

- 376 ③ 性的マイノリティへの支援（県民生活部、教育局、関係部局）
- 377 ア 性の多様性*の尊重に向けた理解増進の取組及び相談体制の充実
- 378 イ 性的マイノリティが安心して生活でき、働きやすい環境づくり
- 379 ウ 地域や学校、企業などにおける性的マイノリティに対する偏見・差別などの人権問題に関する啓発活動の実施

- 380 ④ 誰もが住みよいまちづくり
(企画財政部、福祉部、県土整備部、都市整備部、関係部局)

- 381 ⑤ ユニバーサルデザイン*の推進（県民生活部、全庁）

基本目標Ⅲ－３

生涯を通じた男女の健康支援と命の尊厳の尊重

（現状と課題）

性別を問わず、誰もが互いの身体的性差を十分に理解し合い、尊重し合い、個人としての尊厳が守られることは、ジェンダー平等社会の大前提です。

心身の健康状態は、経済状態や生活環境、家族・夫婦間の関係など、個人を取り巻く様々な社会的・環境的要因によって影響を受けますが、特に女性の心身の状態は、年代やライフサイクルに応じて大きく変化する特性があります。

固定的性別役割分担意識など、「男らしさ」「女らしさ」への過度な期待や偏見は、時に、男女間の支配・従属関係など、不平等な関係性を生み出します。男性主導の避妊や性行動から予期せぬ妊娠や性感染症*などによって女性の健康と権利が脅かされる事態も起こっています。

男性においては、社会的な「男らしさ」の観念に生きづらさを感じる人もおり、健康を害する生活習慣や、自殺、ひきこもりの割合が女性に比べて多いことが指摘されています。

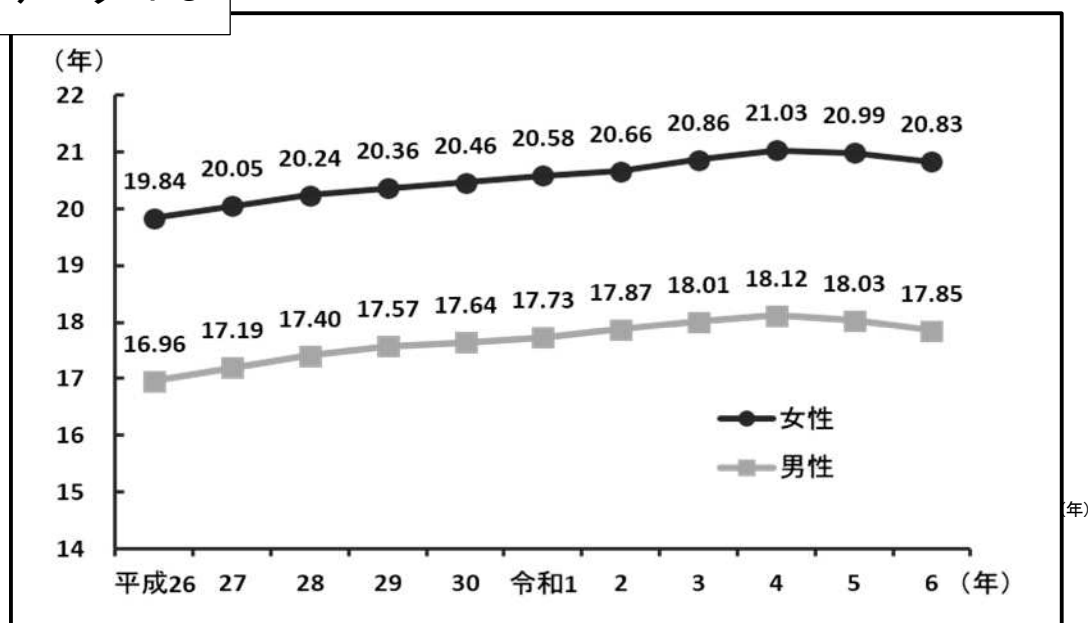
働く世代の男性においては、長時間労働により健康への悪影響のリスクがあるほか、更年期障害などの不調が男性にも起こり得ることは、軽視されがちです。

こうした中で、性別を問わず、適切な時期から性や健康に関する正しい知識を持つことや、性と生殖に関する自身の権利が守られ、主体的にライフデザイン（将来設計）や将来の健康を考えた健康管理を行う（プレコンセプションケア）の考え方の定着が強く求められます。

本県の健康寿命は、男女ともに延びており、生涯を通じた男女の健康を支援するための総合的な対策を推進することが必要となっています。

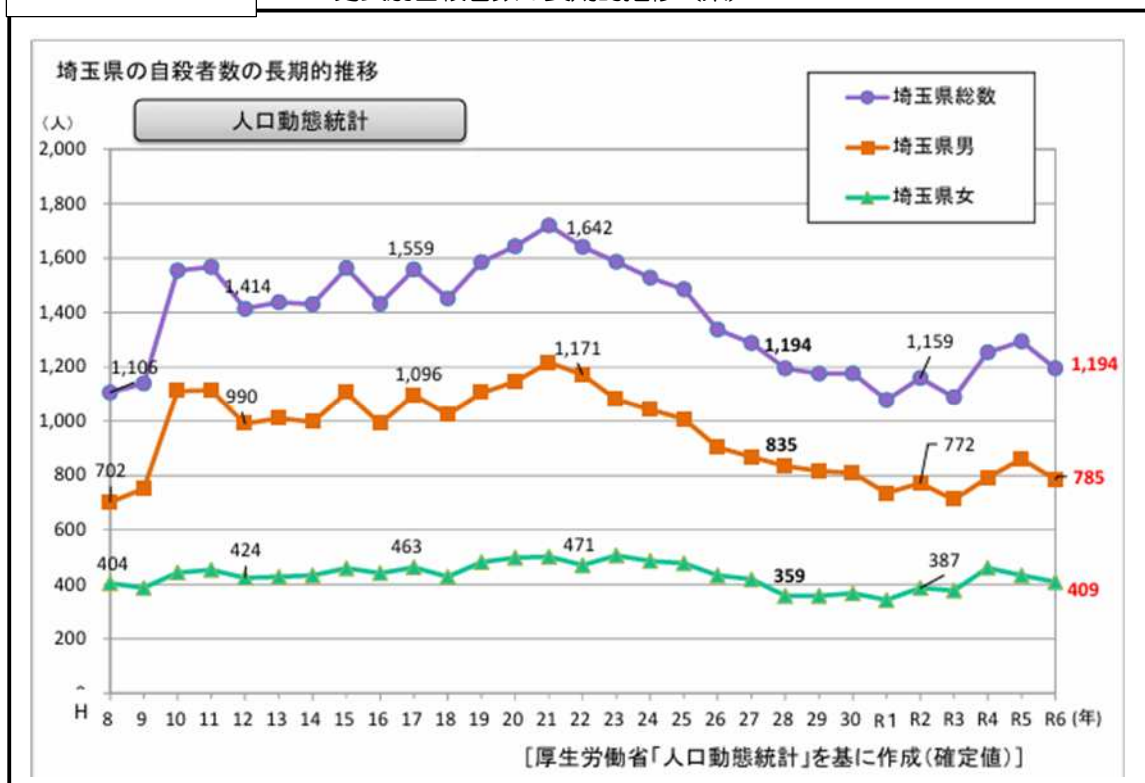
データ 4 5

健康寿命の推移（県）



データ 4 6

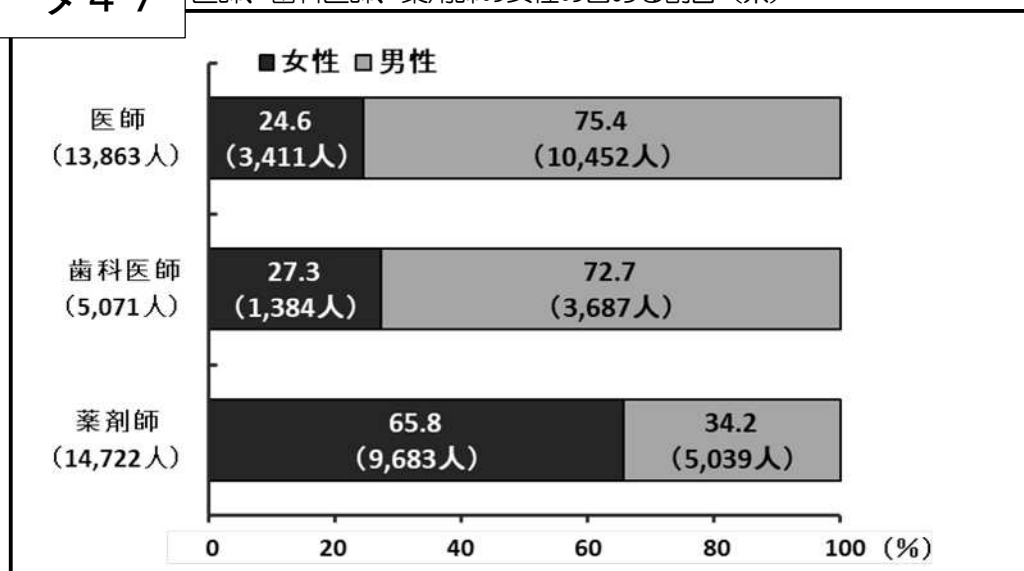
男女別自殺者数の長期的推移（県）



資料：厚生労働省「人口動態統計」を基に作成（確定値）

データ 4 7

医師、歯科医師、薬剤師の女性の占める割合（県）



※ 医師と歯科医師は、医療施設の従事者である。また、薬剤師は薬局・医療施設の従事者である。

資料：厚生労働省「令和6年-医師・歯科医師・薬剤師統計」より作成

施策の基本的な方向

(1) 生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利に基づく取組の促進

生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利についての考え方を広く社会に浸透・定着させ、取組を促進します。

推進項目

- 391 ① 生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利についての啓発・相談体制の実施
(県民生活部、保健医療部)
- 392 ② 新たな生殖技術に対応し、生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の尊重の視点に
立った妊娠・不妊等に係る情報提供(保健医療部)
- 393 ア 妊娠・不妊等に悩む夫婦などに対する相談の実施
- 394 ③ 教育・学習機会の充実(保健医療部、教育局)
- 395 ア 地域における健康教育の実施
- 396 イ 学習指導要領に基づく、発達の段階に応じた性に関する指導の実施
- 397 ウ 効果的な性に関する指導について、指導者研修会を実施

施策の基本的な方向

(2) 生涯にわたる男女の健康の包括的な支援

男女がその健康状態に応じて的確に自己管理を行うことができるようにするための健康教育、相談体制を確立するとともに、思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期など各ライフステージに応じた総合的な健康保持対策を推進します。

成育基本法*に基づき、成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し、必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策を推進します。

働く女性の母性保護と健康管理について留意します。

推進項目

- 398 ① 生涯を通じた健康保持・増進のための事業などの充実
(県民生活部、保健医療部)
- 399 ア ライフステージに対応した健康診査、女性特有の心身の健康に関する相談、健康づくりの実施
- 400 イ 市町村の指導者養成講座の開催など、地域における主体的な健康づくりへの支援
- 401 ウ 予期せぬ妊娠等の悩みに対する相談の実施
- 402 ② 思春期における保健対策の推進(県民生活部、保健医療部、教育局)
- 403 ア 学習指導要領に基づく、発達の段階に応じた性に関する指導の実施(再掲)
- 404 イ 妊娠・出産に関する正しい知識(避妊や不妊、性感染症など)の普及啓発(中学生・高校生等に向けた教育を含む。)
- 405 ウ 喫煙防止、飲酒防止、薬物乱用防止の啓発活動・教育の推進

- 406 エ 食に関する指導を通じた心身ともに健康な児童生徒の育成
- 407 ③ 妊娠・出産期に関わる健康支援（保健医療部、関係部局）
- 408 ア 月経障害、不妊治療に係る相談・支援
- 409 イ 高齢出産や妊娠中に働く女性への支援
- 410 ウ 妊婦や乳幼児の健康についての情報提供の実施
- 411 エ 母子の生命や身体への影響の大きい周産期の医療体制の整備
- 412 オ 産後うつへの相談支援
- 413 ④ 成人期、高齢期における健康づくりの推進（保健医療部）
- 414 ア 市町村による健康づくりの取組支援
- 415 イ 生活習慣病、骨粗しょう症などへの対策
- 416 ウ 更年期障害への相談支援
- 417 エ 口腔機能低下、ロコモティブシンドローム（運動器症候群）等の予防
- 418 オ フレイル*の予防対策
- 419 ⑤ 生涯を通じた男女の健康に関する調査・研究（保健医療部）

施策の基本的な方向

（３）健康をおびやかす問題及び自殺についての対策の推進

エイズ・性感染症の相談及び検査を実施し、感染者の早期発見・早期治療につなげるとともに、正しい知識の普及啓発を図ります。

また、喫煙、飲酒による胎児や生殖機能への影響について情報提供を行います。

薬物乱用は、本人の身体及び精神の健康をむしばむだけでなく、家庭崩壊や犯罪の原因になるなど安全な社会の基盤を揺るがしかねない行為であるため、薬物対策を行います。

学校教育においては、性に関する問題行動や薬物乱用の防止など、学校保健に関する現代的課題に対応する教育を推進します。

自殺をした人の割合を男女別に見ると、男性が約７割で女性が約３割となっています。

男性においては「男性が主に稼ぐべき」といった固定的性別役割分担意識による重圧や、孤立のリスクを抱えるおそれもあります。

一方、コロナ禍に際しては、とりわけ女性が大きな影響を受けており、生活不安やストレスの増大により、心の健康問題を抱えるなど、女性も自殺のリスクが高まりました。

「自殺は防ぐことができる」という基本認識を持てるよう、県民一人一人に普及啓発していくとともに、メンタルヘルス対策を中心とした相談支援体制の充実を図ります。

また、家族等の自殺により遺された方々のケアやこれらの方々からの相談への対応を行うとともに、自助グループの活動を支援します。

推進項目

- 420 ① エイズ・性感染症の予防啓発と早期発見の推進（保健医療部）
- 421 ② 学習指導要領に基づく、発達の段階に応じた性に関する指導の実施（再掲）（教育局）

- 422 ③ 薬物乱用対策の推進（県民生活部、福祉部、保健医療部、教育局、警察本部）
- 423 ④ 喫煙・飲酒による胎児や生殖機能への影響に関する情報提供（保健医療部）
- 424 ⑤ 自殺防止に向けた普及啓発の推進（保健医療部、産業労働部）
- 425 ア 家族や周囲の人たちが自殺のサインに気付くことができるような教育・広報などの実施
- 426 イ ストレスチェックの実施など、働く場におけるメンタルヘルスケアの重要性の普及啓発
- 427 ⑥ 自殺防止に向けた相談支援の充実（県民生活部、保健医療部、産業労働部）
- 428 ア 働く人のメンタルヘルス相談*の実施
- 429 イ 事業者、労働者への相談窓口の情報提供
- 430 ウ 失業・多重債務・法律問題などに関する相談体制の充実
- 431 エ 女性の心の問題に対する地域の保健事業・相談事業の実施
- 432 ⑦ 自殺対策に取り組んでいる民間団体との連携やボランティア活動への支援
（保健医療部）
- 433 ⑧ 遺族・周囲の人たち、自殺未遂者などへの支援（保健医療部）
- 434 ア 遺された人たちや周囲の人たちへの相談体制の整備
- 435 イ 遺族のための自助グループへの活動支援

施策の基本的な方向

（４）スポーツ分野における男女共同参画の促進

生涯にわたる健康を確保するためには、運動・スポーツ習慣の有無が密接にかかわりますが、男性に比べ、女性の運動・スポーツ習慣の割合が低い状況にあります。そのため、女性のスポーツ参加を促進するための環境整備を行います。

また、女性特有の課題に対応した競技環境の整備や競技力向上の支援を推進するとともに、女性指導者の育成を進めます。

推進項目

- 436 ① 一人一人のライフステージに応じたスポーツ活動の推進（県民生活部）
- 437 ② 多様なスポーツの推進（県民生活部）
- 438 ③ 手軽にスポーツが始められる環境づくり（県民生活部）
- 439 ④ ジュニア期からの選手育成を基盤とする競技力向上の体制づくり（県民生活部）

- 440 ⑤ スポーツ科学による女性アスリート支援（県民生活部）
- 441 ⑥ スポーツ分野におけるセクシュアル・ハラスメントの防止（再掲）（県民生活部）
- 442 ⑦ 女性スポーツ指導者の育成（県民生活部）
- 443 ⑧ 運動部活動における女子生徒への適切な支援（教育局）

施策の基本的な方向

（５）医療分野における女性の参画拡大

医療従事者については、既に女性の割合が高い業種も含め、医師、看護師、助産師、薬剤師、医療技術者等のワーク・ライフ・バランスの確保、女性の就業継続・復職支援を進めるとともに、生涯にわたる女性の健康づくりを支援するためにも、政策・方針決定過程への女性の参画拡大を働きかけます。

女性の医師の活躍促進や看護師の職場環境の改善に取り組む医療機関などを支援し、離職の防止や職場への定着を進めるとともに、復職を支援します。

推進項目

- 444 ① 女性医師に対する就業支援策の推進（保健医療部）
- 445 ② 医師等に対するキャリア形成の支援（保健医療部）
- 446 ③ 看護師の質的・量的な確保・養成（保健医療部）
- 447 ④ 看護師の定着・就業の支援（保健医療部）
- 448 ⑤ 離職した看護師の復職支援（保健医療部）
- 449 ⑥ 助産師の活躍の推進（保健医療部）
- 450 ⑦ 医療機関や医療関係団体等における意思決定過程の場への女性の登用促進
（県民生活部、保健医療部）

基本目標 Ⅲ－４

男女共同参画の視点に立った防災対策の推進

（現状と課題）

近年、災害の激甚化・頻発化が指摘されており、全国でも比較的自然災害が少ない本県においても、災害対応は歴史的課題の一つとなっています。

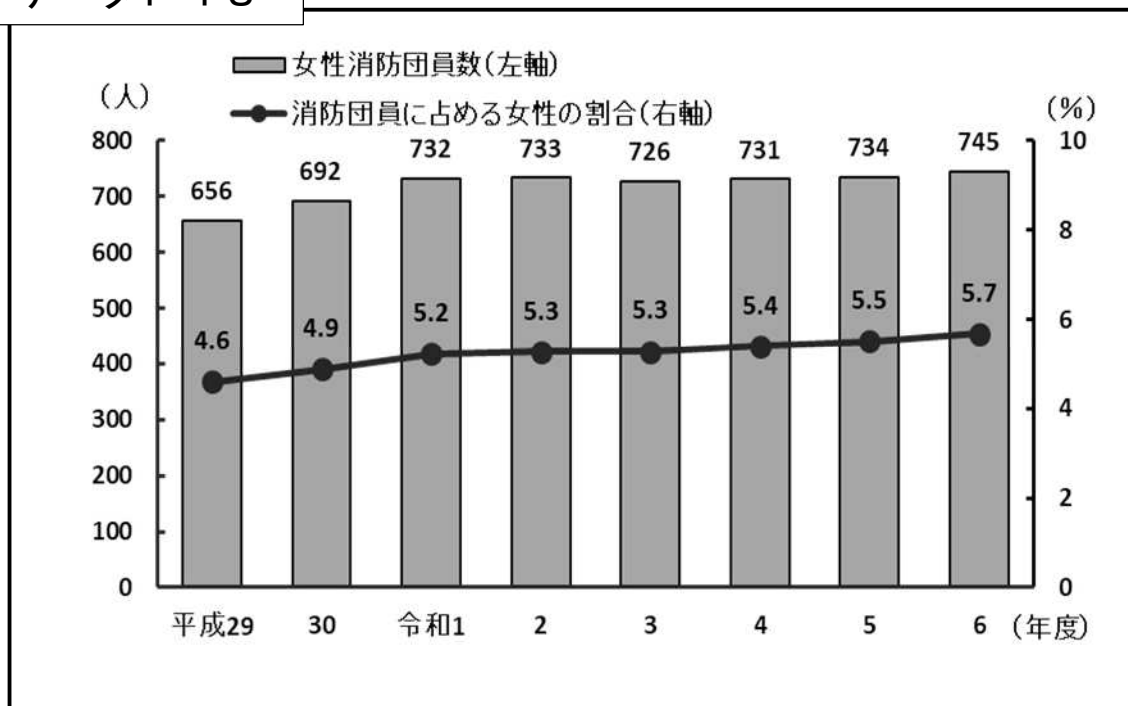
災害時に人々に起こる困難は、地震や風水害などの自然災害そのものによる直接的な被害（人的被害や家屋等生活基盤の損失）だけではなく、災害対応における社会のあり方により生じる困難もあります。

例えば、平常時における固定的性別役割分担意識を反映して、災害時には、平常時以上に家事・育児・介護等の女性への集中や、DV等や性被害・性暴力のリスクが高まることから過去の被災地の例からも指摘されています。そのため、日頃から男女共同参画の視点を踏まえた防災対策が強く求められます。

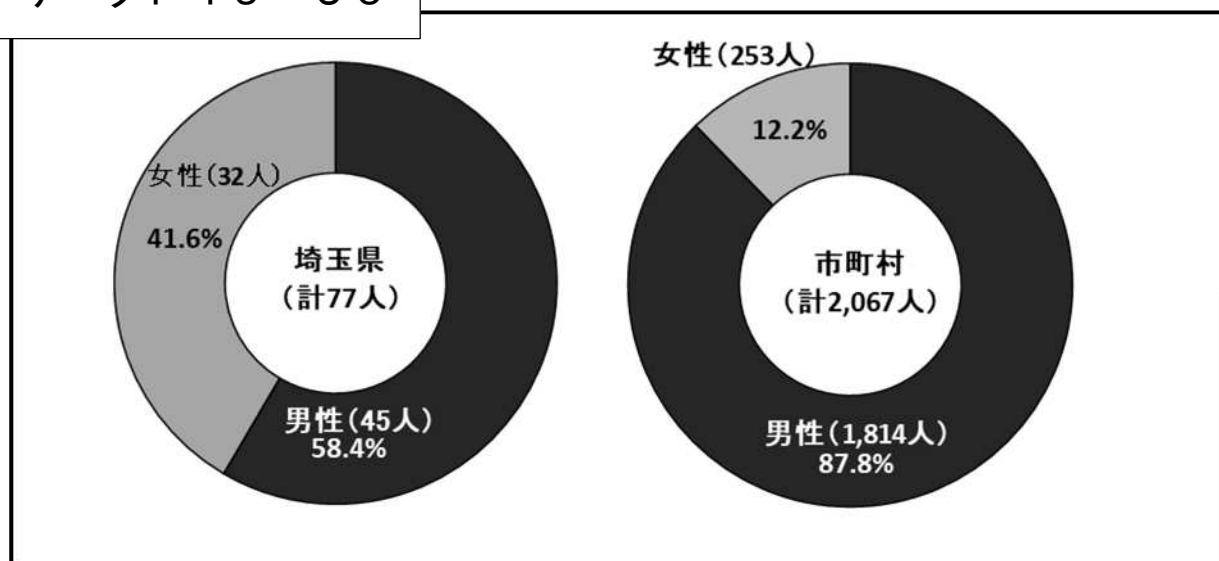
こうした観点から、防災・災害復興時における意思決定過程や現場における女性の参画拡大が、ますます求められることから、県や市町村防災会議における委員や消防団員、自主防災組織などへの女性の参画促進を図っていく必要があります。

データ P 4 8

消防団員の女性の割合の推移（県）



資料：県消防課調べ



資料：内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」
(令和7年度)より作成

施策の基本的な方向

(1) 防災・災害復興時における意思決定過程への女性の参画拡大

防災や災害復興時における多様なニーズやリスクを反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災・災害復興時に関する政策・方針決定過程への女性の参画を拡大します。

推進項目

- 451 ① 埼玉県防災会議における女性の登用推進（危機管理防災部）
- 452 ② 市町村防災会議における女性の登用への働きかけ
(県民生活部、危機管理防災部)
- 453 ③ 災害復旧事業計画の策定過程への女性の参画（全庁）
- 454 ④ 市町村における消防吏員の女性の採用・登用促進（危機管理防災部）
- 455 ⑤ 消防団への女性の入団・活躍促進（危機管理防災部）

施策の基本的な方向

(2) 防災訓練や自主防災組織などにおける男女共同参画の推進

地域の防災訓練や自主防災組織の活動など、現場における女性の参画拡大を図るとともに、防災対策における男女（ジェンダー）のニーズの違いや女性への配慮など男女共同参画の視点を踏まえた意識啓発を図ります。

推進項目

- 456 ① 自主防災組織への女性の参画促進（危機管理防災部）
- 457 ② 防災セミナー、防災出前講座などでの意識啓発
（県民生活部、危機管理防災部）
- 458 ③ 各種防災訓練への女性の参画促進と女性の視点を取り入れた訓練の実施
（危機管理防災部）
- 459 ④ 災害復旧活動における女性の参画（全庁）

施策の基本的な方向

（３）男女共同参画の視点に立った防災・復興体制の充実

女性に配慮した地域防災計画の策定や、男女のニーズに広く対応した避難所の設置・運営などのマニュアルの整備・充実を図ります。

大規模災害時には、女性に対する暴力の防止や妊婦などに配慮した女性相談窓口の設置を行います。

避難所における、女性の視点を十分に踏まえた設置・運営の支援を行うとともに、県外からの避難者についても女性に配慮した受入れ態勢を構築します。

推進項目

- 460 ① 男女共同参画の視点を踏まえた地域防災計画の策定
（県民生活部、危機管理防災部）
- 461 ② 女性に配慮した帰宅困難者対策の構築（県民生活部、危機管理防災部）
- 462 ③ 女性や子育てに配慮した避難所の開設・運営体制の支援
（県民生活部、危機管理防災部、関係部局）
- 463 ④ 大規模災害時における女性を対象とした相談の実施（県民生活部）
- 464 ⑤ 男女（ジェンダー）の視点を踏まえた避難所の開設・運営の支援
（県民生活部、危機管理防災部、関係部局）
- 465 ア 男女（ジェンダー）のニーズの違いに配慮した物資の備蓄
- 466 イ 男女（ジェンダー）に配慮した避難所の開設・運営方法の周知
- 467 ウ 固定的性別役割分担意識によらない避難所運営の促進
- 468 ⑥ 女性に配慮した県外からの避難者の受入れ態勢の支援
（県民生活部、危機管理防災部、関係部局）
- 469 ⑦ 男女共同参画の視点を踏まえた市町村の地域防災計画の策定支援
（危機管理防災部）

目指す姿Ⅳ ジェンダー平等・男女共同参画社会の実現に向けた意識改革・教育の推進

（目指す姿）

- 男女共同参画社会の実現に向け、固定的性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアス（無意識の思い込みや偏見）への理解と解消に向けた取組の重要性が、県民の間で浸透しています。
- 家庭や地域、職場、学校、メディアなどのあらゆる場を通じて、幼児から高齢者に至る幅広い層を対象に、ジェンダー平等や男女共同参画について理解を深める機会が充実しています。
- 学校現場においては、性別にかかわらず、一人一人の個性に応じ、進路や就職において、多様な選択を可能とする指導が行われています。
- 生涯を通じて男女共同参画に関する学習機会が提供され、「教育、仕事、老後」という単線型の人生設計ではなく、ライフステージに応じた様々な働き方、学び方、生き方の選択ができるようになっています。

基本目標 IV－1

固定的性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアス（無意識の思い込みや偏見）の解消

（現状と課題）

県の男女共同参画に関する意識・実態調査（令和7年度）では、男女の地位の平等感について、「社会通念や風潮」や「社会全体」などで男女とも不平等感が強い傾向が続いています。この背景には、長年にわたり人々の中に形成された固定的性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアス（無意識の思い込みや偏見）があることが挙げられます。

一方で、同調査の「男は仕事、女は家庭」といった固定的性別役割分担意識を問う設問について、令和2年度までは増加していた、固定的役割分担に《同感しない（合計）》（「同感しない」、「どちらかといえば同感しない」の合計）の割合が、今回調査では減少に転じる揺り戻しの現象もみられました。

性別に対する意識や思い込み、偏見などは誰にでもあることを理解して、その影響を極力なくしていこうとする一人一人の意識や社会の在りようが強く求められています。

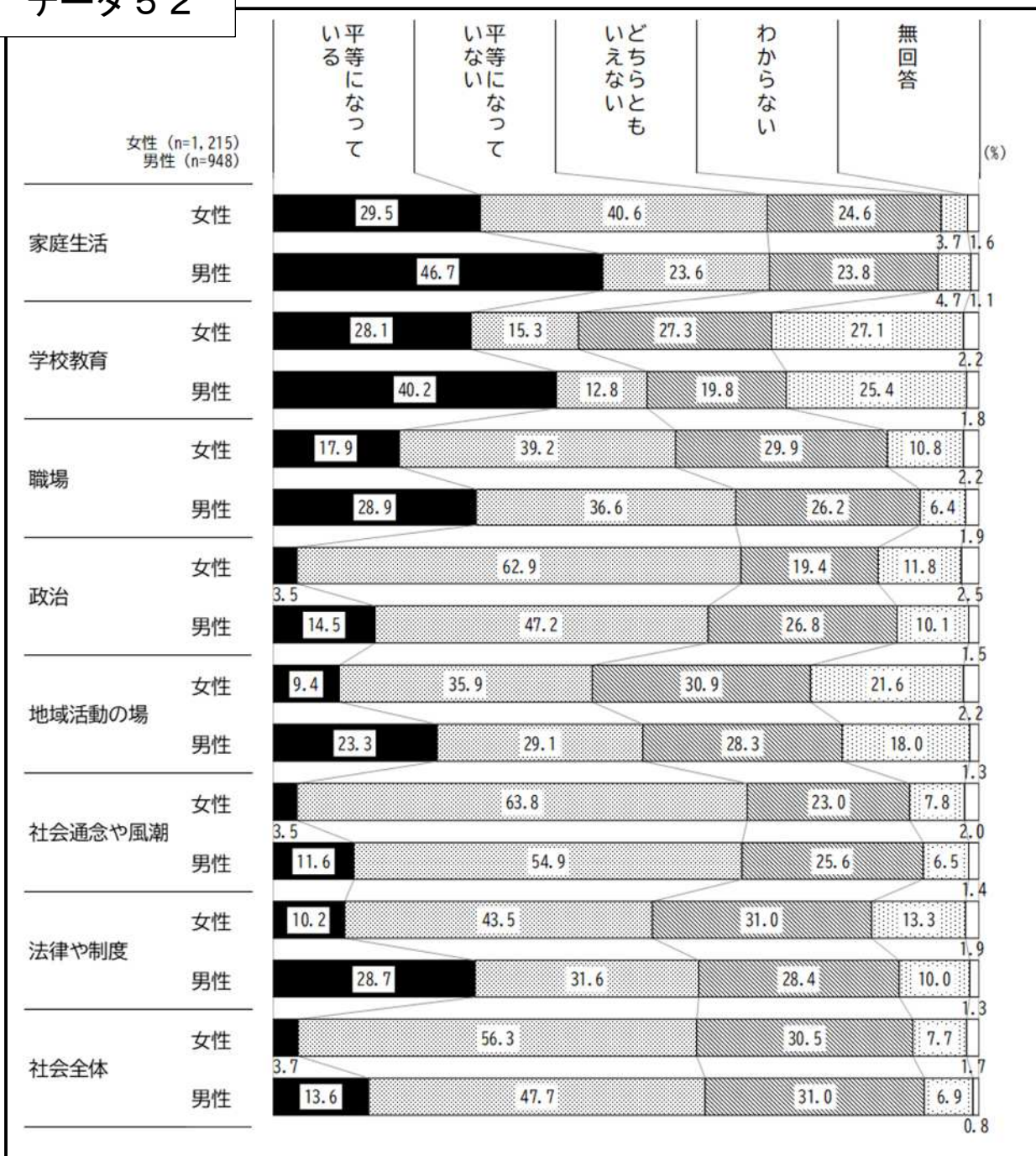
新聞・テレビ・ラジオ・インターネットなどのメディアが公衆に表示する情報が、県民の意識形成に大きな影響を与えます。人は、自身の意見を肯定する特定の情報のみを収集したり、類似の思想を持つ者同士で集まる傾向があり、昨今は、SNSの利用がその傾向に拍車をかけていると言われます。それにより偏見や差別的志向が拡散されたり増幅される懸念も指摘されていることから、各メディアが連携しながら積極的に情報発信をしていく必要があります。

また、公衆に情報を表示する場合、固定的性別役割分担や女性に対する暴力を助長又は連想させるような表現に十分留意するよう、県が率先して取組を進めるとともに、メディアにおける自主的な取組を促進する必要があり、公衆に表示される情報について、男女共

同参画の視点から県民自身が主体的に読み解き、自己発信できる能力を養うことが求められています。

データ 5 2

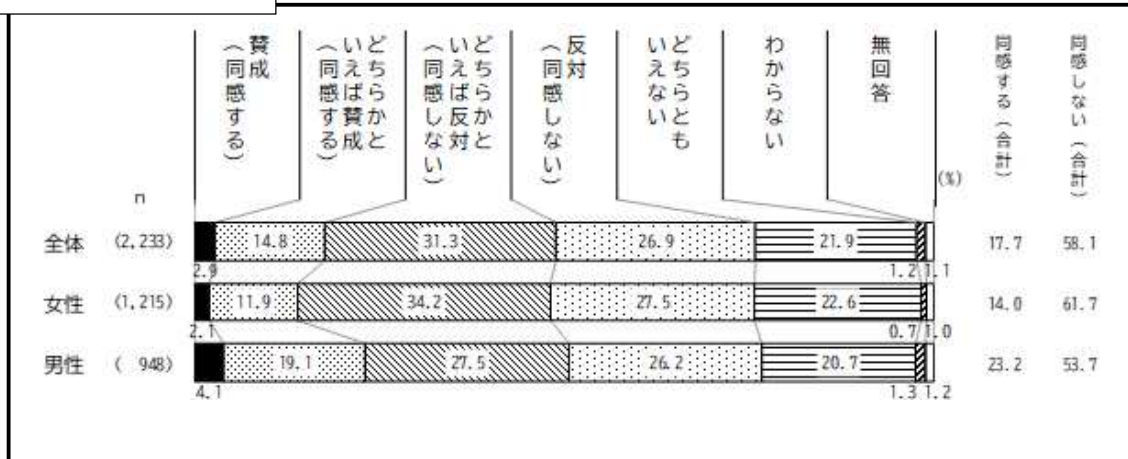
男女の地位の平等感



資料：県人権・男女共同参画課「令和7年度男女共同参画に関する意識・実態調査」

データ 5 3

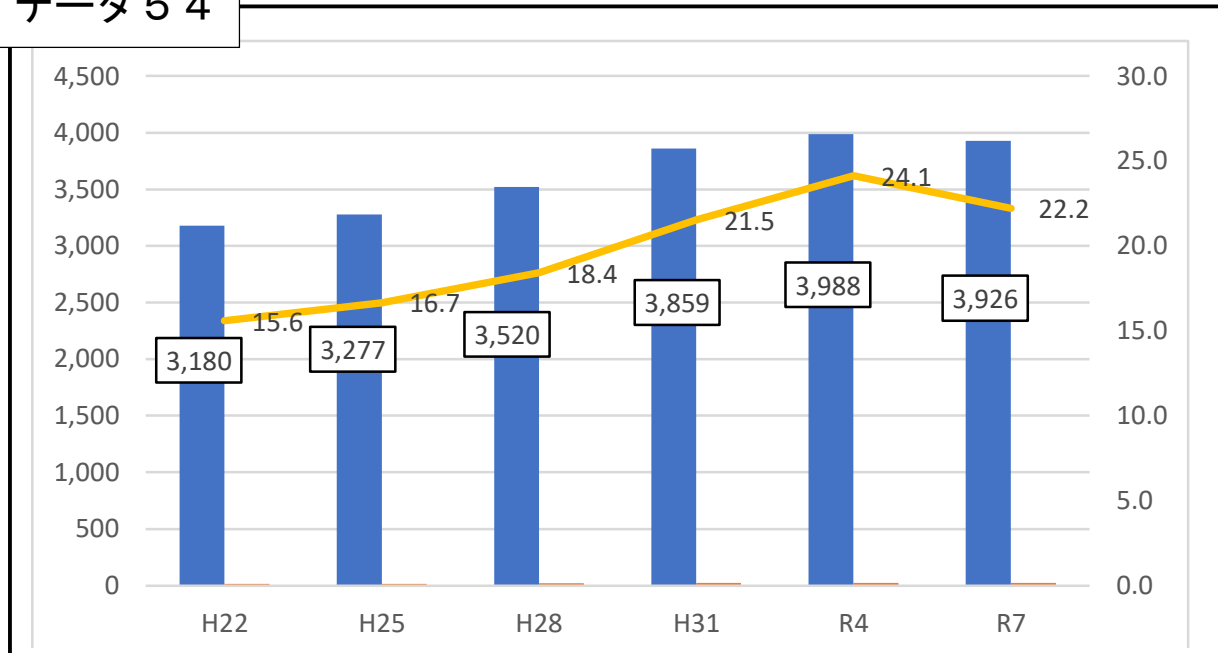
性別役割分担意識（県）



資料：県人権・男女共同参画課「令和7年度男女共同参画に関する意識・実態調査」

データ 5 4

新聞・通信社における記者の女性割合の推移（全国）



資料：内閣府男女共同参画局「女性の政策・方針決定参画状況調べ」より作成

施策の基本的な方向

(1) 固定的性別役割分担意識の解消に向けた広報・啓発活動の推進

固定的性別役割分担意識の解消に向けて、県が広報物の活用やホームページ等での発信を通じて、事業者や県民に対して広報・啓発活動を積極的に展開するとともに、事業者や県民による自主的な取組の促進を図ります。

その際、各種メディアの幅広い活用を図ります。

推進項目

- 470 ① 調査による実態把握を通じた、働く場・家庭・地域における慣行（社会通念・習慣・しきたり）や法制度などの見直しの促進（県民生活部）
- 471 ② 男女共同参画社会の実現に向けた意識啓発事業の推進（県民生活部）
- 472 ア 事業者、行政職員に対する意識啓発
- 473 イ 男性を対象とする事業の充実
- 474 ウ 男女共同参画推進センター（With You さいたま）による講師派遣や講座の実施
- 475 エ 男女共同参画推進の功績に対する表彰制度の実施
- 476 ③ 男女共同参画の視点に立った県の広報物等の活用による広報・啓発活動（県民生活部、全庁）
- 477 ④ 各種メディアの幅広い活用による広報・啓発活動（県民生活部、全庁）
- 478 ⑤ 事業者・民間団体・県民と連携した広報・啓発活動（県民生活部、全庁）
- 479 ア 男女共同参画推進センター（With You さいたま）を拠点とする広報・啓発活動

施策の基本的な方向

(2) 男女共同参画に関する法制度や救済制度の活用能力の向上及び相談・情報提供による支援

男女共同参画に関する法制度や救済制度の積極的な活用を促進するため、誰にでも理解できるよう広報を行い、法的識字能力（リーガル・リテラシー）*の向上に向けて学習機会の充実を図ります。その際、高齢者、障害者、外国人など、情報を得にくい人に配慮します。

さらに、相談内容に応じた法制度や救済制度についての助言、情報提供、関係機関との連携などによる総合的な支援を行います。

推進項目

- 480 ① 男女共同参画に関する情報提供及び学習機会の提供（県民生活部）
- 481 ア 男女共同参画推進センター（With You さいたま）による情報提供及び学習機会の提供

- 482 ② 相談・救済体制の充実（県民生活部、関係部局）
- 483 ア 男女共同参画推進センター（With You さいたま）での相談の充実
- 484 イ 社会的・文化的に形成された性別（ジェンダー）の視点を養う相談担当者の研修の実施
- 485 ウ 男女共同参画苦情処理制度の活用（再掲）

施策の基本的な方向

（３）ジェンダー主流化の視点を取り込んだ企画立案及び実施の推進

県のあらゆる施策にジェンダー主流化の視点を盛り込んでいくため、男女共同参画や性差の現況を客観的に把握できるよう、統計の設計や結果の表し方などの見直しや、統計情報などの収集・整備・提供の充実を図るなど、その促進を図ります。

また、県のあらゆる施策について、男女が等しくその効果を楽しむことができるよう、ジェンダー主流化の視点を取り込んだ施策の企画立案及び実施を推進します。

さらに、取組に対する配慮の度合いを評価することを通じ、ジェンダー平等に向けた県政運営を目指します。

推進項目

- 486 ① 男女共同参画に関する統計情報や出版物の収集・整備・提供（県民生活部）
- 487 ア 男女共同参画推進センター（With You さいたま）を拠点とする情報収集・提供
- 488 イ 男女共同参画関連施策の推進状況に関する年次報告の作成・公表
- 489 ② 男女共同参画に関する意識や実態の把握（県民生活部）
- 490 ア 男女共同参画に関する意識・実態調査の実施
- 491 イ 男女共同参画推進センター（With You さいたま）で行う調査・研究
- 492 ③ ジェンダー主流化の視点による施策の企画・立案・実施の推進（県民生活部、全庁）
- 493 ア 企画立案時等におけるジェンダー主流化によるチェックの実施
- 494 イ ジェンダー主流化推進監による県庁内各部局等における取組みの統括
- 495 ウ 男女共同参画等推進員等による県庁内各課所における取組の推進
- 496 エ ジェンダー主流化配慮度評価の実施
- 497 ④ 市町村等と連携したジェンダー主流化の取組の推進（県民生活部）
- 498 ア ジェンダー主流化の取組に関する情報提供等

施策の基本的な方向

(4) メディアにおける男女の人権、とりわけ女性の人権を尊重する自主的な取組への働きかけ

固定的性別役割分担意識や女性に対する暴力を助長したり連想させたりするような表現については、十分留意することが求められます。これらを助長又は連想させるような表現の排除に向けた社会的気運の醸成を図るため、広報・啓発や学習機会の充実を図ります。男女の人権、とりわけ女性の人権を尊重する視点に立った自主研修の実施や、企画・制作・編集方針決定の場へ女性を参画させるなどするよう、メディアに対し協力を働きかけます。

推進項目

- 499 ① メディアにおける男女の人権、とりわけ女性の人権の尊重に向けた自主的な取組への働きかけ（県民生活部、関係部局）
- 500 ② 情報を制作・発信する側の企画、制作、編集など方針決定の場への女性の参画の促進（県民生活部、関係部局）
- 501 ③ 情報活用能力（メディア・リテラシー*）に関する講座等の開催による普及啓発（県民生活部、関係部局）

施策の基本的な方向

(5) 人権を侵害するような性・暴力表現を扱ったメディアからの青少年などの保護

人権を侵害するようなメディアでの性・暴力表現への対応として、法令等に基づき、対策を講じます。

その際、インターネットなどのメディアへの対応や、児童の権利保護、青少年の健全育成の観点に配慮します。

推進項目

- 502 ① 人権を侵害するような性・暴力表現を扱ったメディアからの青少年などの保護の推進（県民生活部、警察本部）
- 503 ア 埼玉県青少年健全育成条例に基づく有害な環境に対する規制・業界への指導（再掲）
- 504 イ 児童買春・児童ポルノ禁止法に基づく対策の推進
- 505 ウ インターネットなどを利用したわいせつ事案などの犯罪の取締り
- 506 エ いわゆるアダルトビデオ出演被害問題・「JKビジネス」問題等、若年層を対象とした性暴力被害に対する予防啓発の推進

基本目標 IV-2

男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実

(現状と課題)

男女共同参画社会の形成を阻害する大きな要因として、働き方・暮らし方の根底に長年にわたり人々の中に形成された固定的性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアス（無意識の思い込みや偏見）があることが挙げられます。

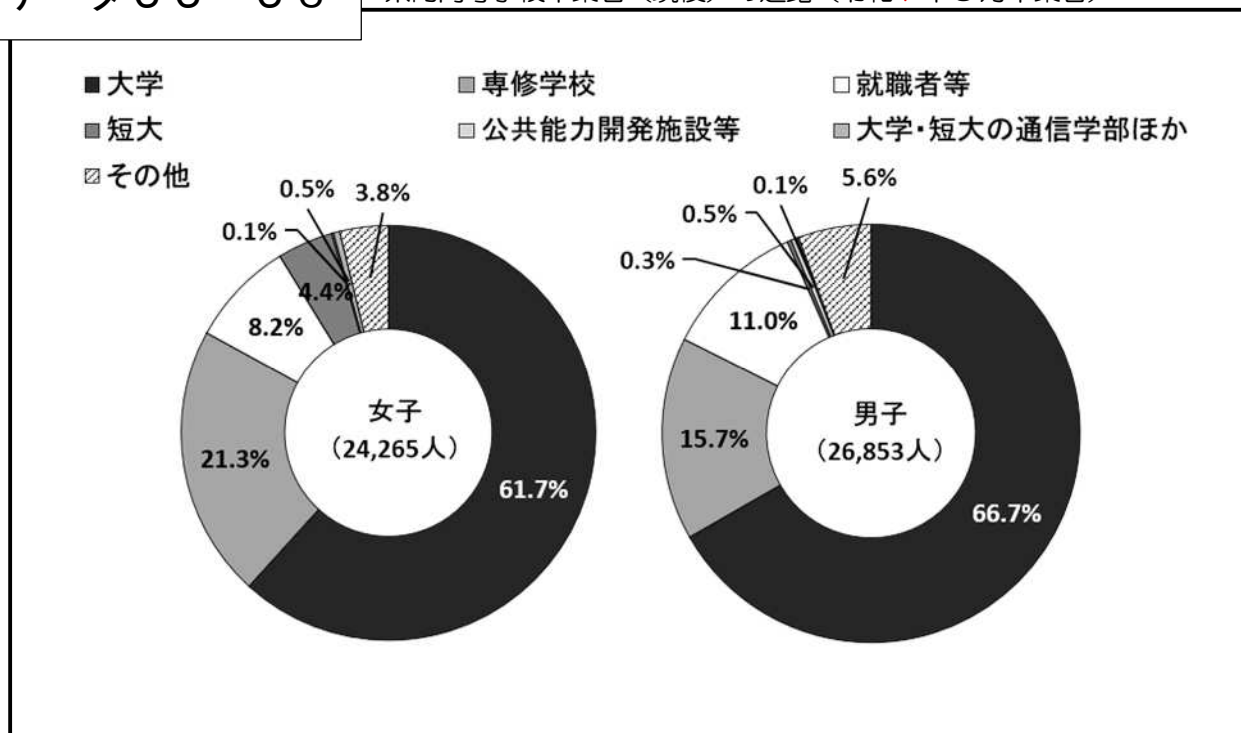
男性像や女性像といった性別に対する期待や態度は、社会的な慣習や、地域や身近な人間関係の中で無意識のうちに形成されるため、世代や性別を問わず、無意識の思い込みに気づき意識を変えていく取組が極めて重要になります。

近年、デジタル端末の活用が低年齢化し、SNSの利用により、性差別を助長する偏った情報や性に関する誤情報など、こどもの心身の成長にとって有害な情報に早期から接する機会が増えています。他人の人権を侵害するような情報の拡散など、深刻な加害・被害が懸念されるところです。

こどもの頃から、男女が共に一人の自立した人間として互いの人格や個性を尊重しあう態度を養うとともに、性別にかかわらず、一人一人の個性や能力を発揮して自らの意思によって行動できることや情報活用能力（メディア・リテラシー）を身に着けることが強く求められています。家庭や地域においても男女共同参画に関する学習機会の充実を図り、子供への接し方も含め、男女共同参画の視点に立った行動を促進していく必要があります。

データ 55・56

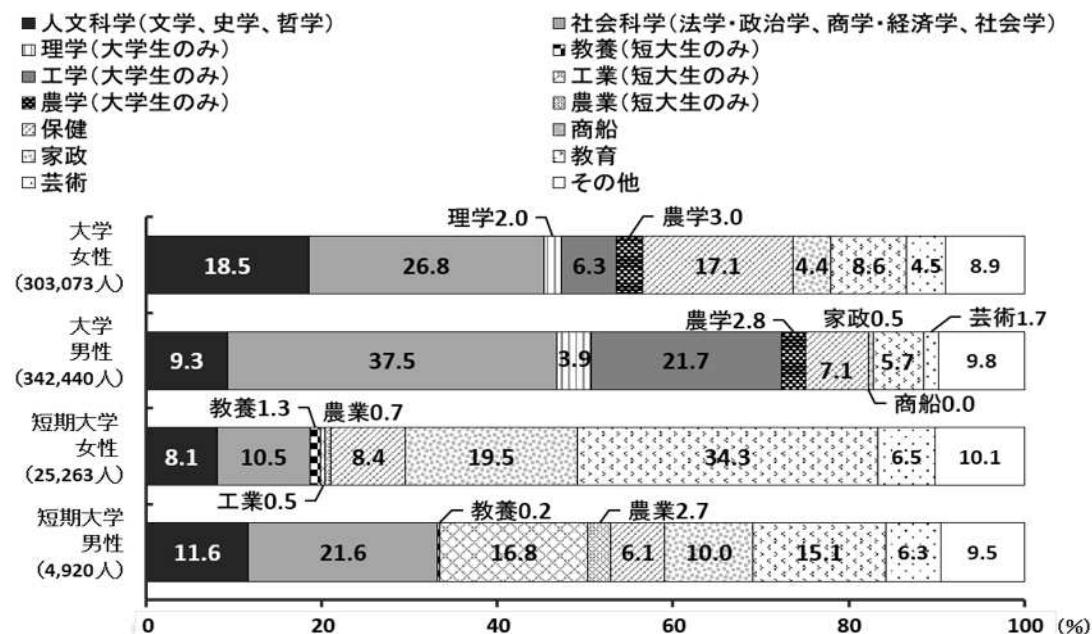
県内高等学校卒業者（現役）の進路（令和7年3月卒業者）



資料：文部科学省「令和7年度学校基本調査」より作成

データ 57 (大学・短大)

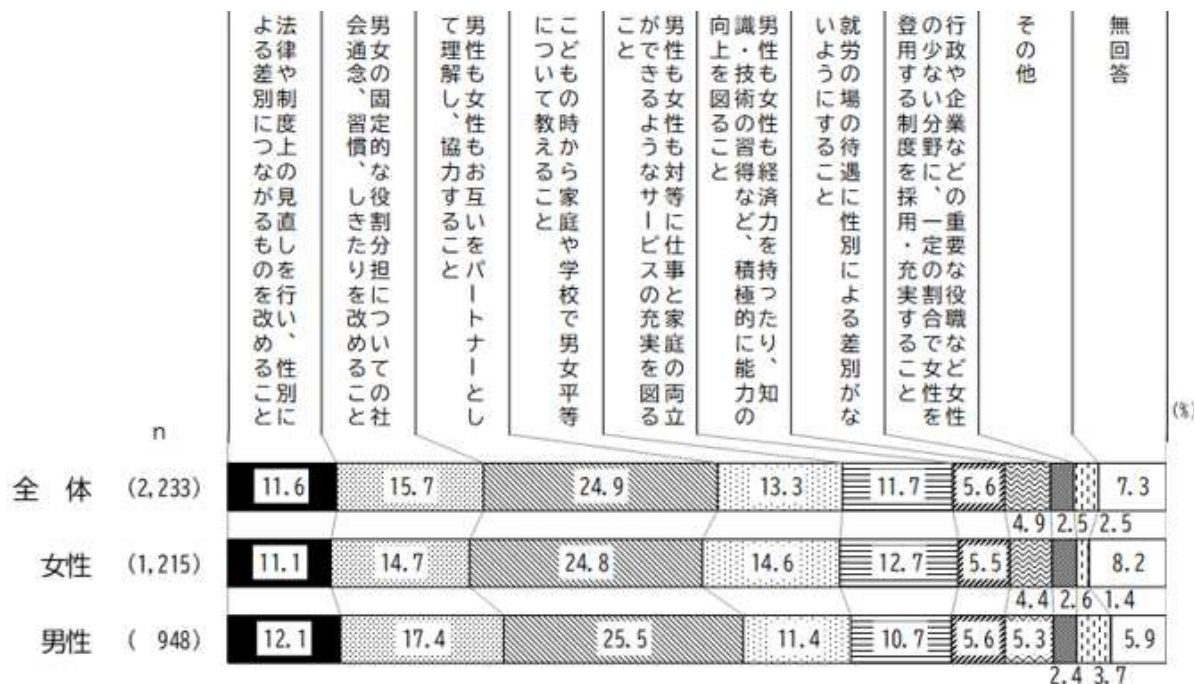
大学・短期大学入学者の専攻分野別構成（全国）



資料：文部科学省「令和7年度学校基本調査」より作成

データ 58

男女共同参画社会の実現のために必要なこと



資料：県人権・男女共同参画課「令和7年度男女共同参画に関する意識・実態調査」

施策の基本的な方向

(1) 男女共同参画の視点に立ったジェンダー平等教育の推進

学校教育は、男女共同参画の意識を育てる重要な場であることから、人権尊重を基盤としたジェンダー平等観の形成を促進するため、男女共同参画及びジェンダー平等の視点に立った教育を推進します。

推進項目

- 507 ① 学校教育におけるジェンダー平等教育の推進（総務部、教育局）
- 508 ア 学習指導要領に基づく、発達の段階に応じた性に関する指導の実施
- 509 イ 人権感覚育成プログラム*の実践による人権感覚の育成
- 510 ウ 人権尊重やジェンダー平等の重要性、男女の相互理解と協力、家庭生活や働く場における男女共同参画の大切さなどの教育活動全体を通じた指導の充実
- 511 エ 男女が協力して家族の一員としての役割を果たし、より良い家庭を築けるような家庭科教育の充実
- 512 オ 教育活動の様々な場面での性別に基づく固定的な役割分担意識の見直し
- 537 カ 性に関する知識や態度と生命の尊さなどを関連付けて学ぶ生命（いのち）の安全教育の推進（再掲）
- 513 ② 男女共同参画・ジェンダーに関する調査・研究などの充実（県民生活部、関係部局）
- 514
- 515 ③ 教職員などに対する意識啓発及び研修の充実（総務部、教育局）
- 516 ア ジェンダー平等意識を高めるための教職員研修の充実
- イ セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進

施策の基本的な方向

(2) 男女共同参画の視点に立った家庭教育の促進

幼少の頃から男女共同参画の意識を育むためには、家庭教育が大きな役割を果たしています。固定的性別役割分担意識にとらわれない家庭教育が促進されるよう、男女共同参画の視点に立った広報・情報提供や学習機会の充実を図ります。

推進項目

- 517 ① 男女共同参画の視点に立った家庭・地域教育の推進（県民生活部、教育局）
- 518 ア 男女共同参画推進センター（With You さいたま）における講座・研修事業の実施
- 519 イ 「親の学習*」などの家庭教育支援の充実
- 520 ウ 学校応援団*の推進
- 521 ② 家庭教育に関する情報提供や学習機会の充実（教育局）
- 522

施策の基本的な方向

(3) 男女共同参画を推進し多様な選択を可能とする学習の推進

男女共同参画の意識を広く浸透させるために、男女共同参画に関する学習機会を充実します。

さらに、女性があらゆる分野に参画する力をつけるために、生涯にわたる様々な学習機会の充実を図ります。

国際社会における男女共同参画の推進に関する取組や様々な課題についての情報の収集・提供や学習機会の充実を図ります。

推進項目

- 523 ① 男女共同参画に関する学習機会の充実（県民生活部、関係部局）
- 524 ア 男女共同参画推進センター（With You さいたま）などにおけるライフステージに応じた研修や講座の開催
- 525 イ 県民の視点に立ったウェブサービスの運営、インターネットを活用した情報提供の拡充
- 526 ② 人材の育成（県民生活部、関係部局）
- 527 ア 地域リーダーの育成と活用（再掲）
- 528 イ 男女共同参画推進センター（With You さいたま）などの講座・研修事業による人材育成を通じた地域での男女共同参画の活動促進
- 529 ③ 女性のキャリア形成支援（県民生活部、教育局、関係部局）
- 530 ア 男女共同参画推進センター（With You さいたま）などにおける女性のキャリア形成支援
- 531 イ 生涯学習ステーション*による人材登録制度の紹介や学習情報の提供
- 532 ④ キャリア教育*の推進（県民生活部、教育局）
- 533 ア 理工系分野など多様な進路への理解・関心の向上
- 534 イ キャリア形成のために必要な能力や態度を育成
- 535 ウ 職業体験活動の機会の提供

施策の基本的な方向

(4) 男女共同参画に関する国際理解、国際交流、国際協力の推進

国際社会における男女共同参画の推進に関する取組や様々な課題についての情報の収集・提供や学習機会の充実を図ります。民間団体や県民における国際交流・国際協力を促進するため、団体への情報提供や団体間のネットワーク化を充実するとともに、民間団体などと協力・連携しながら国際協力を推進します。

推進項目

- 382 ① 男女共同参画に関する国際的情報の収集・啓発（県民生活部）
- 383 ② 男女共同参画に関する国際的動向についての学習機会の提供
（県民生活部、関係部局）
- 384 ア 男女共同参画推進センター（With You さいたま）における研修・講座などの実施
- 385 イ 独立行政法人男女共同参画機構（JGEPA（ジーパ））*との連携
- 386 ③ 県民主体の国際交流の推進（県民生活部）
- 387 ④ 国際交流団体・国際協力団体などによる男女共同参画に関する取組の促進
（県民生活部）
- 388 ア 男女共同参画推進センター（With You さいたま）での男女共同参画の視点により実施する自主活動・交流支援事業への支援
- 389 イ NGO・NPOの国際交流、途上国の女性支援に配慮した国際協力への活動支援
- 390 ⑤ 地球環境の保全に対する国際協力・国際交流の推進（環境部）